



現代民主主義社会の市民を育成する 歴史カリキュラムの開発研究

(課題番号 10680278)

平成10年度～平成12年度科学研究費補助金

(基盤研究(C)(2))

研究成果報告書

2001(平成13)年3月

研究代表者 池野 範 男

(広島大学教育学部教授)

0130453235



目次

研究の概要	1
1 研究題目	1
2 研究組織	1
3 研究経費	1
4 研究の目的と方法	1
5 研究の特質と意義	2
6 研究経過	3
第一部 現代民主主義社会における歴史カリキュラム原理の探求	5
第1章 歴史カリキュラムとその研究の現状と問題点	7
第2章 ディスコースとしての歴史教育の構造	
－歴史構成主義－	15
第3章 現代民主主義社会の市民を育成する歴史教育の原理	
－歴史解釈の批判化－	20
第二部 現代民主主義社会の市民を育成する授業の構築	26
第1章 現代民主主義社会の市民を育成するための社会科	
(地理, 歴史) の単元	29
第2章 現代民主主義社会における環境学習	
－地理単元「地球の壊れやすい生態系をいかに守るか」－	37
第3章 現代民主主義社会の制度学習	
－世界史単元「アメリカ独立革命－革命はいかなる状況で	
正当化されるか」－	54
第4章 現代民主主義社会における社会問題史学習	
1 日本史単元「女性と教育－保井コノはどのような問題にぶ	
つかったのか」	67
2 日本史単元「戦前の婦人運動－なぜ戦前の婦人運動は体制	
化したのか」	85

広島大学図書館

0130453235



研究の概要

1 研究題目

現代民主主義社会の市民を育成する歴史カリキュラムの開発研究

2 研究組織

研究代表者：池野 範男（広島大学教育学部教授）

研究協力者：植田 健（広島大学大学院教育学研究科博士課程前期）

笠崎 俊正（広島大学大学院教育学研究科博士課程前期）

久保啓太郎（広島大学大学院教育学研究科博士課程前期）

河野 暁（広島大学大学院教育学研究科博士課程前期）

渡部 竜也（広島大学大学院教育学研究科博士課程前期）

岩元 光博（広島大学大学院教育学研究科博士課程前期）

角田 将士（広島大学大学院教育学研究科博士課程前期）

土居 延匡（広島大学大学院教育学研究科博士課程前期）

西村 弘治（広島大学大学院教育学研究科博士課程前期）

平田 浩一（広島大学大学院教育学研究科博士課程前期）

松本 佳子（広島大学大学院教育学研究科博士課程前期）

三輪 玲子（広島大学大学院教育学研究科博士課程前期）

重松 純（広島大学研究生）

3 研究経費

平成10年度	1,200千円
平成11年度	600千円
平成12年度	600千円
計	2,400千円

4 研究の目的と方法

(1) 研究の背景

社会科教育が成立し、50年を経た。この間社会科教育はつねに民主主義社会における市民の育成を担う中核教科として位置づけられてきた。この課題を社会科教育は充分果たしていたとは到底いえない。とりわけ歴史教育はそうである。歴史教育は再度民主主義社会における役割を確定する必要がある。

現代の社会科も、現代の社会の社会的政治的課題を解決する市民を育成する教科である。しかしながら、このような社会科の使命は教科の目標に示されても、カリキュラム上には反映されていない。

歴史は日本史や外国史の通史でそのカリキュラムを構成している。現代の社会が民主主義社会として発展しようとしているとき、歴史教育はこのような通史で構成されたものでその役割を果たすことができるのだろうかという疑問が湧いてくる。広く諸外国の歴史教育を参照し、また、授業実践も視野に入れて、この疑問に理論的に、また、具体的に答えることが必要であろう。

1990年代になり、ドイツ、イギリス、アメリカにおける歴史教育は新たな展開を示している。ドイツでは東西ドイツ統合という画期的な出来事を通して歴史カリキュラムを冷戦構造のカリキュラムから民主主義社会のカリキュラムへ変貌させている。イギリスではナショナル・カリキュラムの制定、改訂を通じて歴史教育の変革を推進している。また、アメリカでは、ナショナル・スタンダードの作成、改訂を通じて歴史教育の本質をめぐる論争が巻き起こっている。1990年代の歴史教育は世界的現象として新たな展開をしているといえるだろう。

このような世界的状況を受けて、わが国の歴史教育は、再度社会的政治的課題を担うものに再構築する必要があると思われる。

(2) 研究の目的と方法

現代の社会において新たに求められている歴史教育の役割と機能を明らかにするために、本研究における第一の目的を、歴史カリキュラムの多様な形態を典型的に解明することとし、第二の目的は、現代の民主主義社会に求められている歴史教育とは何かを検討し究明することとする。

第一の目的のために、外国の歴史カリキュラムを収集し、多様な歴史教育を分析し、現在の歴史教育とはことなつた原理を探求する。また、わが国で新しく行われている歴史教育実践を広く収集し、分析し、わが国で現在求められている歴史教育の新しい役割と機能を究明する。

第二の目的のために、現代民主主義社会に求められている歴史教育の新しい形態を社会科教育の体系に組み込むための教科原理、カリキュラム原理、授業構造を検討し、歴史教育の新しい役割を提示する。

5 研究の特質と意義

本研究の特質と意義は次の四点である。

第一は、年代史、通史というこれまでの歴史教育や歴史カリキュラムの原理を越えることである。常識や通念としての歴史教育や歴史カリキュラムは、歴史を古代から現代への時間的経過であること、また、出来事や事件を中心に構成することを前提にしている。本研究では、このような常識や通念自体を疑い、それを越えた歴史教育や歴史カリキュラムの原理を見つけようとする。

第二は、新しい歴史教育の基盤として、歴史のディスコース論を提示していることである。本研究では、歴史が存在としてあるのではなく、構成されたディスコースとして見ることによって、歴史教育の教室実態と合致させることができる。これまでの歴史教育では、歴史そのものの存在を教えるという不可能なことを行おうとしていた。これを批判・反省し、歴史はわれわれが構成したディスコースであるという歴史教育の教室実態に即すものに歴史教育の考えを転換させるのである。

第三は、現代民主主義社会における社会原理である社会形成を社会科教育とともに、歴史教育の基本原理にしていることである。社会科教育と歴史教育を同一の原理の下に置き、歴史教育を同じ構成原理によって社会科という一教科の中に位置づけることができることを明らかにしたことである。これまでの社会科教育研究では、社会科教育を地理教育、歴史教育、公民教育に分けたときには、これら三つはちがった原理でことなつた役割を果たすと考えられてきた。本研究では、その考えを覆し、同じ原理で同じ役割を果たすという考えを提示したのである。

第四は、歴史教育によって民主主義社会の形成を担う市民を育成する方法原理を示したことである。

民主主義社会を形成する原理である批判を社会科，そして歴史教育の方法原理にすることによって，社会形成力を育成する社会科，歴史教育を構築することができるようになる。従来の歴史教育は，無批判的か批判的かのちがいがあっても，単に社会（やその歴史）を受容してきた。本研究では，社会（やその歴史）を批判し新たに構築・形成することが，社会科（歴史）教室の役割であることを明確に示したのである。

この四点は，社会科が批判主義にもとづいて遂行されるという研究代表者の基本的な見解¹⁾によって，明らかにされたものである。

6 研究経過

(1) 平成10年度の研究

平成10年度には次の二点を中心に行った。

- ① 諸外国の歴史教科書，社会科教科書などを収集し，歴史教科書，社会科教科書に示されたカリキュラム構造，授業構造を分析した。
- ② 新しい歴史教育実践を構築しようとしている教育者の授業実践を収集し，各実践の構造を分析し，その実践がめざす歴史教育の方向性を確認した。

(2) 平成11年度の研究

平成11年度には次の三点を中心に行った。

- ① 諸外国の歴史教科書，社会科教科書などを収集し，歴史教科書，社会科教科書に示されたカリキュラム構造，授業構造を分析した。
- ② 新しい歴史教育実践を構築しようとしている教育者の授業実践を収集し，各実践の構造を分析し，現代の歴史教育の方向性と問題点を解明した。
- ③ 現代の歴史教育の問題点を解決する原理を明らかにし，それにもとづいた歴史授業を社会問題史として開発し，一部を論文として発表した²⁾。

(3) 平成12年度の研究

平成12年度には次の四点を中心に行った。

- ① 諸外国の歴史教科書，社会科教科書などを分析し，カリキュラム原理，授業原理を解明した。
- ② 新しい歴史教育実践を構築しようとしている教育者の授業実践を収集し，各実践の構造を分析し，現代の社会科教育や歴史教育の問題点と課題を究明した。
- ③ 現代の歴史教育の課題を解決する原理を探求し，それにもとづいた地理授業，歴史授業を開発した。
- ④ 三ヶ年の研究をまとめ，研究成果報告書を作成した。

注

1) 池野範男「批判主義の社会科」『社会科研究』第50号，1999年，61-70頁。

2) 池野範男，ほか「近現代史学習の授業開発の研究(IV)－社会問題史学習の小単元「男女平等を考える」－」広島大学教育学部・関係附属学校園共同研究体制『研究紀要』第28号，2000年，107-116頁。

第 一 部

現代民主主義社会における
歴史カリキュラム原理の探求

第 1 章

歴史カリキュラムとその研究の 現状と問題点

0 問題の所在

本章の目的は、わが国における歴史カリキュラムの現状を把握し、その問題点を指摘することである。

現在、社会科教育、歴史教育は閉塞状況にあり、研究者、教師、生徒、両親、行政当局もこの状況を抜け出せないところにいる。歴史教育、とくに歴史カリキュラム論上の問題点として、年代史構成を指摘することができる。歴史教育の内容編成原理として通用している年代史構成は、歴史の事実をもって過去から現在までを古い順に並べ、時代を追って歴史全体を教えることを目的にしたものである。この年代史構成それ自体が問題のかたまりである。とりわけ、次の二点が問題である。すなわち、一つは歴史的事実（ここでは、史実ということにしよう）を教える（史実とその等価性）という神話にとらわれていること、もう一つは内容の選択基準がないこと（内容の等価性）、である。歴史カリキュラム論における内容編成原理としての年代史構成はこの二つの等価性にもとづいている。そして、これまで歴史教育研究はこの二つの等価性にとらわれすぎていた。これらの等価性を克服することが、歴史カリキュラム研究の最大の課題である。

近年、多くの歴史教育論で近現代史重視が主張されている。この主張は、歴史教育の内容を構成する諸時代は等価ではなく、現在に近い近代や現代が重要であると考えている。この主張の根拠づけには二つの種類がある。一つは歴史そのものの側において根拠づけるものであり、もう一つは、歴史を見る側、学ぶ側において根拠づけるものである。前者の歴史そのものの側において根拠づけられるという考えは不可能である。というのも学習対象となる歴史は史実であれ時代であれ、それ自体において有意義であったり、無意義であったり、またより重要であったりすることを示すことはないからである。有意義、無意義の区別や重要性は、われわれが他の史実や他の時代と比較して、われわれの設定する観点において作り出されるものだからである。したがって、歴史における史実や時代の差異はわれわれと歴史との関連において生ずるものなのである。そうであるならば、近現代史重視という主張は、われわれとの関連、学習者と歴史との関連において根拠づけられるものであろう。

現在多くの歴史教育論はまた、年代史構成を採用しながら、近現代史重視を主張する。近現代史重視と年代史構成とは本来相入れないものである。近現代史重視という主張の根拠は、各時代がわれわれと歴史との関連において差異を作り出すことである。この時代の差異化によって近現代という時代が他の時代より重要視される。つまり、各時代は等価のものではなくなるのである。

しかし、年代史構成は、次のような特徴をもっている。

- a. 各時代の史実を語ること
- b. 各時代は基本的に欠くことができないこと
- c. 各時代は同等の価値をもっていること

これらの三点によって、年代史構成は時代を全体的に捉え、かつ、時代を網羅する。この条件がと

とのったとき、理論上各時代は等価な価値関係になる。各時代、また、その中の史実の各々が等価なものとして位置づけられると、あれもこれも教える必要が出てくる。結局、この構成それ自体では教材選択は不可能となる。年代史構成にもとづくかぎり、本来近現代史重視という主張はできないのである。

年代史構成の特徴であるこれら三点こそ、歴史教育を歴史の中に閉じ込め、歴史教育の閉塞状況を作り出しているものなのである。

そこで、ここではこれら三点から歴史カリキュラムを考察し、その理論的問題点を提示することにしてしよう。その際、中学校歴史カリキュラムを事例として取り上げ、そこにおいて歴史学習が歴史理解としていかなる形で示されるのかを明らかにすることにした。

1 年代史構成における歴史カリキュラムの類型化

1955（昭和30）年版学習指導要領以降、これまで40数年間学習指導要領に従って行われてきた歴史カリキュラムは年代史構成を採用してきた。この年代史構成に限定し、その歴史内容を類型化し、それにもとづいて現実に行われている歴史カリキュラムの問題点を明らかにする。

この類型化では、歴史という対象をどのようなものとして見るのかということを経験にする。この指標にもとづくと、歴史カリキュラムは二つに分けることができる。つまり、史実としての歴史と時代としての歴史である。これらは別々のものではない。後者の時代としての歴史は、前者の史実としての歴史を包含している。しかし、ここでは別個のものとして取り扱う。また、これら二つは内的に等価か否かという指標によって、さらに二分される。

このように二つの指標によって作成される歴史カリキュラムの類型は次の四つである。

- 第一類型：史実の等価性にもとづく歴史カリキュラム
- 第二類型：史実の非等価性にもとづく歴史カリキュラム
- 第三類型：時代の等価性にもとづく歴史カリキュラム
- 第四類型：時代の非等価性にもとづく歴史カリキュラム

これら四つの類型の特徴と基本的問題点を考察することにしてしよう。

1.1. 第一類型：史実の等価性にもとづく歴史カリキュラム

このカリキュラムでは歴史教育の内容は史実であり、この史実を教授することが歴史教育の最大の任務だと考える。というのも、史実は誰が見ても動かすことができない正確なものだからである。したがって、不偏不党の立場に立つならば、この史実が教育されるべきだと考えるのである。

しかし、このカリキュラムは現実には構成できない理念型である。その理由は二つある。

一つは、史実の等価性は論理的には不可能であることである。史実が等価であるとする、史実は無限大に拡大し、選択が必然となる。このとき、第一類型は論理的に崩壊する。第一類型を具象的に示すと、このカリキュラムは年表になる。年表にどのような小さな字で書き入れようが、そのスペースは限られている。この有限なところに無限にある史実を入れようとするのが年表づくりなのである。年表を作るということは、史実の選択を行うことなのである。史実を等価なものを見ず、個々の史実に優劣をつけている。年表作成上において史実は等価性を失っているのである。

第一類型が論理的に崩壊するもう一つの理由は、史実を同一レベルのものとして示すことができないからである。年表の中に示される史実が同一のレベルにはなく、史実として特定されないことである。大阪書籍の中学校歴史教科書（1988年）についている年表には、おもな出来事として、次のよう

なものが示されている¹⁾。

- 603 冠位十二階を定める
- 604 十七条憲法の制定
- 607 小野妹子を隋に遣わす (遣隋使)
- 630 遣唐使のはじめ
- 645 大化の改新
- 672 壬申の乱, 天皇の力強まる

これらの出来事には、個人の行為のほかに、事件、その結果まで示されている。事件の結果を取り除いたとしても、個人の行為と事件とは同一のレベルとはいえない。大化の改新という事件は、中大兄皇子や中臣鎌足がどうした、蘇我蝦夷や入鹿がどうしたという一連の行為を含み込んでいる。また、行為と事件との関係は相対的なものであろう。したがって、一義的には決定しえないものである。

これらの理由から、第一類型は、理念上では成立可能なものであっても、現実には成立しえないものなのである。

1.2. 第二類型：史実の非等価性にもとづく歴史カリキュラム

史実の非等価性にもとづく歴史カリキュラムは、いわゆる出来事（事件）史カリキュラムである。この出来事（事件）史カリキュラムには、明示化した時代区分はないが、各々の出来事（事件）の選択では暗黙上で時代区分が働く。この歴史カリキュラムの事例として、古くはわが国初の公募歴史教科書『高等小学歴史』（1891(明治24)年)や、安井俊夫『歴史の授業 108時間(上・下)』（地歴社、1990年)を挙げることができる。

第二類型の歴史カリキュラムは、史実、出来事、事件の重要性の度合を選択基準にして、教える史実、出来事、事件を選択し、より重要なものを取り上げ、時間的に古い順に並べているのである。

1.3. 第三類型：時代の等価性にもとづく歴史カリキュラム

第三類型の歴史カリキュラムの典型には、二つのものがある。一つは、政治史的な時代区分による歴史カリキュラムである。政治史的時代区分では、政権の所在地を時代名にしたものが最も代表的なものである。日本史では、大和－飛鳥－奈良－平安－鎌倉－室町－安土桃山－江戸－明治－大正－昭和－という時代を用いて、各時代を各々同等に示すのである。

もう一つは、原始－古代－中世－近世－近代－現代という区分にもとづいた歴史カリキュラムである。この時代区分でも各々の時代が同等に描かれるのである。

1.4. 第四類型：時代の非等価性にもとづく歴史カリキュラム

時代の非等価性にもとづく歴史カリキュラムの代表的なものは、古代－中世－近代という三区分法の変形である六区分によるものと、社会の発展にもとづいたものである。これら二つの歴史カリキュラムはともに、現在の歴史的発展に規定されて構成されている。これらの二つのものは現実には結合されることが多い。その典型例が、戦後初（1951(昭和26)年）の中学校日本史の学習指導要領に添付された参考目標と参考内容である²⁾。

1.5. 小 結

以上の結果、實際上可能な歴史カリキュラムの類型は、第二類型の史実の非等価性にもとづく歴史カリキュラム、第三類型の時代の等価性にもとづく歴史カリキュラム、第四類型の時代の非等価性にもとづく歴史カリキュラムの三つである。

では、中学校社会科の歴史カリキュラムで一般的なものと考えられる歴史教科書を取り上げ、これらの三つの歴史カリキュラム類型のどれを採っているのかを解明することにしよう。

2 歴史カリキュラムにおける歴史理解の構造

2.1. 教科書分析

(1) 分析対象としての教科書

中学校社会科における歴史的分野の内容が安定した1977（昭和52）年版学習指導要領とそれに対応した教科書を取り上げる。その中でも、具体的な問題を提示している『中学生の社会科 日本の歩みと世界 歴史』（中教出版、1989年）と『中学社会 歴史的分野』（大阪書籍、1988年）を事例として分析対象にしたい。

(2) 歴史カリキュラムとしての教科書

教科書は『中学校学習指導要領 社会編』にしたがって作成されている。そこで、学習指導要領（1977（昭和52）年）と二つの歴史教科書の項目を併記してみよう。それらを表にしたのが、次頁の資料1である。これらの項目には、学習指導要領や各々の教科書における歴史カリキュラムが示されている。

学習指導要領は、全体としては、歴史を政治と文化の発展史と捉えて、政治史的時代区分を用い、〔飛鳥－奈良－平安〕－〔鎌倉－室町〕－〔安土・桃山－江戸〕－〔明治－〕という構成をとっている。しかし、明治以降は、政治・産業に関する出来事（事件）史になっている。

中教出版『中学生の社会科 日本の歩みと世界 歴史』は、古代日本－（中世）封建社会－近代日本－という三区分法にもとづいたものである。しかし、各時代の構成では、封建社会という語を使用しているが、社会を各時代で示そうとする意図は薄く、古代と近代とは基本的には、政治史になっている。

大阪書籍『中学社会 歴史的分野』は、古代社会・国家－封建社会－近代社会・国家－の三区分法にもとづいている。封建社会は、鎌倉時代以後の武家政治と安土・桃山時代以後の封建社会とからなっており、政治と社会との二つの概念によって示されている。近代以降は、この教科書も、政治・経済の出来事（事件）史になっている。

以上から、それぞれは次のような歴史カリキュラムであるといえる。すなわち、学習指導要領は政治史的時代区分にもとづいた政治・文化史カリキュラムであり、近・現代史は出来事（事件）史カリキュラムとなっている。中教出版の教科書は三区分法による発展史カリキュラムであり、大阪書籍の教科書も、封建社会を二段階で構成した三区分法による発展史カリキュラムである。両教科書とも、近・現代史の部分は出来事（事件）史カリキュラムである。

2.2. 歴史理解の構造

上記の二つの教科書では、各時代がどのように子どもたちに理解されるのかを明らかにしよう。

(1) 中教出版『中学生の社会科 日本の歩みと世界 歴史』の場合

一つの時代を学習する出発点と最後のまとめとを分析してみよう。たとえば、「第2章 古代日本の歩み」では、古代日本の出発点となる聖徳太子の政治改革における背景から学び、そこから「太子

資料1 学習指導要領と二つの中学校歴史教科書の項目表

学習指導要領 (1977) 中学校社会科歴史的分野	『中学生の社会科 日本の歩みと 世界歴史』(中教出版, 1989)	『中学社会 歴史的分野』 (大阪書籍, 1988)
(1) 文明のおこりと日本 ア 人類の出現と世界の古代文明 イ 日本人の生活の始まり ウ 国の成り立ちと東アジアの動き	第1章 文明のおこりと日本 1 文明のおこり 2 日本のあけぼの 3 東アジアの動きと日本	第1章 原始から古代へ 1 人類のおこりと古代の文明 2 日本の原始時代 3 古代社会の始まり
(2) 奈良・平安の都と貴族の政治 ア 聖徳太子と飛鳥文化 イ 奈良の都と天平文化 ウ 平安の都と武士のおこり エ 貴族の生活と国風文化	第2章 古代日本の歩み 1 古代国家の成り立ち 2 律令政治の動き 3 武士の進出	第2章 古代社会の確立 1 古代統一国家の完成 2 律令政治の移り変わり 3 変わりゆく東アジアと日本
(3) 武家政治の展開と庶民生活の向上 ア 鎌倉幕府と武士の生活 イ 蒙古襲来とアジアの動き ウ 室町幕府の政治と外交 エ 都市の発達と庶民生活	第3章 封建社会の成り立ち 1 鎌倉幕府の政治 2 室町幕府の政治と外交 3 庶民の成長	第3章 武家政治の展開 1 古代から封建社会へ 2 元の襲来とアジアの諸国家 3 下克上の世の中
(4) 天下統一の歩み ア ヨーロッパ人の来航とその背景 イ 織田・豊臣の国内統一 ウ 安土・桃山時代の文化	第4章 ヨーロッパ人の来航と日本の統一 1 ヨーロッパ世界の形成 2 大航海の時代 3 封建社会の確立	第4章 封建社会の成立 1 ヨーロッパ世界の成立 2 天下統一への動き 3 江戸幕府の成立
(5) 江戸幕府と鎖国 ア 将軍と大名 イ 鎖国と幕府政治の推移 ウ 産業の発達と町人文化	第5章 封建社会の移り変わり 1 江戸幕府の成立と鎖国 2 江戸時代の社会と産業 3 くずれゆく封建社会	第5章 封建社会の移り変わり 1 産業の発達と町民文化 2 幕府政治の改革と百姓一揆
(6) 開国前の日本と世界 ア ヨーロッパの近代社会と産業革命 イ ヨーロッパ勢力の進出とアジア ウ 幕政の改革と対外政策 エ 新しい思想と地方の文化	第6章 ヨーロッパの近代化とアジア 1 市民革命と産業革命 2 欧米列強のアジア侵略	第6章 ヨーロッパの近代化とアジア 1 市民革命 2 産業革命とヨーロッパ諸国の アジア侵略
(7) 明治維新 ア 開国と幕府の滅亡 イ 新政府の成立 ウ 文明開化と殖産興業	第7章 近代日本の成り立ち 1 日本の開国 2 明治維新 3 富国強兵の政策 4 自由民権と帝国議会	第7章 明治維新 1 開国と江戸幕府の滅亡 2 近代国家へのあゆみ 3 自由民権運動と帝国憲法
(8) 近代日本の歩み ア 大日本帝国憲法の制定と議会政治 イ アジアの国際関係と対外政策 ウ 近代産業の発展と社会問題 エ 生活の変化と近代文化の形成	第8章 近代日本の歩み 1 帝国主義の世界 2 日本の大陸政策 3 資本主義の発達	第8章 日本の大陸侵略とアジアの動き 1 帝国主義とアジア 2 日本の資本主義の発展と明治 の文化
(9) 二つの世界大戦と日本 ア 第一次世界大戦と戦後の世界 イ 政党政治の発達と文化の大衆化 ウ 激動する世界と日本 エ 第二次世界大戦	第9章 第一次世界大戦と日本 1 第一次世界大戦 2 大戦後の世界 3 大正デモクラシー 第10章 第二次世界大戦と日本 1 日中戦争 2 第二次世界大戦 3 日本の戦後改革	第9章 第1次世界大戦と日本 1 第1次世界大戦と戦後の世界 2 大正デモクラシーと文化 第10章 第2次世界大戦と日本 1 世界をゆるがす不景気 2 日本の侵略 3 第2次世界大戦
(10) 新しい日本と世界	第11章 現代の世界と日本 1 日本の独立 2 安保闘争と経済成長 3 今日の世界と日本	第11章 新しい日本と世界 1 平和と民主化への動き 2 冷たい戦争と日本の独立 3 日米安保体制と世界の多極化 4 今日の世界と日本

は、隋の動きにどのように対応しようとしたのだろう」という疑問を作って、それを解決する形で、客体としての古代日本を学習するのである³⁾。この部分の要点は「学習のまとめと問題」における表に示されている⁴⁾。

古代は飛鳥時代、奈良時代、平安時代の三つの時代からなり、各時代は代表的な人物とその人物の行為によって示される。したがって、古代は飛鳥、奈良、平安の各時代において代表的な人物の行為によって理解されるものとなっている。

このような過程は、近・現代の部分でも同様なものである。「第8章 近代日本の歩み」ではヨーロッパの東アジアへの進出という国際関係を背景にして、「近代国家の形態を整え、国際政治の舞台に登場しようとしている日本はどのような動きをとるのだろうか。」という疑問を作り、それを解決する形で近代日本の学習をする⁵⁾。

近代日本の学習において取り上げられる主要なものは、日本の産業革命、日清戦争、日露戦争、日韓併合という出来事（事件）である。これらの出来事（事件）の特色を把握して、近代日本の特色とするのである。

中教出版の歴史教科書では、古代－(中世)－近代という三区分法を採っているが、それは枠組だけであって、各時代は人物の行為や政治的出来事（事件）の集合体と考えられ、代表的な人物の行為や出来事（事件）の特色を理解することで、各時代の特色も理解されるのである。

(2) 大阪書籍『中学社会 歴史的分野』の場合

中教出版の教科書と同様に、大阪書籍の教科書における歴史理解の過程を解明してみよう。

たとえば、「第3章 武家政治の展開」では、平治の乱のようすを示した絵から、武士たちが「政治の実権をにぎるようになり」、「武士の世の中が始まった」ことを知らせ、そこで「武家政治は、どのように展開していったのでしょうか。また民衆のくらしや文化は、どのように高まっていったのでしょうか。」という疑問を子どもたちに引き起こさせ、この章全体の基本的問いを作り出す⁶⁾。

武家政治の学習は「学習のまとめ」の1に示される「できごと」によって進められる⁷⁾。出来事としては、平氏の政治、平氏ほろぶ、鎌倉幕府(の成立)、承久の乱、モンゴル民族の統一、元寇、室町幕府(の成立)、明の成立、勘合貿易…などが順次取り上げられ、各出来事が、背景－契機－経過－結果－影響という出来事の展開によって関連づけられるのである。この学習では人物の行為よりも出来事の展開に中心が置かれ、出来事間の関連によって「武家政治の展開」が理解されるように組織されている。

大阪書籍の歴史教科書は、当時の状況を示した絵や写真を提示して、客体として状況を把握して、そこで示されていることを理解の出発点にして、「農民や町人がどのようにして力をつけ、鎖国後の日本はどう動き、変化してきたのでしょうか。」〔第5章〕、「このような新旧の文物がまじり合った社会が、どうしておこってきたのでしょうか。」〔第7章〕「このような戦争は、どうしておこったのでしょうか。」〔第9章〕という問いを提出し⁸⁾、子どもたちにこの問いを共有させて、歴史的起源や歴史的展開を代表的な出来事の関連において理解させ、当該章で示される客体として歴史を認識させるのである。

大阪書籍の歴史教科書では、古代－中世－近代の三区分法を採りながらも、各時代は代表的な出来事（事件）の集合体として組織され、各出来事が関連づけられて、一つの時代に作り上げられる。つまり、代表的な出来事による出来事（事件）史に組織され、各時代区分が総体として理解されるようになっているのである。

(3) 小 結

中学校歴史教科書はこのように、歴史を時代区分して、各時代を客体として設定し、客体としての

歴史に内在する問いを学習の導きとして、客体としての歴史を各時代ごとに認識させているのである。

事例として取り上げた二つの中学校歴史教科書はともに、三区分法によって時代区分しているが、実際には時代にもとづいて歴史カリキュラムは作られていない。

中教出版の歴史教科書では、代表的な人物の行為によって各時代を構成し、人物の行為形態として出来事（事件）を理解し、その出来事の特徴を連結させることで、各時代を理解し、また、各時代をまとめる形で時代区分として示される大きな時代全体を理解するように構成している。この歴史教科書は、人物の行為にもとづいた出来事（事件）の系列史を歴史カリキュラムの中核に置いている。

一方、大阪書籍の歴史教科書では、代表的な出来事（事件）によって各時代を構成し、各出来事の結果や影響によって次の出来事の背景を作り出し、その出来事が生じ展開する中で、また新たな出来事を引き起こすという一連の出来事の展開史として各時代を理解する。この代表的な出来事の展開史がこの教科書における歴史カリキュラムの中核に置かれている。

二つの中学校歴史教科書に含まれる歴史カリキュラムは、代表的な人物や出来事によって時代を構成するものである。この歴史カリキュラムは、大枠では時代の等価性にもとづくが、各時代の構成では代表的な人物や出来事によって構成された史実の非等価性にもとづいている。現行中学校歴史教科書に示されている歴史カリキュラムは、史実の非等価性によって代表的な人物や出来事が選択され、各時代が構成されるとともに、さらに三区分法によって各時代が等価なものとして理解されるわけである。

このように、大枠が時代の等価性によって構成されるために、あらゆる時代をすべて学習することが強いられるのである。この点こそが、年代史構成の基本的考えなのである。

このような歴史カリキュラムでは、各時代には優劣が付けられない。各時代が等価なものとして位置づけられるからである。ここでは発展史という歴史の見方は消失してしまうのである。しかし、各時代が非等価な代表的な人物や出来事によって構成され、各人物の行為や出来事が系列化させられたり展開史として組織されると、発展史という見方が復帰する。各時代の内部が出来事の系列史や展開史という発展史によって組み立てられることによって、等価的な時代に優劣が付け加えられる。そして、現在に近づくほど重要であるという価値が付加されるのである。

3 歴史カリキュラムの問題点

中学校歴史教科書に示される歴史カリキュラムは、時代の等価性という枠組の下で非等価な史実によって構成されたものであった。この歴史カリキュラムは大枠において時代の等価性をもった年代史構成であるが、その内実は個々の史実による出来事史構成となっていたのである。

歴史教科書に含まれる歴史カリキュラムでは、年代史構成のもつ時代の等価性と、出来事史構成のもつ史実の非等価性の二つの要素が結合されている。二つの要素は時代の等価性を大枠にし、史実の非等価性を中枠にした入れ子型構造になっている。

歴史カリキュラムが入れ子型構造になっているために、近現代史重視という主張も、時代の等価性という大枠ではその意義を失うが、中枠の史実の非等価性においてその意義を復活させるのである。しかし、非等価性の基準が示されないことが問題なのである。

非等価性が明示されず、歴史における代表的な人物や出来事が客体としての歴史の流れの中で客観的必然的に示されると、それは悪しき歴史主義となる。客体たる歴史が必然的に物事を示すと考える歴史主義では、非等価性は示せない。代表的な人物や出来事を選択する原理が示されなければならないのである。

では、どのような立場に立って、歴史教育の内容選択原理を探求すればよいのであろうか。そのた

めには、歴史教育を考察する基本的見解に立ち返って、歴史教育の原理から考えてみよう。

注

- 1) 『中学社会 歴史的分野』大阪書籍, 1988年, 年表。
- 2) 『中学校・高等学校学習指導要領 社会科編II(試案)―昭和26年(1951)改訂版―』1952年(上田 薫編集代表『社会科教育史資料 2』東京法令, 1975年, 396-397頁, 所収)
- 3) 『中学生の社会科 日本の歩みと世界 歴史』中教出版, 1989年, 37-64頁。
- 4) 同上, 64頁。
- 5) 同上, 187-218頁。
- 6) 『中学社会 歴史的分野』大阪書籍, 1988年, 63頁。
- 7) 同上, 98頁。
- 8) 同上, 129, 175, 225頁。

第 2 章

ディスコースとしての歴史教育の構造

— 歴史構成主義 —

0 問題の所在

あるひとが言った。「考えるな。見よ！」¹⁾と。この準則を歴史教室に適用したとき、教室の中には何が見えるのだろうか。

教室には机、教壇、黒板などがあるとともに、教師と子どもがいる。これらのひとやものはわれわれの眼前に存在する。しかし、歴史はわれわれの前には存在しない。あるときわれわれの眼の前で、教室が歴史教室に変身するのである。

教室には、ひとやものがあるだけで、歴史などどこにもない。歴史の事実も事象も存在しない。そもそも歴史の事実や事象は現在どこにも存在しないのである。

過去のそのときにあった事実や事象はその後、消えてなくなった。その後は、ひとびとの心の中に表象として残っているだけである。その表象が文字や絵、図や表を通して示されている。しかし、文字、絵、図や表もよくよく見ると、それらは単なる記号にすぎない。これらの記号を介してわれわれは何かを考えているのである。

これらの記号を操作することでわれわれは頭の中に何かを作る。その何かこそ、われわれが歴史と考えているものである。この何かが作られたとき、教室がわれわれの眼の前で歴史教室に変身するのである。ではこの変身のメカニズムはどのようなものであろうか。

1 子どもによる歴史的世界の構成

子どもはひとが語ることばや示すものから、今ここには現存しないことやものを作り出す。その方法は、教師が語ることばや示すものを記号とみて、ことばやものの意味を探し出すことである。

たとえば、織田信長の肖像画が教師によって提示される。この絵を即物的に見れば、紙の上に多くのシミが付いているにすぎない。絵であるとか、肖像画であるときに見るときには、既に子ども自身に先行判断が働いている。

この先行判断は悪い意味ではない。ひとが何がしかの判断をするときには前もって持っている個々人の心的認知枠組を使用しなければ、判断をすることはできない。それが社会的に間違っていたとしてもである。ある判断をするときに、われわれが行う判断の心的認知枠組を先行判断と呼ぶのである。

子どもは信長の肖像画を見せられて、日常獲得してきたひとの顔や様相に関する先行判断を行使する。それは、この顔は瓜実顔だというときの顔の種類とか、信長はひげをはやしているというときのひげの形である。これらの先行判断は正しいとか誤っているとか真偽を問うことができるものではない。個々人がある判断をするときの判断を起動させる認知枠組（シエマ）だと考えることができる。この枠組がなければ、われわれは何も判断することができない。

肖像画がこのような先行判断によって特定人物の像として認知されると、この特定人物についての情報が収集される。信長についての情報が記憶から呼び戻されたり教師からいろいろと提供されたりする。このとき、子どもの頭の中で、肖像画の人物を通して作られた信長像が活動しはじめる。

桶狭間の戦いが思い出されたでしょう。肖像画の人物を通して作られた信長が桶狭間に登場するの

である。しかし、その場面は想像されたものである。子どもは桶狭間を見たことがないからである。想像されたものは、テレビで見た戦いの場面を応用して自分で作ったものかもしれないし、また、「織田信長」で放映された桶狭間のシーンをたまたま記憶していてそれを思い出したものかもしれない。単に桶狭間の戦いという文字だけかもしれない。

子どもは提供されたり自分で発見した新しい情報を記号として認知しそれを解釈する。この解釈では肖像画を肖像画として認知したとき働いた先行判断が再度起動することが多い。情報を記号として解釈するときには、何らかの枠組の中で解釈するからである。

桶狭間の戦いという情報が提供されたとき、先に起動した人物の認知枠組の上に、戦いの枠組が起動する。信長を捉えた人物の認知枠組はこの戦いの枠組の中に入れ込まれてしまう。しかし、人物の認知枠組が戦いの認知枠組に解消されてしまうわけではない。戦いの認知枠組は一種の地の役割を果たす。戦いの認知枠組は、人物の認知枠組が動くその範囲を規定している。戦いの認知枠組の上で、人物の認知枠組がいろいろと変形され、動くのである。

多くのイメージでは、桶狭間の戦いは、山があり谷があり、その中の一方に今川勢が陣どり、もう一方に織田勢が控えていると描かれる。両陣営は対峙しているわけではない。戦いの場面で今川勢が陣どり、遠方において織田勢がうかがっている。織田勢の中心に信長がいて、信長に視点を置くと先の人物の認知枠組が現れる。

このように、情報が追加されるごとに、新しい認知枠組は、ファミコンの画面のように全体構造を変化させながら、多方向から変形されうる自由自在なイメージとして構成される。

特定の情報を記号として解釈することによってイメージを構成するという記号の働きにもとづいて、歴史の事実や事象もイメージ的に構成されるのである。この構成は、われわれの中にある認知枠組がプロジェクターとして機能し、特定の情報が記号としてレンズの働きをし、イメージ全体を構成するプロジェクション（投影）だと見ることができる。

このプロジェクションにおいて重要なことは次の点である。①歴史を作る基本的発動点は個々人の認知枠組であること、②認知枠組の機能は提供されたり発見されたりする情報の記号と相関性をもつこと、③認知枠組と記号との相関によって特定情報からイメージを作り上げること、④歴史のイメージはさしあたり個々の子どもの内的イメージとして構成されること、である。

このような内的イメージは、次の三つの問題によって考察される必要がある。

- (1) プロジェクションによって作り出される歴史のイメージは子どもの心像として、個人内に構成される。一個人のレベルで構成されるイメージは、私一個人内でどのような関係構造をもっているのか。一個人の自我とは別に、他我のレベルで構成されるのではないか、という問題である。
- (2) このようなイメージが日常的な認知枠組で構成されるときには日常レベルでの認知と連続性を持ち、イメージ構成は比較的スムーズに行われるだろう。しかし、江戸時代、近代などの非常に抽象的包括的なレベルの記号に出くわしたとき、子どもはどのようにして日常の認知枠組を越えて行くことができるのだろうか。そもそも、認知枠組の作成は日常的レベルで行われるのであろうか、あるいは、そうではなく、非日常的レベルで行われるのだろうか、という問題である。
- (3) また、一個人のイメージがどのようにして他の子どもや教師に伝えられたり共有されたりするのだろうか。主観的世界で構成されたものが社会的世界へどのように表出され、一つの出来事として教室内の子ども間や教師－子ども間で共有される社会的世界がどのように形成されるのか、という問題である。

これらの三つの問題を以下で考察することにしたい。

2 歴史教室の世界構造

2.1. 個人の内的世界構成の構造

子ども個々人が作り出す歴史に関する内的イメージというものがどのような構成過程を経ているのか、についてまず考えてみよう。

個々人が想像したり思い出したり考えたり判断したりすることは確かに一個人の範囲で行われる。その一個人の範囲のことが一個人内で閉鎖的に行われるのならば、われわれ人間の内的行為は一個人の主観的世界に閉塞してしまい、他者からは全く理解することができない。実際には、われわれは他者の内的行為を少しは知っているし、理解することもできる。だが、すべてを知ること、理解することはできない。では、一部であるとしても、どのようにして知るのだろうか。その基本構造はどのようなものだろうか。

われわれが想像したり考えたり判断したりするときには、われわれが日々感じている私自身とは違ったレベルで想像したり考えたり判断したりしている。確かに、日々感じたり行動したりしている私の中で想像や思考なども行われてはいるが、想像、思考や判断は私の日常的な感情のレベルを越えたところで行われている。

というのも、私が私の想像していること、考えていること、判断していることを理解しているからである。自分で自分が考えたり判断しているものを再考することができるからである。このように、私の中で私の内的行為を見つめ考えることは「再帰性」、あるいは「再帰構造」と呼ばれている²⁾。われわれが記号解釈を行う内的行為は、基本的にはこの再帰性の構造の形になっているのである。

再帰性の構造における最大の特徴は、私の中に私が想像したり考えたり判断したりして、日常現実とは全く別の可能性の世界を作り出すことである。今ここにいながら、アメリカを作り出したり、聖徳太子を作り出したり、天体の中に地球を作り出したりすることはその例である。

私の中に私の想像する可能性の世界を作り出すことができる再帰性の構造の中で記号解釈が行われているとするならば、それは記号を自由に解釈することを意味するだろう。しかし、現実にもわれわれが行っていることを考えると、記号解釈はある制約下に置かれていることも確かである。何もかも自由奔放に解釈することができるわけではない。解釈は記号として与えられる情報の媒体形態や種類によって異なった制約を受ける。言語として与えられると言語の社会的制約が、絵画として与えられると絵画の社会的制約が、働くことになる。

このような制約が私の中で働いている。かくかくに考えることは一応ひとに認められるだろうか、こちらの考えの方がよりよいだろうと自分で比較する。この事態は、私の中で問題が作られ、それに答える形になっているのではないだろうか。あるいは、別言すれば、私の中で私と別の私に対話しているのではないだろうか。

私の中で、私が内的に行ったことを、日常的な私とは違った可能性の世界に立つ私が見ているのである。

私自身の中で、自問自答するとともに、自問自答することを自分で多様に評価している。これが、私の内的行為を再帰的対話構造として見たときの結論である。私の中で私が別の思考行為を行う。これが、自我が他我認識を可能にする基本構造なのである。

2.2. 個人の社会的世界の構成

われわれが直接見ているものや見たものとの類似性から、新たなものを認知することには限界がある。すべてのものを見たり聞いたり行ったりすることは不可能である。すべてのものは個々に異なっているものであり、同じ人間でも、A氏はメガネをかけ、B氏はオールバックにしており、C氏はいつ

も赤みがかった顔をしている。ひとの顔は多様である。それらすべてを見ることはできない。われわれはこの限界をどのようにして乗り越えているのだろうか。

われわれはこの限界を「概念」化、あるいは、「代表型」化によって乗り越えていると思われる³⁾。

幼児が男性をすべて「パパ」というとき、その子は男性を「パパ」という概念でくくっているのである。このように、見たものや見えるものから特定の言語を用いて全体を統括する。この概念は一度獲得されると、多様な場面に適用される。その適用には直接的な類似が認められるときもあれば、類似性が低い場合もある。類似性の度合には濃淡がある。しかし、概念の適用はどちらの場合も同一の構造である。

また、概念が適用される時、類似性判断のもとになるのが代表型である。代表型はイメージとして作られていることが多い。先ほどの例でいえば、「パパ」の代表型は自分の父親をイメージとしていることである。特定事例から特定のイメージを代表型として作り出し、それを他のものへ適用するのである。

概念化が言語を媒体として行われるのに対して、代表型化はイメージを媒体として行われる。これら二者は別のものではない。表裏一体になっていることが多い。

特定の概念で指示されたものが個々人の中では特定の個物としてイメージされているのである。土器という言葉の思い浮かべたときに壺の形をイメージすることが多いのは、その例である。

このように、日常世界を含めて提示されたものや発見したものを自分の認知枠組で整理し理解するとき、自分の体験したものだけに依存しているわけではない。言語を媒体として特定事例からイメージを作り出し、そのイメージを言語と結びつけて概念と代表型とを形成する。概念と代表型を用いて他のものを理解するのである。

子どもが遠い過去の世界を理解するのも、この概念と代表型とを用いて行っているのである。

「自由民権運動」の理解のために、民権家が演壇で演説しそれを警官が制止しようとしている絵が小学校歴史学習で使用される。この絵によって「自由民権運動」の代表型を子どもに作らせようとしている。小学校では主としてこの絵の中に登場する人物の行動に関する代表型から「自由民権運動」という概念が形成される。中学校や高校になると、人物の代表型が社会全体の運動へ拡大され、政府の行動と民権家の行動との対立行動が社会階層間の政治闘争として、代表型化されるのである⁴⁾。

教室では日常われわれが行っている概念化と代表型化とを意識的に使用して、日常の経験世界を越えた社会的世界や歴史的世界を子どもの中に形づくるのである。この過程は、新たに提供されるものやことが概念や代表型からどれだけ離れているのかがわかる差異の認識の過程でもある。この形成過程や適用過程の原動力となるものが、子ども自身が自ら内的構成を行うことができる能力をもっていることである。

2.3. 他者の世界に関する相互認識

子どもが過去の世界を自分の中に作り出したとしても、それは他の子どもや教師にどのように伝わったり共有されたりするのだろうか。

個々の子どもに形成されたものは、主に言語を媒体として他の子どもや教師に提示される。この提示されたものは、子どもたち各自が自己の中で作る自分の世界構成における再帰性の構造と同様な形で、再構成される。A君が自分で構成した歴史的世界を、B君もB君自身の中でB君なりに構成するのである。

他者の世界構成の理解も、同様な形で遂行されている。その理解の階梯が高次化している点が違うだけである。

したがって、歴史教室で教師が講義をして、子どもに歴史認識をさせている原理も、このメカニズムによって、説明することができる。子どもは、教師が示すものやことを媒体として自分の中で既に作られていた概念や代表型を呼び起こして、教師の歴史説明を自己の中に構成する。その構成は、教師が用いる発問があろうとなかろうと、理論上においては、問いと答えとの対話構造として構築され、問いに対して、教師の説明にもとづいて子どもが自分の中で考えを作っていくことになる。この問いと答えの対話構造がまた、一つの代表型を形成することにもなる。

子どもは教室の中で、固有の日常的な社会的世界をもちながら、言語や概念を媒体として他者と共有することができる非日常的な歴史的世界や社会的世界を構成する。この構成が多階層化されると、他者の世界構成を自己の中に作ることができ、他者の世界構成を自分の中で理解することができるようになるのである。

3 まとめ — 歴史教育理論の語用論的転換のために —

本章で述べてきた視点は、歴史とことばとの意味論的關係でも、ことばとことばとの構文論（統語論）的關係でもない。それは、ことばと子どもとの語用論的關係である。この関係の中で歴史がどのように現れるのかを考察してきたのである。

考察を総括すると、次の三点にまとめることができる。

- ① 個人内の世界構成は、再帰性の構造をもった可能的世界の構成として行われる。
- ② 世界構成は、言語や記号を媒体とした概念化や代表型化により、非日常的な空間的歴史的世界を構成し、抽象的包括的な社会のレベルまで広げることができる。
- ③ 世界構成は、自己内の再帰的対話構造にもとづき他者の世界構成を自己内に構成することができることによって、他者の世界構成の理解を共有することができる。

これらの三点からわれわれは、教室を歴史教室に変身させる歴史の指導、つまり歴史教育とは、歴史そのものを教えることではなく、歴史を子どもが作る、構成することであると主張する。この主張を一言で表現すると、歴史構成主義と呼ぶことができる。歴史構成主義の主張では、学習する歴史というものは、子どもたちを含んだわれわれが作り出し構成したもの、ディスコースなのである。

注

- 1) 『ウィットゲンシュタイン全集 8 哲学探究』(藤本隆志訳)大修館書店, 1976年, § 66, 69頁。
- 2) アンソニー・ギデンズ(松尾精文・藤井達也・小幡正敏訳)『社会学の新しい方法と規準』而立書房, 1989年, 同(松尾精文・小幡正敏訳)『近代とはいかなる時代か?』而立書房, 1993年, 参照。
- 3) 内田伸子『子どもの文章』東京大学出版会, 1990年, 同『想像力の発達』サイエンス社, 1990年, 参照。また、内田のいう「世界づくり」の問題を、池野範男「社会科は何をめざすのか—社会的世界の合理的拡大—」(『社会科教育』1993年5月号, 121-123頁)では、認知枠組の問題として取り扱った。
- 4) 池野範男「歴史理解における視点の機能(I)—絵画資料理解の分析を通して—」『社会科研究』第40号, 1992年, 参照。

第 3 章

現代民主主義社会の市民を育成する

歴史教育の原理

—— 歴史解釈の批判化 ——¹⁾

0 問題の所在

現在いろいろなところで歴史の書き直しが行われている。その動機は政治的なものもあれば、学問的なものもある。いずれにしても、これまでの歴史が見直されている。

これまでの歴史の内容を全面的に否定し見直された歴史は、新たな「正当な」歴史として位置づけられるべきとの意見がある一方、新たな歴史もこれまでの歴史も多様な歴史として一様にとめられるべきとの意見もある。歴史を見直すひとびとの間で見解が異なっているが、歴史が複数化していることが現在の状況といえるだろう。

書き直しによる歴史の複数化という状態は、歴史がディスコースであるという前章の帰結から見ると、よくわかることである。歴史というものは、われわれが作り出し構成したものである。それゆえ、常に歴史が複数あるのは当然なことなのである。歴史の解釈や理解が一つしかないという方が異様な状態なのである。歴史的社会的に見ると、一つの歴史の解釈や理解しか認めない時代や社会は政治的に統制された社会であり、民主主義社会とはほど遠い社会であった。民主主義社会においては、歴史はディスコースとして構成員の討議の対象となる。その教育においても同じく、討議の対象となり、書き直され、社会の構成員である子どもたちによってよりよいもの、より合理的なものに作り直され、構成され続けられるものである。

では、ディスコースとしての歴史という考えからすると、歴史教育はどのようなことを行う必要があるのだろうか、そして、どのような内容を選択し、どのように学習させることが必要なのだろうか。

1 歴史の多様化と民主主義社会

民主主義社会において、歴史の複数化が生ずる理由には三つのことが考えられる。第一は、個々人の問題として、第二は、社会における構成員個々人の問題として、第三は、社会における歴史と個々人の関係の問題として考えられる。

第一の問題は、ひとびとが多様な立場の中で、どの立場に自らの立脚点を求めればよいのかがわからず、探し求めているというアイデンティティ危機の現状から生じている。

私をわたしにしているものは何か、なぜ今のわたしがあるのか、わたしはどのようなひとびとと関連をもてばよいのか、どこでどのように関連しているのか、なぜ関連しているのか、などという問いが出され問われている。これらの一連の問いに正解はない。問いを追求し続けること、つまり答えを探索し続けることが自らを危機から救い出すことができる唯一の方法である。

第二の問題は、現代社会では立場が多様化し利害が錯綜して、ひとびとが同じ立場に立っていないこと、すなわち、現代社会においては構成員個々人が多様な利害をもち、それを相互に認め合い、それを調整しながら、社会を作っていくことから生じている。

社会そのものにおいて個々人の立場の多様化を認めるのが、民主主義社会である。民主主義社会は、

個々人の間において相互の立場を認め合いながらも、社会全体にかかわる公共的な問題に関してひとびとの判断や意思決定により方策や方法を決め、解決していくというシステムをもった社会である。この社会はいろいろな公共的な問題に対して一義的な答えを出すことができず、よりよい答えや解決方法を見つけ、よりよい社会を作り出すことによって進む。社会の一構成員としてのわれわれも各々の問題に対して社会の中の自己の問題として取り扱い、常に問い続けなければならない。

原理的にはすべての問題に対して問い続けなければならないが、現実的にはそれは不可能である。そのために、代議制のように、構成員の代表者が各々の専門家の意見や判断を聞きつつ、よりよいものを見つけ、決定し実行していく委託制度として、機能させている。しかしながら、ひとびとの意思に反するときには委託を取り消したり、ひとびとの総意を確認することが必要となる。

民主主義社会においては個々人は社会の問題に対して自己の問題として見、自分で判断することを強いられている。判断や意思決定から免れることはできない。

第三の問題は、社会における歴史と個々人の関係から生じている。民主主義社会においては歴史も、他の公共的な問題と同様である。どのような歴史を取り上げるのか、どのようにそれを語り説明するのか、なぜそのような歴史が問題なのか。これらの一連の問いを常に問い続け、それに答えることで、社会における歴史とわれわれとの関連が作られるのである。この関連が多様な形態をとり、いずれの形態が正当なのかが決められなくなり、曖昧なものとなり、その正当性が争われているのが現在の状況なのである。

ひとびとはこの論争状態からも逃れることはできない。歴史を超えた普遍的な答えを正解とみなすことも、特定の答えに依存することも「逃避」である。ひとびとは常に問い続け、答えが暫定的なものであることを意識し、よりよいものを求め続けなければならない。

この問い続けの中で歴史とわれわれの関連を作ったり、その結果作られたりするものが、歴史意識である。歴史意識は、現代社会に対するわれわれの態度や思考傾向と関連し、その態度や思考傾向をもって特定のできごとや事象を歴史として構成し、その起源や発展などを意義づける精神的活動、またその作用や内容である。社会に対する問題意識や認識が多様化すると、歴史に対する意識や認識も多様化する。現在は歴史意識の多様化の時代であり、だからこそ、多様な歴史（その解釈）が出現し、これまでの歴史が揺らぎだしているのである。

歴史の複数化という現象は、民主主義社会にとって避けて通れないものであり、個々のひとびとの問題においても、社会における構成員個々人の問題においても、また社会における歴史と個人の問題においても、常に一つの答え、正解があるわけではないので、対立・論争状態にあり、社会の構成員相互において調整・解決しなければならないのである。

2 歴史構成主義と歴史意識、歴史認識

では、複数化した歴史はどのようにして、社会の構成員相互において討議されるのだろうか。

2.1. 問題意識による歴史の解釈

個々人は、社会の中で作り出された問題意識から歴史に立ち向かい、これまでの問題を踏まえたり新たな問題を立てたりしながら、特定のできごとや事象を取り上げ、解明することで、新たな歴史認識を作り出す。このような問題意識はこの一連の過程を個々人の精神的状態として支え推進するとともに、一連の過程を経て歴史を作り出していく。このとき、問題意識は単に問題一般を作り出すものではなく、歴史に特化し、ひとびとの間で共有化され、歴史上の問題を作り出す働きをする。個々人の個別な問題意識が、ひとびとの間で共有化されたとき、歴史意識に転化するのである。

歴史研究者が新しいパースペクティブから歴史研究を始めるとき、そのパースペクティブというのは、古代史研究であろうが、中世史研究であろうが、歴史の側において生み出されたものではない。歴史の側で生み出されたのならば、いつの時代においても、まただれにおいても、そのパースペクティブを発見し同じような研究をすることが可能なはずである。しかし、そうはならない。特定の社会、特定の時代状況において、そのときどきの個々の研究者の問題意識から、そのパースペクティブは作り出される。

網野善彦氏は、日本史の見直し、読み直しを行っている研究者の一人である。氏は、日本史再考を語るにのぞんで、最初に自己の問題意識を率直に述べている。

「最近、大きな問題になっている核実験の問題にもそれはよく現れていますが、人類はいまや自らを滅ぼしうる巨大な力を自然のなかから開発してしまったという現実の前に立っています。これまでのように、しゃにむに自然を開発し、前進してきた“青年時代”はもはや終わりを告げ、人類は豊かな経験に基づく冷静な理性をもって自らのもってしまった強大な力を制御しながら、慎重に歩みを進めていく必要がある、いわば“壮年時代”にさしかかっていると思います。

私はそれほど簡単に人類が滅びるとは思ってはいませんが、このような人類社会の変化自体が当然、歴史の見方そのものにも影をおとすことになっているとともに、歴史に対するこれまでにない関心をよび起こすことになったのです。これは日本史だけのことでなく、人類社会史全体についていえることだと思います。』²⁾

「この[歴史は進歩するという]見方の特徴は、人間の努力によって自然を開発すること、それによって生産力を発展させることが人間の“進歩”であるという考え方です。狩猟・漁撈よりも、農耕・牧畜は進歩した生業であり、農業よりも工業のほうが進歩しているという考え方ですが、そうした見方はおのずと商業や交易に積極的な意味を認めないことになってきます。

つまり、商業、交易や流通は物を動かすだけで、新しい物を生産しない、だからそれらは古い社会を解体し、分解する役割はするけれど、本質的に社会を変革する力はないというわけです。……（中略）……。

このように生産力の発展が、直ちに社会の進歩につながらず、むしろ社会を破壊する一面をもってきたという事態のなかで、商業、交易、流通、情報のネットワークを整備することが、社会の円滑な動きに寄与するという認識が、最近うまれてきました。旧ソ連、東欧の社会主義圏の崩壊も影響していると思いますが、歴史学のなかでも商業、流通の役割に対する再評価が行われつつあると思います。』³⁾

このような問題意識が、歴史に対して問題を作り出すのである。網野氏は高校日本史教科書に示されている江戸時代のある藩の身分構成の円グラフを事例にして、江戸時代の「百姓」と研究者が表記していた身分を「農民」と言い換えてよいのかと問題提起したり、また日本は孤立した島国であるという常識を疑い、海から日本列島を見ると、交易、交流をし続けてきた別の姿が見えてくることを縄文時代の黒曜石、塩の交易、弥生時代のカブなどを用いて示している⁴⁾。

歴史研究者は、社会の中で作り出された問題意識を自らのものにして、歴史の中に新たな問題を作り出し、その問題を解いていくことによって、これまでの歴史の解釈や理解とはことなるものを提起し、歴史の複数化を試みている。このように歴史研究者が問題をもって歴史を見ることは、われわれにおいても同様な事態である。歴史研究者は確かに、歴史研究の方法論を身につけた専門家であり、

研究者が行う研究の過程は精緻で厳密な論理によって進められる。しかし、研究の過程そのものはわれわれが行っている問題解決の一般的なプロセスと基本的には、同一なものであろう。

われわれ個々人もまた、社会の中で作り出された問題意識を共有することによって、歴史に立ち向かい、歴史を新たなパースペクティブでもって見、新たな歴史の見方を作り出している。このような問題意識が、われわれの間で共有され、共通した歴史の見方を作り始めると、それは個々人の個別の問題意識を越えて、われわれが認め合う歴史意識になる。

2.2. 歴史構成主義による歴史認識

問題意識が転化した歴史意識は、歴史を作り出していくものでありながら、歴史意識そのものも作り出していくものでもある。このことは歴史の認識過程がスパイラルであることを示している。つまり、問題意識から問題を作り出し、歴史の対象を構成し解明することによって、歴史認識を作り出すとともに、新たな問題意識を作り出すという認識過程のスパイラル性を映し出しているのである。したがって、歴史意識は歴史を新たに発掘するとともに、新たに書き直し、作り変えるその基盤となるものである。

歴史認識の過程は、個々人の問題意識から出発しながらも、個々人を越え、ひとびとに共有された歴史意識に支えられ、新たな歴史の見方を作り出すものである。こうして、新たな歴史解釈が生み出され、これまでの歴史の解釈が見直され、「再審」される。

このような歴史意識と歴史認識の関連は歴史構成主義の考えにもとづいている。歴史構成主義は、歴史そのものが事実として客観的に存在するのではなく、われわれができごとや事象を事実として作り出し、立ち上げて初めて事実が歴史となると考える。歴史というものは、作り出されること、立ち上げるという記述・説明などの操作によっていることを強調する。その結果歴史構成主義は、歴史はただ一つであり客観的なものであるとは考えない。つねに書き直しされ、他の歴史からの批判にさらされており、それに耐えなければならないものとする。歴史はつねに再審にかけられ、必要ならば修正を受け入れなければならない。特定の歴史が決定版になることはない。つねに新たな視点から事実が解釈され書き直しされ、別の歴史によってこれまでの歴史が再審され続けるのである。

歴史構成主義は構成主義の名が示すように、歴史というものも、われわれが社会の中で作り出したものという考えにもとづいている。科学的な操作を行うとしても、それは社会の中における行為の一環にあり、われわれが作り出し、行ったものである。歴史は、社会の中で作り出された問題意識から出発し、ひとびとの間で共有された歴史意識にもとづいて、問題として提出されたものの答えに関する一つの解釈なのである。このような歴史の捉え方が前章で見たディスコースとしての歴史なのである。

歴史研究の現場においても、また歴史教育の現場においても、歴史はこのようなディスコースとして存在しているのである。

3 歴史構成主義と歴史教育

3.1. 歴史教育理論の形成

歴史教育として何を教えるのかに関して、三つの考えがある。第一は、存在としての歴史を教えることである。第二は、存在としての歴史の解釈を教えることである。第三は、存在としての歴史の形成を教えることである。

第一の、存在としての歴史を教えるという考えは、客観的な歴史の真実を教えることをめざす。素朴实在論の立場で主張されるこの考えは、絶対正しい唯一の歴史の事実（史実）があり、それが真理であり、それこそ教えるべきだとする。歴史は客観的なものであり、この中から重要なものを選択し、

教えるのが歴史教育であると考え。

第二の、存在としての歴史の解釈を教えるという考えは、個別の史実は知識としての命題で示すことができ、その命題間の連関として示される解釈の真偽を教えることをめざす。歴史は知識として示される命題間に示されると考える構文論の立場で主張されるこの第二の考えは、言語論的転回を経て歴史を命題構造に縮減させ、過去の真理は言語命題間の関係で提示される解釈の真偽度に依存し、解釈のレベルと質が高いものに教授の優先順位を与えるべきだとする。

第三の、存在としての歴史の形成を教えるという考えは、歴史の解釈を問題解決を行う社会形成と同じプロセスだと考える。それゆえ、作り出された歴史の解釈に関する解釈内容の真理性だけでなく、解釈の仕方の正当性や妥当性を吟味することを教えることをめざす。歴史構成主義の立場から主張されるこの考えでは、歴史解釈は現在の問題意識から行う歴史の構築であり、歴史を作り出すことである。つまり、社会のいろいろなことが社会的政治的正当性をもって形成されるのと同様に、歴史のわかり方やその内容も社会的政治的論拠をもって正当化されると考えるのである。

これら三つの考えは個別なものとも、また、重層的に関連しているものとも考えられる。本研究はこれら三つの考えのうち、第三の考えを選択し、それにもとづいて考察を進めている。歴史は現在の問題意識から再審され、新たに解釈されている。歴史の複数化は必然なのであり、それが民主主義社会においては当然な姿なのである。この現実を前にしたとき、歴史教育の基盤として第三の考えを選択することは、民主主義社会の基本原則に即したものである。

歴史構成主義を認める限り、歴史解釈は純粹学問的レベルだけで推移しておらず、社会的政治的レベルに関連している。それならば、正当性の論拠を相互に明示し、その論拠を吟味し、合意可能な部分を明確にすることが必要であろう。

3.2. 歴史教育内容の選択・構成原理 — 批判化 —

たとえ歴史教育理論の基盤に歴史構成主義を採用したとしても、歴史研究に依存し、研究結果そのものを伝達するのならば、これまで考えられてきた素朴实在論の立場と変わらない。歴史の「真実」である事実そのものを教える、あるいは「真なる」解釈を教えるのと同様に、「正当な」歴史形成を教えるものになってしまう。歴史の事実や研究に対して歴史教育内容選択や構成の基準として採り得るものは二つある。一つは無批判的に受容するもの、もう一つは吟味検討し批判するものである。

第一の基準である事実や研究内容を無批判的に受容する場合には、歴史解釈が社会形成であることが学習者には理解されない。歴史解釈が作り出される過程を踏まえて、なぜこの問題を立てるのか、その問いの背景は何か、どのようにして結論が出てくるのか、その結論はどのような社会的機能を果たすのかなどを歴史教育内容に取り込み、事実や研究内容に対して批判可能なものにする必要がある。歴史構成主義に立つ限り、第二の基準である批判を内容選択や構成の原理に据えることが大切となる。

批判を内容選択・構成の原理に据えることで、歴史解釈の再審性とその正当性の弁明や根拠の明示化の必要性が明確になり、歴史解釈が、問題解決の過程である社会形成と関連していることが明らかになるだろう。

4 まとめ

前章の帰結である、歴史はディスコースであるという立場から、民主主義社会の原則に合致したこの歴史の複数化を前提にして歴史教育を考察した。歴史教育も、歴史研究と同様に、社会の中で作り出された問題意識から問題を作り、それを解釈するプロセスを共有し、新たな解釈を作り出すことで

ある。歴史構成主義に立ったディスコースとしての歴史の教育は、歴史の解釈の妥当性を吟味検討することをその内容とするのであり、また、歴史やその解釈を無批判的に受容するのではなく、常に問い続けるために、吟味検討を重ねる批判をその学習原理とするのである。このような歴史の教育を進めることによって、子どもたちを現代民主主義社会における一人の構成員としての市民に育成することが可能になる。歴史教育が民主主義社会の形成として機能する原理を、本章では究明したのである。

注

- 1) 本章は、池野範男「多元的な歴史の開かれた再審」(『社会科教育』1998年9月号)を大幅に加筆したものである。
- 2) 網野善彦『NHK人間大学 日本史再考—新しい歴史像の可能性—』日本放送出版協会、1996年、7-8頁。
- 3) 同上、9-10頁。
- 4) 網野善彦『続・日本の歴史をよみなおす』筑摩書房、1996年、第1章、第2章、参照。

第 二 部

現代民主主義社会の市民を育成する 授業の構築

第 1 章

現代民主主義社会の市民を育成するための 社会科（地理，歴史）の単元

1 社会形成を原理にした社会科

現代社会の形成原理としての民主主義の核心は別稿¹⁾で述べたように、批判性にある。民主主義というものは、自律的な市民が共同して、公共的な諸事を吟味検討し、その社会の構成員である市民総体のよりよき社会形成に利するという公共性の立場からそれら諸事を批判・判断し、よりよきものを作り出す政治的社会的原理である。この原理が、単に個々人の自由な判断を基盤にするのならば、個人主義と呼ばれるであろう。個人の自由や自律性を基盤にするのならば、自由主義と呼ばれるであろう。また市民が活動する社会の存在や構成員の共同性を基盤にするのならば、共同体主義と呼ばれるであろう。批判的と呼ばれるのは、構成員全体の利益を増加させる公共性ととともに、社会の諸事、判断や決定の根拠を正す批判性を基盤にするからである²⁾。

民主主義社会の原理にもとづいた社会科は、社会をわかる社会認識の形成、市民として必要な能力や態度という市民的資質の育成ではなく、民主主義社会を作る社会形成をめざす³⁾。この社会科では、子どもたちが社会の一員として、社会をわかり、社会を納得し、社会を作ることができるようにする。社会の構成員のすべてに開かれており、すべてのひとびとによって作られる社会が民主主義社会であり、この社会の原理を教科の原理にして、社会の基盤を作り出すのが、社会科なのである。

この社会科は自らの方法原理を批判とする。それは、社会の諸事を民主主義社会の原則に照らしてその合理性の根拠を問い、その原則にもとづいた合理性によってよりよい状態や形態を作り出すことであり、一般的には、吟味検討し、正当性を正す一連の作業を指している。このような批判を社会の諸事について実行することが、民主主義社会の形成をめざす社会科における実質内容となる。

では、何をどのようにすれば、批判を実行することになるのだろうか。

2 社会形成としての社会科の内容選択原理 — 対象としての関係 —

社会科の対象は、社会である。これは自明のように思われる。しかし、社会ほどあいまいなものはない。世間や世の中と同義であると理解されたり、人間の集まりと解されたりしている。また、必ずしも広く受け入れられた定義があるわけでもない。あいまいなまま使われていることばである。その理由は、社会にはいろいろな側面や事象があるからである。

社会科では、社会のすべての側面、事象を取り上げることができないので、選択が必須となっている。それゆえ、社会のどのような側面、どのような事象を取り上げるかを明確にすることが必要である。

各々の社会科によって取り上げる側面や事象はことなっている。社会認識形成をめざす社会科は、専門科学、とくに社会科学の領域にしたがって、社会の事象を整理し、地理、歴史、政治、経済、社会などに分類する。この分類に依拠し、その領域で代表的なものを取り上げ、概念や法則を形成する。市民的資質育成をめざす社会科は、社会における機能不全（逆機能）になった側面や事象を社会の問題、あるいは切実な問題として取り上げ、その問題解決を行う。これまでの社会科は、社会機能や社会領域というスコープとなる内容領域原理、同心円拡大や環境拡大、通史や地誌というシーケンスと

なる内容配列原理に示されているものを内容としてきた。この内容は現存しているものを選択し、そのものを教えたり学んだりすることを前提にしている。このように、対象を存在そのものと捉える捉え方を対象としての存在と呼ぶことにする。

これまでの社会科は対象としての存在を内容原理にし、その中から、社会的重要性、あるいは対象の順序性を選択原理にしてきたが、社会という内容をそのものとして教授・学習することを当然と考え、対象を子どもたちに無批判的に受容させてきたのである。

では、社会形成をめざす社会科はどのような内容を取り上げるのだろうか。

社会形成としての社会科は自己の方法原理に忠実に従い、これまでの社会科が取り上げてきた内容を批判する。そして、対象としての関係と呼ぶことができるものに、その内容を変更する。対象としての関係というものは、社会のいろいろな側面や事象における関係を指す。実態として存在する側面や事象を社会科の内容にするのではなく、それらの関係を対象とするということである。

事例として、アメリカ独立革命を取り上げてみよう。現在、世界史の教科書や授業では、アメリカ独立革命が存在しており、それは主要な出来事からなっていると考えている。そのために、イギリスによる北米植民地経営、植民地側の対応、ボストン茶会事件、大陸会議、本国と植民地との戦闘、愛国派(党)の指導権確立、独立宣言、パリ条約、合衆国憲法制定ということの内容としている。教科書や授業ではこのようにアメリカ独立革命に関して、主要な出来事を時間の経過の順に配列し、その順に教えようとしている。この考えでは、アメリカ独立革命はこれらの個別の出来事や事件の集合からなり、これらの出来事や事件は誰がどのように考えようが、客観的に事実として存在するので、これらの事実を集め、構成すれば、全体のアメリカ独立革命も客観的に記述・説明することができる。

この考えこそが、対象としての存在と呼ぶものである。それは、歴史における出来事(事件)、地理における地域、社会における社会的機能というひとつひとつが自明視しているものをそのものとして取り上げ、それがどのようなものであるかを記述したり説明したりする。アメリカ独立革命のように、記述したり説明したりしている対象そのものが客観的に存在し、それを学習者が獲得することが教育の役割であると考えるのが、これまでの社会科である。

社会形成としての社会科はこの考え方を批判する。アメリカ独立革命という存在が今、実在しているわけではなく、また、アメリカ独立革命という概念が実在しているわけでもない。存在も概念も、社会科学の研究や歴史研究、あるいは社会科(歴史)教室で作られたものである。誰かが何かの目的のために繰り返し作り出しているものである。取り上げる存在や概念は、われわれが作り出している以上、目的、役割、機能などをもった社会的構成体と見ることができる。

社会科の内容として取り上げる対象が、社会的に作り出された社会的構成体であるとなると、その対象を選択するときには、基準となる原理が必要である。われわれが作り出しているので、その原理を、もはや、対象となる社会、歴史、地理の側に求めることはできない。選択するわれわれの側に求めるしかない。そうすると、なぜそれを選択するのかという問題に答えることは、なぜそれを学ぶ必要があるのかという問題に答えることである。すなわち、選択原理は学習必要性の根拠によって説明されるのである。

本研究では、社会科における学習の必要性の根拠として、研究代表者が考える批判主義の社会科にしたがって、民主主義社会の形成を行う市民の育成という社会形成としての社会科を提示してきた。民主主義社会を形成することができるという社会科学学習の根拠が内容選択原理に転用される。つまり、このような事象をこのように学ぶと、民主主義社会を形成することができる市民を育成することができるということを根拠にして、社会形成の社会科における内容が選択されるのである。簡潔に言えば、

民主主義社会の形成の観点から内容が選ばれるということである。

先に示したアメリカ独立革命について民主主義社会の形成の観点から見ると、建国の時には革命が正当とされたが、現在ではなぜ否定されているのかという疑問が生じ、革命の正当性を問うことが考えられる。エンゲルとオチョアはそれを、「革命はいかなる状況のときに正当化されるのか。18世紀後半のアメリカの状況はそのような状況を満たしていたか。社会の中で社会的変革を起こすためには、革命よりもよりよい方法があるのか。」などという問いを発することであるとしている⁴⁾。つまり、現代社会にその現象が影響を及ぼしている側面や観点を取り上げ、現代社会の問題として学習することである。

社会科の内容にこのような側面や観点を取り上げ問題にすることを、対象としての関係と定式化するのである。というのも、対象としての関係は、学習対象となる出来事や事象、地域などをその存在そのものやその概念として取り上げるのではなく、現代社会との関係として取り上げるからである。

このような現代社会との関係が、対象としての関係を社会科の内容にする第一の意義である。社会科の本来の内容である現代社会との関わりをあらゆる内容がもつことで、社会科の内容を学習する根拠を学習者が理解することができるのである。別の意義をさらに、指摘することができる。それは、社会の形成との関係である。社会科の内容が、社会を作るという行為に関わることによって、これまで以上により積極的な学習上の意義をもつことができるのである。

社会形成としての社会科は、これまでの社会科が採用してきた対象としての存在をもはやその内容選択原理にせず、対象としての関係とその原理に変え、社会科の内容において民主主義社会の形成という自らの原理・原則を貫き、現代社会との関係や社会形成との関係を重視する。

3 社会形成のための社会空間としての地理、歴史、社会

社会形成としての社会科が社会を対象としての関係として捉えるとしても、具体的には何をどのように捉えるのだろうか。

結論を先に述べれば、それは、1947（昭和22）年版学習指導要領が設定した社会科の内容（人と他の人との関係、人間と自然環境との関係、個人と社会制度や施設との関係⁵⁾）を社会形成の観点で見直し、それを社会空間として定式化し、批判的に学習するように組織することだと捉える。

3.1. 社会空間としての社会関係⁶⁾

社会は、人と人の関係の総体である。狭くとれば、それは、現代社会における人と人の関係であろう。広くとれば、過去の社会を含んだ人と人の関係であろう。また、厳密にとれば、文字通り、一人の人間、個人と個人の関係であろうが、一般には、社会集団間の関係も、国民間の関係、さらには、社会階層間の関係、民族間の関係も含むそれであろう。

ここでは、広くとって、過去の社会を含んだ社会における個人、社会集団、国民、社会階層、民族のそれぞれの間の関係の総体と考えることにしたい。これらは、具体的に、社会において出来事、現象として示すことができるが、これらの出来事や現象は、個々の人間を基盤にした集団の関係である。

基盤にする個々の人間は、合理的に行動すると理念的に設定された抽象的な人間ではなく、一個の身体をもった生身の人間である。身体というものはどの部分も、自然の一部である。その人間や集団の行為、行動は、自然と関連した出来事や現象を含み込んだものと考えることができる。また、たとえ一個人の行為や行動であっても、社会的役割や社会的機能と関連し、社会的集団の一員としての行為や行動であり、集団の関係と見ることができる。

このように、人と人の関係は、過去の社会を含んだ広い社会における、身体的関係から集団的關係

までの人間的関係総体を指すことになる。このような関係を社会空間と呼ぶことしたい。空間と呼ぶのは、われわれがいろいろな関係を作り出し、作り変えることのできる行為の場だからである。

このような関係としての社会空間を社会科の内容にすると、その関係は、学習する領域や段階を指定することができるというメリットがある。自然との関わり、個人の関わり、これらの度合いを指標にして、直接的なものから間接的なものへ、個人的なものから集合的なものへ段階的に分けて見よう。そうすると、自然と人間の関係、人間と人間の関係、人間と社会制度の関係の三つに分けることができる。

この三つの関係は、1947（昭和22）年版社会科学学習指導要領が社会科の内容として設定した、人その他の人との関係、人間と自然環境との関係、個人と社会制度や施設との関係とそっくりであると考えられるだろう。1947年版社会科学学習指導要領はこれらの関係を、機能主義にもとづいて相互依存関係として理解していた。機能主義は、ある社会的活動は別の活動に影響を及ぼすという相互影響の仮説、社会的活動は社会全体（システム）の安定・維持に作用するというシステム維持の仮説、社会的活動は社会の必要・充足の働きであるという社会の存続発展の仮説という三つの仮説から成り立っていると言われている⁷⁾。これらの仮説のうち、1947年版社会科学学習指導要領は第三の仮説である社会の存続発展の仮説を次のように説明した。

「社会生活を理解するには、相互依存の関係を理解することがたいせつであり、そして、その相互依存の関係を理解するには、人間性の理解がこれにともなわなければならない。社会生活の根本に、人間らしい生活を求めている、万人の願いがひそんでいることを忘れて、たゞ社会に現れているさまざまなことばかり理解しても、それは真に社会生活を理解しているとはいえない。従来のが国民の生活を考えて見ると、各個人の人間としての自覚、あるいは人間らしい生活を営もうとするのぞみだが、国家とか家庭とかの外面的な要求に抑えつけられたために、とげられて来なかったきらいがあった。そのために、かえって国民としての生活にも、家庭の一員としての生活にも、さまざまな不自然なこと、不道德なことが生じていたことは、おたがいに痛感したことである。青少年の人間らしい生活を営もうという気持ちを育ててやることは、基本的な人権の主張にめざめざすることであると同時に、社会生活の基礎をなしている。他人への理解と他人への愛情とを育てることでもある。事実、みずから自分の生活の独立を維持し、人間らしい生活を楽しむことを知っているものであるならば、そこにはじめて、他人の生活を尊重し、自他の生活の相互依存の関係を理解することができ、自分たちの社会生活を、よりよいものにしようとする熱意を持つことができるのである。」⁸⁾

この説明では、社会の存続発展の仮説を、個人の願い、自覚や人間性という個人の行為や道徳にもとづいて理解しており、個人の育成が社会の存続発展の基礎になると読み変えている。

個人の育成を基盤にした結果、1947年版（また、1951年版）社会科学学習指導要領は、機能主義の相互影響の仮説もシステム維持の仮説も、個々人の問題として捉え、そのような問題を中心に構成する。たとえば、1947年版では、「家や学校で、よい子と思われるには私たちはどうすればよいか」（第一学年問題Ⅰ）、「世の中で一人前なるには、私たちはどうすればよいか」（第三学年問題Ⅰ）、「世界じゅうの人々が仲よくするには私たちはどうすればよいか」（第六学年問題Ⅷ）などの問題を取り上げていた⁹⁾。これらの問題を学習することによって、「はじめて青少年に真実な知識を与え、かれらを偏見から解放し、また将来民主主義社会の一員として正しく生きる途を発見させることができる」¹⁰⁾と考えている。子どもたち自身は現在まだ民主主義社会の一員ではないが、将来そうなるための「生

きる途」を個人の行動、態度、道徳として身に付けさせることを主要な目標にしていた。

1947年版や1951年版の社会科学習指導要領は、社会を人と人との関係として定式化し、それらの関係を三つの関係に整理したが、その関係を個人の問題や個人の育成として理解した。このような理解は、個人を基盤にしたものであり、個人を中心にすぎっており、社会と個人の関係や個人と個人の社会的関係を見失わせるものである。また、関係が在ることを前提にし、関係を作り変えることができるものとする余地をなくすものである。

そこで、本研究が採用している構成主義の立場から、このような関係をひとつひとつが作り出すものと見ることへ転換してみよう。

3.2. 社会関係としての地理、歴史、社会

社会形成をめざす社会科は、1947年版、1951年版の社会科学習指導要領が示した対象としての関係という観念を復活させ、その意味内容を新たに換えようとする。社会形成の観点からすると、対象としての関係は社会を作り出すことを意味するので、それ内容にする教育は社会を作り出すように構成する。

自然と人との関係、人と人との関係、人と制度や施設という三つの関係は、当然、そのようなものとして存在しているわけではなく、作り出されるものである。たとえば、自然と人との関係は、ひとつひとつが自然と関係しているという状態を示しているだけではなく、その関係をどのような関係として作り出すかという問題を解決することをも含んでいる。対象としての関係を内容とし社会形成をめざす社会科は、関係の状態をわかることよりも、関係を作り出すことに重点を置く。関係を作り出すためには関係の状態をわかることが必要であり、関係を作り出すことはそれをわかってどのようなものに変えるかを考えることなのである。このような関係を作り出すことは、自然と人との関係だけではなく、人と人との関係、人と制度や施設との関係でも同様に考えることができる。

問題は、関係における社会関係の内容である。自然と人との関係において自然は、自然的物理的環境だけでなく、生物の一つとしての人間、人間という身体的環境をも含み込んだものと見る。社会関係の基礎には、このような広い自然と人間の関係がある。また、人と人との関係における人は先述したように、個人としての人間だけではなく、社会集団、国民、さらには、社会階層、民族をも含み込んだ社会的人間の総体と考える。社会関係を作り出す基本的主体がここで網羅される。そこでは、どのような社会関係が作り出されているかという状態をわかるだけでなく、どのような社会関係を作り出すのかを考えることが求められる。さらに、人と制度や施設の関係における制度や施設は、社会関係が作り出した制度や施設だけでなく、社会関係を作り出す社会運動や組織、価値や価値観、習慣や慣例、規則や規範、ルールや法、さらには、宗教、言語、道徳、教育、芸術などの文化も含んで、考えられるべきであろう。

社会関係の観点から見ると、1947年版、1951年版学習指導要領の示したものは狭く、かつ、状態的なものに重点化しすぎているので、広く、かつ、形成的なものをも含むように設定し直す。そうすると、自然と人との関係は自然的物理的環境、生態系・身体的環境と人との関係として、人と人との関係は個人、社会集団、国民、社会階層、民族の間の関係として、人と制度や施設の関係は制度、価値や文化の関係として捉え直し、これらの関係における、状態や形成上の問題を把握するとともに、それを解決する方法を探ることができる。このように、自然と人との関係、人と人との関係、人と制度や施設の関係をより広く捉え直すと、用語の問題として、三番目の人と制度や施設の関係は人と社会制度や文化の関係と表現した方が適切であろう。

社会関係から社会形成をめざす社会科の内容を整理すると、それは、自然と人との関係、人と人の関

係、人と社会制度や文化の関係の三つであるとまとめられる。これらの三つの関係は、これまでの社会科の内容領域からいえば、自然と人の関係は地理の領域に、人と人の関係は社会、あるいは公民の領域に、人と社会制度や文化の関係は歴史の領域に、主要に関連している。しかし、このような領域に固定しているわけではない。とくに、人と人の関係、人と社会制度や文化の関係はそれぞれ、社会あるいは公民の領域、歴史の領域に関連するだけでなく、二つの関係は二つの領域それぞれに関連しているといった方がよいであろう。

対象としての関係を社会科の内容にするときには、これまでの社会科が考えてきたように地理、歴史、社会あるいは公民の領域の教育が存在するとはもはやいえない。三つの社会関係によって社会科の内容範囲と領域を形成し、それに応じた単元を作り出すことが、社会形成をめざす社会科の課題である。

4 社会関係としての社会科地理、歴史の単元

自然と人の関係、人と人の関係、人と社会制度や文化の関係に関する単元を学校段階ごとに開発することが、カリキュラム開発研究としては必要なことである。しかし、現在のところ、それを行う力と余裕がないので、個別単元の開発によって、これら三つの関係を示すことにしたい。その際、便宜的に、これまでの社会科の内容領域名（地理、歴史、日本史、世界史など）も開発した単元に記し、現行の社会科、地理歴史科、公民科のいずれで使用可能なものかを示すことにしたい。

自然と人の関係は先に述べたように、自然的物理的環境、生態系・身体的環境と人との関係として捉えることができる。これらを総体として見ることはできないので、個別の問題を通して単元として組織すると、その一部が把握され、新たな関係として作り直される。たとえば、自然的環境と人の関係は、人はどのような自然環境の制約を受けて生活を行っているのか、自然の条件を生かして人は家の形、食事（主食）の材料や衣服の着方にどんな工夫をしているのか、などの問題として捉えることができる。また、生態系と人の関係は、生態系にいかに関人の生活が組み込まれているか、生態系の保存がなぜ必要なのか、生態系をいかに守るか、などの問題として捉えることができる。後者の問題は、資源とその開発、環境の汚染と保護などの問題と関連した環境学習として展開することができる。その展開事例を第2章に、現代民主主義社会における環境学習—地理単元「地球の壊れやすい生態系をいかに守るか」—として示した。

人と人の関係は、個人、社会集団、国民、社会階層、民族間の関係として捉えることができる。これらの関係も個別の問題を事例にした単元として組織すると、新たな関係として作り直すことができるようになる。たとえば、社会集団間の関係は、男女の性役割関係として捉えたり、家族関係として捉えることができる。前者の男女の性役割関係については、男女平等の実現という社会問題として組織し、歴史的に探求した社会問題史学習の単元「男女平等を考える」を開発した¹¹⁾。また、国民間の関係は、貿易摩擦の問題や国際平和の問題として捉えることができる。後者の国際平和の問題については、男女平等の実現の問題と同様に、社会問題史学習の単元として開発している¹²⁾。

人と社会制度や文化の関係は、制度や施設、社会運動や組織、価値や価値観、習慣や慣例、規則や規範、ルールや法、さらには、宗教、言語、道徳、教育、芸術などの文化をも含む制度、価値や文化の関係として捉えることができる。人と社会制度の関係は、民主主義社会の制度やそれに関わる社会的関係であり、その学習が求められている。そのために、現在の民主主義社会という社会制度に関わる問題を取り上げ、その問題を解決する学習として展開される。たとえば、なぜ代議制が作り出されたのか、どうして革命は現代民主主義社会では認められないのか、などの問題として捉えることができる。後者の革命の問題については、第2章においてアメリカ独立革命を事例にし、世界史単元「ア

アメリカ独立革命—革命はいかなる状況で正当化されるか」を開発した。また、文化は、民主主義社会においてひとびとが作り出しているものであるが、事実として目に見えるものである制度に対して、価値に関わり目に見えにくいものである。人と文化の関係は、ひとびとが作り出しているが、価値に関わるものとの関係の問題として捉えることができる。そのような問題として、社会運動、宗教、教育、芸術に関わる社会問題を挙げるができる。教育に関わる問題に関して第4章の日本史単元「女性と教育—保井コノはどのような問題にぶつかったのか」を、また、社会運動に関わる問題に関して日本史単元「戦前の婦人運動—なぜ戦前の婦人運動は体制化したのか」を開発した。この二つの単元は、別々に使用することもできるが、作成者の意図は、連動して使用することにある。というのも、個人の問題から集団的問題へ、また、集団的問題から個人の問題へ社会問題のレベルを相互に移行して、問題の原因を歴史的に振り返るとともに、社会的に深く探求できるように意図しているからである。

開発した単元の各々の教授=学習過程について、詳細に解説することはしないが、世界史単元「アメリカ独立革命—革命はいかなる状況で正当化されるか」を用いて、授業において批判をどのように実行するように組織しているかを説明することにしたい。

世界史単元「アメリカ独立革命」の各パート、そこにおける主要な問いと役割を示すと、次のようになる。

パート		主要な問い	パートの役割	
導入	政府による革命の否定	◎独立革命時に認められていた革命が、現在認められていないのはなぜか。革命はどのような状況で正当化されるのか。	第一段階 問いの確定	
展開 I	「革命」と「抵抗」の概念	◎独立革命当時、革命はいかに正当化されたか。 ○「革命」と「抵抗」の違いは何か。	第二段階 問いの調査	第三段階 価値に関する仮説の確定
II	独立革命における革命行為の正当化	○独立革命を起こした人達は革命行為をどのように正当化したのか。		
III	独立革命後の非合法的な暴力行使への対応	○独立革命後、政府に対する非合法的な暴力の行使はなかったのか。あったとすれば、それはどのような結果になったのか。		
IV	反乱鎮圧と独立革命正当化両立の論理	◎独立革命によって成立した政府が革命と類似した行為を不当とみなし、鎮圧するのはなぜか。その際独立革命はどのように正当化されるのか。		
終結	革命正当化の条件	◎革命はどのような状況で正当化されるのか	第四段階 意思決定の実行とその正当化	

本単元は六つのパートからなっている。第一パートは導入部であり、「アメリカ独立革命時に認められていた革命がなぜ今、アメリカでは認められないのか。」という本単元の基本的な問いを確定する。かつては認められていたが、いまはだめというのは、ずるがしこいやり方ではないか、そのような論理は本当に正当なことなのかを検討しようと動機づけることである。第二パートから第五パートま

では展開部であり、「アメリカ独立革命当時、革命はいかに正当化されたのか。」と「革命後成立した政府は、独立革命をどのように正当化したか。」を調べ、検討する。この過程は本単元の基本的な問いを、アメリカ独立革命に適用することで、実際的に検討可能な問いに変形し、それにもとづいてその問いが含意している価値を見きわめる。第六パートは終結部であり、アメリカ独立革命の検討を受けて、本単元の基本的問いの「革命はどのような状況で正当化されるのか。」について、生徒が自分たちで判断しその判断について正当性を吟味検討する。

本単元は第一パートから第六パートまでの過程を通して、民主主義社会における、革命（暴力）による政府交代の否定、議会による政府交代の肯定という社会の制度（ルール）を批判する。つまり、批判を実行するというのは、社会のそのような制度が、いつ、どこで、どのような理由でできあがったのかを明確にし、その根拠を吟味検討して、その制度を支える正当性の論理を生徒自らが判断し、よりよいものに変える条件や根拠を提示することである。

他の単元も世界史単元「アメリカ独立革命－革命はいかなる状況で正当化されるか」とほぼ同様な過程で、組織しており、環境問題、女性の教育問題、婦人運動問題を通して自然と人の関係、人と社会における教育や社会運動の関係を吟味検討し、よりよい関係を作り出すことをめざすように組織している。

注

- 1) 池野範男「社会形成力の育成－市民教育としての社会科－」『社会科教育研究別冊 日本社会科教育学会年報（2000年度）』2001年、参照。
- 2) 井上達夫「コンセンサス社会からの脱却を」『中央公論』1999年8月号、参照。
- 3) なぜ、社会科がその概念を変更し、その内包や外延をともに広げ、真理性にもとづいた認識レベルを越え、正当性にもとづいた判断・決定レベルまで含んだものにするのかについては三つの理由がある。第一は、学習指導要領を主軸にした現在の社会科の機能不全、第二は、社会科概念の限定化による社会科教育研究における社会的意義の欠如、第三は、社会科の原理に社会形成を置くことによる現代社会との結びつきである。これら三つの理由は、社会科教育の実際と理論において社会科教育の社会的役割を評価したことにもとづいている。
- 4) Shirley H. Engle and Anna S. Ochoa, *Education for the Democratic Citizenship*, New York and London: Teachers College Press, 1988, p.156.
- 5) 『学習指導要領社会科編（I）（試案）－昭和二十二年度－』1947年（上田薫編集代表『社会科教育史資料 1』東京法令、1974年、218頁）。
- 6) 橋爪大三郎『仏教の言説戦略』勁草書房、1986年、同『言語派社会学の原理』洋泉社、2000年を参照した。
- 7) N. アパークロンビー、S. ヒル、B. S. ターナー（丸山哲央監訳・編集）『新しい世紀の社会学中辞典』ミネルヴァ書房、1996年、137頁、参照。
- 8) 上田編集代表、前掲書、218頁。
- 9) 同上、222-223頁。
- 10) 同上、222頁。
- 11) 池野範男、ほか「近現代史学習の授業開発の研究（IV）－社会問題史学習の小単元「男女平等を考える」－」広島大学教育学部・関係附属学校園共同研究体制『研究紀要』第28号、2000年。
- 12) 池野範男、ほか「高校社会問題史教授プランの開発－単元「国際平和を考える」－」広島大学平和科学研究センター『広島平和科学』第20号、1997年。

第 2 章

現代民主主義社会における環境学習

— 地理単元「地球の壊れやすい生態系をいかに守るか」—

研究協力者

岩元光博 西村弘治
平田浩一 三輪玲子

1 主 題：地球の壊れやすい生態系をいかに守るか

2 学習目標

- (1) 愛知万博を事例として、論争問題に対する主張の背後にある社会観や、それぞれの主張がもたらす便益・費用を解明する。
- ① あるべき社会観に基づく主張の相違が、論争問題を引き起こしている。
 - ・開発を主張する側は、社会は経済の成長により発展するという社会観をもっている。
 - ・自然保護を主張する側は、経済成長よりも生態系の保護を優先すべきであるという社会観をもっている。
 - ② それぞれの主張を実現することによって、便益が得られる一方、費用が必要となる。
 - ・開発を実施することによって、一定の経済効果が見込めるが、生態系を破壊することになる。
 - ・開発を中止することによって、生態系を保護することはできるが、その保護には一定の費用が必要である。
 - ・費用と便益に対する見解は、試算の仕方やスパンの取り方によって異なる。
- (2) 愛知万博を事例として、論争問題に対して意思決定を行い、社会のあるべき姿を追求する態度と能力を養う。
- ① 意思決定に必要な問いを調査することができる。
 - ② 主張の背後にある価値を吟味できる。
 - ③ それぞれの主張がもたらす費用と便益を予測できる。
 - ④ それぞれの価値に基づく解決策を提示できる。
 - ⑤ 解決策を費用と便益の視点から吟味できる。
 - ⑥ 自らの価値に基づいて解決策を選択し、正当化できる。

3 単元の全体構造：中学校社会科地理的分野

(配当時間：4 時間)

パート	主 な 発 問	主 な 活 動	意思決定段階	時間
導 入	○愛知万博をめぐる、どのような主張がなされているか。また、両者の主張の背後には、どのような問題があるか。	・主催者側と市民運動側の主張を明確化し、問題の論点を明らかにする。 ・この問題について判断するために、問いを調査する。	問題の決定と 問いの調査	1 時間

展 開	I	○主催者側は、社会のあるべき姿をどのように考えているか	・主催者側と市民運動側の主張の根拠を明らかにするとともに、それぞれの立場が求めている社会のあるべき姿を推測する。	主張の前提となる価値の明確化	1時間
		○市民運動側は、社会のあるべき姿をどのように考えているか。			
	II	○両者の主張にどのような違いが見られるか。	・両者の主張の前提となる用語の定義を行う。		
		○市民運動側の主張を実現すると、便益と費用はどのようになるか。	・それぞれの主張がもたらす便益と費用を推測する。		
		○主催者側の主張を実現すると、便益と費用はどのようになるか			
	III	○あなたの考える望ましい社会とは、どのようなものか。また、そのような社会のあり方にもとづく解決策はどのようなものか。	・望ましいと考える社会のあり方にもとづいて、愛知万博に対する解決策を提案する。		
○それぞれの解決策はどのように評価すればよいか。		・便益と費用の観点から、それぞれの解決策を評価する。 (バランスシートを作成する。)			
終 結		○もっとも望ましい解決策はどれか。また、その理由は何か。	・もっとも望ましいと考える愛知万博の解決策を選択し、理由と根拠をもって自己の選択を正当化する。	意思決定の実行と正当化	1時間

4 単元の展開

パート	教師の指示・発問	教授学習活動	資料	子どもから引き出したい知識
導 入	<p>・この新聞記事では、何が問題となっているか？</p> <p>・オオタカの営巣が発見されたのが、なぜ問題なのか。</p> <p>○主催者側・市民運動側はそれぞれどのような主張をしているか。</p> <p>○両者の主張の背後には、どのような問題を抱えているか。</p>	<p>T：資料を提示し発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：答える</p>	①	<p>・愛知万博の開催予定地にオオタカの営巣が発見されたため、市民運動側が愛知万博の見直しを求めてきており、主催者側がその対応に苦慮しているという問題である。</p> <p>・オオタカは絶滅危惧種であり、絶滅によって生態系の破壊につながると考えられたから。</p> <p>○主催者側は、自然との共存を図りながら、計画どおり開催することは可能であるとしている。</p> <p>○市民運動側は、万博開催は自然破壊につながるものであり、中止すべきであるとしている。</p> <p>○この問題は、愛知万博の開催と海上の森の保護をめぐる問題であり、それは、開発を重視するかと生態系の保護を重視するかということをめぐらる問題でもある。</p>

導	論争問題の提示	<ul style="list-style-type: none"> みんなはどちらの立場を支持するか。 何を調べなければならないか。 	<p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：答える</p>		<ul style="list-style-type: none"> もっと詳しく調べなければ判断できない。 〈多様な答え〉 なぜ、愛知万博を開催しようとするのか。 愛知万博を開催すると、本当に経済効果があるのか。それはどのような試算に基づくのか。 開催は生態系にどのように関わるのか。環境破壊につながるのか。 環境に配慮しながら開催できるのか。それはなぜか。 なぜオオタカを保護しなければならないのか。どうすればオオタカを守れるのか。 保護のために開催を中止するとどうなるか。
展	開	<p>◎主催者側は、社会のあるべき姿をどのように考えているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主催者側は、何をテーマに、どのような万博を開催しようとしているのか。 主催者側は、万博開催にどのような期待をしているのか。 主催者側は、どのように自然を保護すればよいとっているのか。 <p>○主催者側は、社会のあるべき姿をどのように考えているのか、推測しなさい。</p>	<p>T：発問する</p> <p>T：発問する P：資料を見て答える</p> <p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：資料を見る</p> <p>T：発問する P：推測して答える</p>	<p>②, ③</p> <p>④</p> <p>⑤, ⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の万博は「自然の叡智」をテーマにし、身近な自然である森を実験場として、環境・資源・エネルギーなどの課題に対する解決策として、ハード・ソフト両面の知的成果を提案しようとしている。 経済効果がある。 地域活性化（産業振興、観光業、建設業など） 社会資本の整備（交通網の整備、都市計画、） 瀬戸市のイメージアップ オオタカの営巣さえ守って、基本的には計画どおりに実施すればよいと主張している。 生態系を最小限維持しながら、経済効果をもたらす開発を優先し、社会を発展させていくべきであると考えている。
I	市民運動側の社会のあり方の追求	<p>◎市民運動側は、社会のあるべき姿をどのように考えているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民運動側は、主催者側の考える愛知万博をどのように考えているのか。 中止することで経済効果がなくなるが、それをどのように考えるか。 	<p>T：発問する</p> <p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：答える</p>	⑤	<ul style="list-style-type: none"> 愛知万博は「自然の叡智」をテーマにしているが、万博の開催はオオタカの営巣だけでなく、海上の森の生態系全体を破壊することにつながるため、中止すべきだと主張している。 主催者側の計画では経済効果があるとは言いがたいし、それ以上に自然の損失ははかりしれないので中止すべきであると考えている。

展 開 I	市民運動側の社会のあり方の追求	○市民運動側は、社会のあるべき姿をどのように考えているのか。推測しなさい。 ・これまでの学習から主催者側と市民運動側の考えをまとめなさい。	T：資料を提示し発問する P：答える T：発問する P：答える	○経済効果を期待するよりも、生態系維持を最優先させながら、社会を維持していくべきである。 (表①参照) 【表① 主催者側と市民運動側の考える社会のあるべき姿】							
				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>主催者側</th> <th>市民運動側</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>万博への態度</th> <td>開 催</td> <td>中 止</td> </tr> <tr> <th>社会のあるべき姿</th> <td>生態系を最小限に維持できれば、経済効果をもたらす開発を優先し、社会を発展させていくべきである。</td> <td>経済効果を期待するよりも、生態系維持を最優先させながら、社会を維持していくべきである。</td> </tr> </tbody> </table>		主催者側	市民運動側	万博への態度	開 催	中 止	社会のあるべき姿
	主催者側	市民運動側									
万博への態度	開 催	中 止									
社会のあるべき姿	生態系を最小限に維持できれば、経済効果をもたらす開発を優先し、社会を発展させていくべきである。	経済効果を期待するよりも、生態系維持を最優先させながら、社会を維持していくべきである。									
展 開 II	両者の主張の前提となる用語の定義 市民運動側の主張の吟味	○主催者側と市民運動側の主張にどのような違いがみられるか。 ・両者の主張に違いが生じるのはなぜか。 ・そもそも生態系とは何か。 ・開発とは何か。 ・開発と生態系はどのような関係にあるのか。	T：発問する P：答える T：発問する P：答える T：発問する P：答える T：発問する P：答える	○主催者側は、オオタカを保護することが自然を保護することと捉えており、オオタカを保護したうえで開発を進めればよいとしている。市民運動側はオオタカのすむ海上の森全体の生態系を保護する必要がある、開発を中止すべきであると主張している。 ・生態系や開発に対する考え方が異なるから。 ⑦ ・生態系とは、ある地域のすべての生物と、それらの生物空間から成り立ち、エネルギー循環、物質循環、食物連鎖、などで結びついており、全体としてある一定の釣り合いのとれた仕組みのことをいう。 ⑧ ・開発とは個人と社会が人間の必要を充たし、生活の質を向上させるあらゆる行動をいう。 ・開発を行うことは生活の質を向上させる一方で、開発の仕方によっては、生態系に影響を及ぼすことにもなる。							
		◎市民運動側の主張を実現しようとすると費用と便益はどのようになるか。 ・市民運動側は、なぜ、海上の森全体を保護しなければならないと主張しているのか。	T：発問する T：資料を提示し発問する P：答える	・生態系は種の多様性によってバランスが取られている。オオタカが絶滅すれば、海上の森の生態系全体がバランスを崩し、自然破壊が進むことになると考えているから。							

市民運動側の主張の吟味	<ul style="list-style-type: none"> 生態系を保護するためには、どんなことが必要か。 市民運動側は開発の中止を主張しているが、中止するとどうなるか。 <p>○市民運動側の主張を実現すると費用と便益はどのようなになるか。</p>	<p>T：発問する P：答える</p> <p>T：資料を提示し発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：答える</p>	<p>⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 生態系を守るには森を管理しなければならない（除伐・間伐・枝打ち・蔓きりなど）。つまり、森は管理しなければ維持できず、それには莫大な時間と労力と費用がかかる。 <p>⑩</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上の森の生態系を守れるかも知れないが、万博開催による経済効果がなくなる。 <p>○生態系を保護できるが、そのためには費用がかかり、その上開発による経済効果は望めない。</p>
	<p>◎主催者側の主張を実現しようとする と費用と便益はどのようなになるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中止すると、経済効果がなくなるのか。 開催すると、本当に経済効果があるのか。 <p>・開催すると、本当に生態系の破壊につながるのか。</p> <p>○主催者側の主張を実現すると、費用と便益はどのようなになるのか。</p> <p>・これまでの学習でわかったことを整理しなさい。</p>	<p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：これまでの学習を振り返る</p>	<p>⑪</p> <ul style="list-style-type: none"> 主催者側：少なくともこれまで使ってきた費用（税金）が無駄になるし、期待される経済効果がなくなる。 主催者側：経済効果が見込める。 市民運動側：主催者の試算があまく、赤字が見込まれる。実施すれば、これまで使ってきた費用以上に税金を使うことになる。 主催者側：開発が必ずしも破壊につながるとは限らない。生態系も管理しなくてはならない。 市民運動側：開発は開発であって、破壊のない開発はあり得ない。 <p>○試算によって、期待される経済効果は異なる。</p> <p>○開発にも自然破壊につながる開発と、そうでない開発がある。</p> <p>○万博を開催した場合もしない場合も、便益がある一方で費用がかかる。</p> <p>(表②参照)</p>

【表② 開催・中止した場合の便益と費用】

	主催者側（開催）		市民運動側（中止）
	主催者側の試算	市民運動側の試算	
便 益 (メリット)	<ul style="list-style-type: none"> 経済効果が見込める 生態系を保護できる 	***	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保護
費 用 (デメリット)	***	<ul style="list-style-type: none"> 経済効果が見込めない 生態系を破壊する 	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保護の費用 経済効果なし

<p>◎あなたの考える望ましい社会とはどのようなものか。そのような社会のあり方に基づく解決策はどのようなものか。</p> <p>○あなたは、どのような自然と人間の関係が、望ましい社会につながると考えるか。</p>	<p>T：発問する</p> <p>T：発問する P：答える</p>	<p>〈多様な答え〉</p> <p>○A：ある程度自然に負荷をかけてでも、経済成長を続けて人間の生活を豊かにする。</p> <p>○B：自然の保護を優先することで、人間の生活を豊かにする。</p> <p>○C：開発と自然保護の費用と便益のバランスを最も重視する。</p> <p>○D：技術の開発によって環境問題の解決を重視する。</p> <p>〈多様な答え〉</p> <p>○Aの考え方にもとづくグループ →計画通り開催する。</p> <p>○Bの考え方にもとづくグループ →中止する。</p> <p>○Cの考え方にもとづくグループ →規模を縮小して開催する。 →会場を分散して開催すればよい。 →会場を移転して開催すればよい。</p> <p>○Dの考え方にもとづくグループ →技術的に問題を克服すればよい。 (詳細は、表③参照)</p>
<p>○あなたが考える望ましい社会のあり方にもとづいて、愛知万博と海上の森の問題に対する解決策について、グループに分かれて考えなさい。</p>	<p>T：指示する P：作業する</p>	

【表③ 望ましい社会とそのための解決策】

解 決 策	内 容	根拠となる社会のあり方	
案① 計画通り開催する。	主催者側の計画の通りに、海上の森で万博を開催する。	A ある程度自然に負荷をかけてでも、経済成長を続けて人間の生活を豊かにする。	
案② 中止する。	市民運動側の主張通りに、万博の開催そのものを中止する。	B 自然の保護を優先することで、人間の生活を豊かにする。	
案③ 規模を縮小して開催する。	環境に与える影響を減らすために、海上の森の会場を縮小して、万博を開催する。	C-1 環境に与える影響を最小限にして、開発を行う。	C 開発と自然保護の費用と便益のバランスを最も重視する。
案④ 会場を移転して開催すればよい。	オオタカへの影響を配慮して海上の森での万博を中止し、会場を移転して開催する。	C-2 オオタカの営巣を守ることを最優先し、開発を行う。	
案⑤ 会場を分散して開催すればよい。	環境に与える影響を分散させるために、海上の森だけで万博を開催するのではなく、都市会場、臨海会場に分散して開催する。	C-3 環境への負担の集中を避けるとともに、交通網の整備やより広い範囲での開発を行う。	
案⑥ 技術的に問題を克服すればよい。	環境への影響が少ない施設を建設し、海上の森で万博を開催する。	D 技術の開発によって環境問題の解決を重視する。	

展 開 の 評 価	<p>○これらの解決策の中から、最善なものを選択するためには、それぞれをどのような観点で評価すればよいか。</p> <p>・グループごとに、環境バランスシートを作成し、それぞれの解決策について評価しなさい。</p>	<p>T：発問する P：答える</p> <p>T：指示する P：作業する</p>	<p>○開催のための開発による便益やそれにかかる費用について考える必要がある。</p> <p>○自然の保護ができるかどうか、また、そのための費用がどのくらいかかるか考える必要がある。 (バランスシートを作成する)</p>
	<p>表 環境バランスシート作成例</p>		

終 結	<p>○それぞれのグループで、最も望ましい解決策を決定し、その理由を発表しなさい。また、却下した解決策についても理由を発表しなさい。</p> <p>・また、他のグループに発表について、質問や意見を述べなさい。</p> <p>・議論をふまえて、個人個人で最終的な意思決定を行い、これまでの学習をまとめなさい。</p>	<p>T：指示する P：グループ毎に発表する</p> <p>T：指示する P：質疑応答をする</p> <p>T：指示する P：まとめる</p>	<p>《発表の例》</p> <p>○わたしたちのグループでは、規模を縮小して実施すべきだと考えました。それはオオタカの営巣を避けて規模を縮小すれば、海上の森の生態系も守ることができると考えたからです。また、中止すべきでないと考えたのは、愛知県などがこれまでかけてきた費用が無駄になると考えたからです。</p> <p>○わたしたちのグループは、万博を中止すべきだと考えました。なぜかという、開催による経済効果に疑問があるし、中途半端な開催でも自然破壊につながるから、中止して余った費用を海上の森の自然保護に使うべきだと考えたからです。また、海上の森の生態系に多かれ少なかれ影響を与えることになるので、規模を縮小しても開催はすべきではないと考えました。</p> <p>《多様な質疑応答》</p> <p>(まとめる)</p>
	<p>表 環境バランスシート作成例</p>		

表 環境バランスシート作成例

解決策	観 点		開発による便益の観点		開発による費用の観点		自然保護の観点		自然保護の費用の観点									
	短期的	長期的	短期的	長期的	短期的	長期的	短期的	長期的	短期的	長期的								
計画通り開催する	+	+	+	+	+	-	-	-	-	-	-	+	+	+	+			
規模を縮小して開催すればよい	+		+			-		-	+	+	+	+	-	-	-	-		
会場を分散して開催すればよい	+	+	+	+	+	-	-	-	-	-	-	+	+	-	-	-	-	
会場を移転して開催すればよい	+	+	+	+	+	-	-	-	-	-	-	+	+	+	+	-	-	
技術的に問題を克服すればよい	+	+	+			-	-	-	-	-	+	+	+	+	-	-	-	-
中 止	-	-	-	-		-		+	+	+	+	+	+	+	-	-	-	-

5 教授資料およびその出典

- 資料① 「オオタカが問う【共生】」中日新聞1999年5月13日朝刊第1面, 第31面
- 資料② 「国際博覧会の歴史的役割の変化」
愛知県ホームページ (<http://www.pref.aichi.jp/expo/towa1114.html>)
- 資料③ 「EXPO2000の開催」
愛知県ホームページ (<http://www.pref.aichi.jp/expo/towa1400.html>)
- 資料④ 「愛知万博の経済効果」
東海銀行ホームページ (<http://www.csweb.co.jp/TBK/eco/banpaku.html>)
- 資料⑤ 「万博予定地のオオタカの営巣一県と専門家【保護】で一致」中日新聞1999年5月13日朝刊第16面
- 資料⑥ 「万博とオオタカ共存できるか」中日新聞1999年5月27日朝刊第3面
- 資料⑦ 「生態系」式部久他『高等学校新訂現代社会』第一学習社, p.90
- 資料⑧ 「開発」東京学芸大学野外教育実習施設編『環境教育辞典』東京出版堂, 1992, p.45
- 資料⑨ 「私たちの願い」2005年の万博開催を支援する地元の有志の会ホームページ
(<http://mediazone.tcp-net.ad.jp/iam-set/TEX/wish.html>)
- 資料⑩ 「国際博覧会の推進」
愛知県ホームページ (<http://www.pref.aichi.jp/zaisei/12/6/5.html>)
- 資料⑪ 「万博で地域活性化を一採算の検討十分に」中日新聞2000年9月12日朝刊第12版

オオタカが問う『共生』

万博予定地 神田知事『大きな試練』

愛知万博の会場予定地内、奇難雑沓の「調査面」で、オオタカは悩む。この「共生」を指すのは、オオタカが「共生」を指すのではなく、万博と共生する環境を指している。環境庁が望む調査内容は、調査員が「共生」を指すのではなく、万博と共生する環境を指している。

オオタカ、全長五〇センチ。環境庁の調査員は、オオタカを捕まえて、その生態を調査する。環境庁の調査員は、オオタカを捕まえて、その生態を調査する。環境庁の調査員は、オオタカを捕まえて、その生態を調査する。



愛知万博の予定地

オオタカ 営巣 調査で確認

事業計画影響も

オオタカは、環境庁の調査員によって調査された。調査員は、オオタカの営巣場所を確認し、その生態を調査する。調査員は、オオタカを捕まえて、その生態を調査する。



環境調査員がオオタカの営巣場所を確認した。調査員は、オオタカを捕まえて、その生態を調査する。



オオタカの調査員が、調査員と一緒に歩いている。調査員は、オオタカの生態を調査する。

環境庁が望む調査内容は、調査員が「共生」を指すのではなく、万博と共生する環境を指している。環境庁の調査員は、オオタカを捕まえて、その生態を調査する。

環境庁が望む調査内容は、調査員が「共生」を指すのではなく、万博と共生する環境を指している。環境庁の調査員は、オオタカを捕まえて、その生態を調査する。

環境庁が望む調査内容は、調査員が「共生」を指すのではなく、万博と共生する環境を指している。環境庁の調査員は、オオタカを捕まえて、その生態を調査する。

資料②

●国際博覧会の歴史的役割の変化

<19世紀後半の国際博覧会>=展示中心としての性格。ロンドン、パリ中心。

最新の文明の成果を世界各国に紹介する物産展としての性格が強いものでした。

19世紀に行われた初期の国際博覧会は、ヨーロッパで開催されてきた特産物展覧会や美術展覧会などの国内博覧会が、産業の発展により規模が大きくなったり、内容が充実したりして、国際化してきたものでした。

<20世紀前半の国際博覧会>=開催ルールと基本テーマ化。アメリカ中心。

20世紀に入って、国際博覧会は、豊かな工業社会となった欧米先進国で盛んになる一方で、国際博覧会の乱立と質的な低下が問題となりました。このため、開催回数や開催内容に秩序を与えるためのルールや枠組みを決めるため、1928年に国際博覧会条約が定められました。

その後、国際博覧会は1933年のシカゴ博覧会から、開催の方向を打ち出すための基本テーマを持つようになりました。

1933 シカゴ：進歩の一世紀、 1939 サンフランシスコ：平和と自由
1935 ブリュッセル：民族を通じての平和、 1939 ニューヨーク：明日の世界と建設、
1937 パリ：近代生活における芸術と技術、

<20世紀後半の国際博覧会>=科学万能主義から人間性の探求へ

第2次世界大戦後、20世紀後半の世界は、科学技術の進歩が目覚ましい反面、南北問題や東西の対立など新たな問題に直面しました。

こうした時代の変化を受け、国際博覧会でも、今までのように科学万能主義と物質文明を謳歌する博覧会の在り方を見直す動きがみられるようになりました。そして、地球社会での人類生存の原点を改めて見直そうとするテーマが登場しました。

1958 ブリュッセル：科学文明とヒューマニズム、 1970 大阪：人類の進歩と調和
1962 シアトル：宇宙時代の人類 1992 セビリア：発見の時代
1967 モントリオール：人間とその世界、

※このように、国際博覧会は、過去150年の歴史の中で、時代を先導し、時代に応じてその役割と性格を変えながら、人類の発展に大きく貢献してきました。……………そして

<21世紀の国際博覧会>=地球環境にやさしいライフスタイルの探求（問題提起型）

みんなで未来を考える、という博覧会本来の開催意義を再確認するとともに、自然の浄化再生力の限度を超えて、人間の豊かさを追求してきたことを謙虚に反省し、人類と地球が長く共存していけるすべ(術)を探求するという、新しい形の博覧会が期待されています。

資料③



WHY : EXPO2005は、なぜ開催されるのか？

……地球的課題の解決策や21世紀の新しいライフスタイルを提示し、人類の未来を考える世界的なビッグイベントの開催で、愛知・日本を世界にアピールし、世界に貢献するため開催されます。

● 博覧会の新しい意義……… 世界の期待に応える

近年の国際博覧会が、お祭り、単なる展示、見世物といったことが強調され過ぎて、「人類の未来をみんなで考える」という本来の目的がおろそかになってきており、今までにない新しい国際博覧会が世界から期待されていました。

誘致の段階の構想が評価され、「日本ならばそれをやってくれる」という期待が開催決定につながりました。世界の期待に応え、挑戦的に新しい博覧会に取り組みます。

国際博覧会条約第1条

「博覧会とは、名称のいかんを問わず、公衆の教育を主たる目的とする催しであって、文明の必要とするものに応ずるために、人類が利用することのできる手段、又は人類の活動の一若しくは二以上の部門において達成された進歩、若しくはそれらの部門における将来の展望を示すものをいう。」

博覧会の定義は言い換えれば、「芸術、科学、産業が産み出す物品を組織的に展示し、それによって大衆の興味を刺激し、知識欲を充たすと共に、新たな創作を促し、広範囲な人類のさまざまな生産活動の進歩と意識の啓発に寄与すべき催しであって、広く、専門家と一般大衆を区別することなく、来場者を対象として教育的価値と娯乐的価値を持つ展示を主とした行事である。」と言えます。

これは、現代の情報化社会からみて極めて古典的な定義かも知れませんが、国際博覧会には、「基本テーマの下に、言語、宗教、民族、文化などが違う世界の国々が集い、国際的に相互の理解と交流の促進を図り、友好親善を図る」という「祝祭的」な側面が欠かせません。

国際博覧会条約が意図するところは、各博覧会が条約の基本精神とそのルールに基づいて計画され、国際的に共通した一定の秩序の下に実施されることにあります。

情報化が進む現在、19世紀から今世紀初頭の博覧会にみられたような画期的な発明品が次々に登場する時代は去ったと言えます。しかし、20世紀後半に入って、欧米先進国の植民地が次々に独立するようになり、地球規模での爆発的な人口増加や世界各地で生産活動が盛んになるにつれて、最近では、環境保護と資源の有効利用、食糧の生産と供給といった人類社会の課題が、国境を超え、地球規模でますます重視されています。

さらに、技術革新に伴う社会変化は、人間のライフスタイルにもさまざまな変化をもたらします。都市への人口集中と農村の過疎化や都市における労働と生活のあり方、さらには、高齢化社会の出現とそのための新たな社会のあり方等が問われ、人間の医療と健康管理、その他さまざまな問題が人類共通の課題として国際レベルでクローズアップされています。

また、人種、民族、宗教、文化、言語、慣習や思想等の違いによる価値観の違いは、文明が進歩した現代社会においても偏見や利害の対立を生み、社会的緊張を増幅します。こうした社会的な問題は、国際的に或いは地域的に紛争を招き、依然として容易に解決の糸口が見い出しにくい国際的な大きな政治問題でもあります。

しかし、こうした社会問題が多様化し地球規模に拡大する中で、より良い地球社会を構築したいとの人間の願望は、時代を超えて絶えず求め続ける理想であり、未来に向けての人類社会の課題であります。

国際博覧会は政治的、社会的な対立を解決する手段ではありません。しかし、こうした人類の課題と願望を受けて、広く一般市民の意識を啓発し、教育効果を高めることができる国際行事であると考えられます。

即ち、条約にいう国際博覧会とは、より良い地球社会の構築という世界共通の普遍的な願望の達成を目的として、人類社会の発展に寄与すべき質の高い国際行事として注目されるべきものなのです。

資料④

愛知万博の経済効果

(単位：億円)

	全 国			愛知県内		
	生産誘発額	直接需要	雇用者所得 誘発額	生産誘発額	直接需要	雇用者所得 誘発額
建設業	6,824	6,650	2,266	6,691	6,650	2,041
製造業	6,749	1,068	1,218	1,561	380	301
食料品	992	298	132	199	111	25
繊維製品	375	163	90	44	31	10
パルプ・紙・木製品	673	-	124	143	-	27
化学製品	392	-	48	22	-	3
石油・石炭製品	291	-	9	43	-	1
窯業・土石製品	536	-	117	175	-	38
鉄鋼	570	-	76	109	-	14
非鉄金属	140	-	21	16	-	2
金属製品	772	-	203	283	-	73
一般機械	128	-	27	28	-	6
電気機械	295	-	53	33	-	6
輸送機械	679	400	97	214	145	39
精密機械	18	-	5	1	-	0
その他の製造業	888	207	215	252	92	57
非製造業	11,598	2,550	3,701	4,290	1,548	1,404
農業・鉱業	415	-	45	37	-	4
電力・ガス・水道	521	-	83	164	-	24
商業	1,877	-	916	616	-	289
金融・保険	834	-	320	199	-	78
不動産	1,028	-	40	210	-	11
運輸	1,870	653	623	797	248	259
通信・放送	326	-	109	127	-	37
対事業所サービス	2,095	550	674	960	378	319
対個人サービス	1,973	1,346	591	1,024	922	321
公共サービス・その他	658	-	299	158	-	61
合 計	25,171	10,267	7,185	12,543	8,578	3,746

(資料)愛知県：あいちの産業連関表(1995年)、総務庁：平成7年産業連関表

万博予定地のオオタカ営巢

真と専門家保護で一致

「共存」では認識の違いも

愛知万博予定地の瀬戸市柳上(かひと)の森で、オオタカの営巢が認められた。...

合同会見一問一答



オオタカ営巢調査結果を、写真で報告する日野野郎(左)と山本支郎(右)の合同会見の様子。

オオタカ研究者の新井氏(左)から四十坪の場所を、卵を採った。...

オオタカは平地や丘陵地のアマツバシで繁殖する。...

五輪や博物館など各地で計画を変更

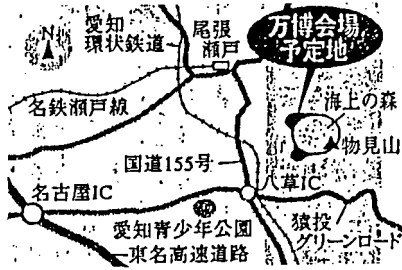
は、既存のクロスカンティーンコースがあった岡野村、岡野村に急造された。...

「共存」では認識の違いも、合同会見一問一答。...

「共存」では認識の違いも、合同会見一問一答。...

全面的な見直しを、私たちが主張が補強された。...

万博とオオタカ 共存できるか



昭和48年日本万国博覧会(万博)の会場(愛知県尾張旭市)の「海上(かいしよ)の森」(かいしよの森)の一角にあるとされるオオタカの生息地。万博とオオタカの共存が検討されている。共存は成り立つのか。県が取るべき方針は何か。さまざまな意見が出る中、野生のオオタカの保護を主眼とし、保護活動にも取り組んでいる日本ワシタカオオタカ研究会(同県尾張旭市)の中島欣也所長(以下、中島所長)と話を聞いた。

(社会部・伊藤 智英)

日本ワシタカ研究会 中島欣也所長に聞く



オオタカ研究会の中島欣也所長。尾張旭市でオオタカを調査する中島所長(左)と尾張旭市環境課長(右)が話している。

中島所長は京都教育大に在学中、二ホンワシの生態を研究する中で、尾張旭市の環境にかつてのオオタカの生息地を調査し、その重要性を指摘した。オオタカの保護活動から考え、一九六四年、尾張旭市に前身の「日本ワシタカ研究会」が誕生した。現在は尾張旭市の保護活動に力を入れている。オオタカの保護活動に力を入れている。オオタカの保護活動に力を入れている。

十分な調査 行政は柔軟さを 不可欠 行政は柔軟さを

「オオタカは自然が保護されてきた。万博が開催されたら、オオタカは人里に侵入し、自然を破壊する恐れがある。人間がオオタカを保護する時代は終わった。オオタカは自然が保護されてきた。万博が開催されたら、オオタカは人里に侵入し、自然を破壊する恐れがある。人間がオオタカを保護する時代は終わった。」

中島所長は、オオタカの生息地を調査し、その重要性を指摘した。オオタカの保護活動から考え、一九六四年、尾張旭市に前身の「日本ワシタカ研究会」が誕生した。現在は尾張旭市の保護活動に力を入れている。オオタカの保護活動に力を入れている。

開発と保護 両立は可能

「オオタカは自然が保護されてきた。万博が開催されたら、オオタカは人里に侵入し、自然を破壊する恐れがある。人間がオオタカを保護する時代は終わった。」

中島所長は、オオタカの生息地を調査し、その重要性を指摘した。オオタカの保護活動から考え、一九六四年、尾張旭市に前身の「日本ワシタカ研究会」が誕生した。現在は尾張旭市の保護活動に力を入れている。オオタカの保護活動に力を入れている。

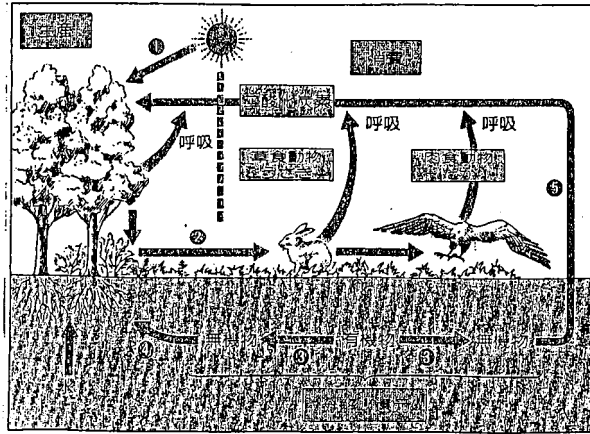


オオタカは自然が保護されてきた。万博が開催されたら、オオタカは人里に侵入し、自然を破壊する恐れがある。人間がオオタカを保護する時代は終わった。



オオタカは自然が保護されてきた。万博が開催されたら、オオタカは人里に侵入し、自然を破壊する恐れがある。人間がオオタカを保護する時代は終わった。

資料⑦



⑦生態系 ①有機物(炭水化物)が植物の光合成によって生産される。②生産された有機物は動物によって消費される。③枯れ葉や死骸が微生物によって分解・還元される。④分解によって生じた無機物が、水と一緒により吸収され再利用される。⑤分解によって生じた無機物が大気中にはなれ、CO₂として光合成に再利用される。

①生態系 焼畑などによる森林の破壊にともなう動植物の種の減少を例にとれば、人間がつくりだす政治、経済、文化などの社会環境も、生態系を構成する一つの要素である。

資料⑧

開発

開発とは「文明の名による人間自らの未来づくり」のことである。開発の基礎にある文明は、人間がおよそ1万年くらい前のころを境にして確立した、環境にたいする能動的な生活様式のことであるが、そのはじまりとされる農耕や牧畜についてみれば明らかのように、文明は空間の自覚のほかに、時間の自覚がなければ成り立たない。つまり文明はその本質のなかに、「未来の計画とその実現」をふくんでいる。そして開発とは、そのような「文明を造りだす具体的行動」のことである。

このように文明も開発も、本来人間が人間であるための条件だが、にもかかわらず現在、地球上には妥当性を欠いた開発行為によって、人間の生存や生活が脅かされるという逆説的状况が、さまざまな規模で出現している。それゆえ開発のあり方を根本的に転換することが緊急の人類学的課題である。ちなみにUNEP(国連環境計画)は、開発とは「個人と社会が人間の必要を充足して、生活の質を向上させるあらゆる行動」であるとしている。(林 智)

資料⑨

私たちの願い

まず下の2枚の写真を見てください。かつて瀬戸の山々は陶器を焼くための木々を入手するため、周辺の木々が何度も伐採され、ハゲ山になりました。その復旧のため植林が行われ、現在の緑豊かな山々となりました。ですから万博の開催候補地となってる瀬戸市南部の丘陵地の多くは、実は第2次世界大戦後に甦った山々なのです。



▲ハゲ山になった瀬戸の山 ▲植林により甦った瀬戸の山

瀬戸の人々は昔から山を敬い、大切にしてきた。山々が甦ったのは終戦後、窯を燃やす燃料が薪から石炭、石油、ガス、電気と変わっていったという歴史的な経緯もあります。しかし最も大きな理由は、私たちが先祖代々、豊かな陶土と燃料を授けてくれる山の神を敬い、大切にしてきたからです。伝統を誇る地元の窯元では、いまでも「山の神」として祠(ほこら)を祀(まつ)り、祈りを捧げています。毎年秋には祠にお神酒を供え、火を焚き、数百人の人が集まり、祈りの酒盛りをします。

私たちが考える山への恩返し、それが万博の開催です。山を知らない都会の人たちは、山の自然を守るには、人間の手を加えないで、自然のまま放っておけばいいのだと考えています。しかし、それは大きな誤解です。このまま放置しておけば、山はまたいつしか荒れて、滅びる恐れがあります。そのため私たちは山と人間がつねに対話し、自然を積極的に整備する必要があると考えます。そして、その絶好の機会が2005年の愛知万博なのです。

資料⑩

国際博覧会の推進

1,274,034千円(平成11年度6月現計 907,634 千円)140.4 %

項目	平成12年度予算		平成11年度6月
	金額	主な事業内容	現計予算
国際博覧会の推進	千円 891,831	1 国際博覧会推進事業費 72,504 千円 2 愛知県出展参加事業費 18,214 千円 基本計画策定 3 国際博会場関連オオタカ調査費 20,000 千円 4 青少年公園再整備計画調査費(新規) 137,600 千円 5 2005年日本国際博覧会協会補助金 643,513 千円 <国際博覧会関連事業> 1 ふれあいの森(仮称)整備費 29,350 千円 2 森林と人との共生推進対策事業費 5,400 千円 3 道路改良費 1,912,000 千円 4 大規模事業関連道路事業費 7,479,100 千円 (住宅用地対策事業特別会計) 5 宅地開発事業費(瀬戸市南東部地区)2,967,233 千円 用地取得、調整池工事等 環境共生追跡調査	千円 565,264

第 3 章

現代民主主義社会の制度学習

— 世界史単元「アメリカ独立革命—革命はいかなる状況で正当化されるのか」—

研究協力者

角 田 将 士 土 居 延 匡
松 本 佳 子 重 松 純

1 主 題：アメリカ独立革命—革命はいかなる状況で正当化されるのか

2 学習目標

(1) アメリカ独立革命を事例とし、以下の①～③の知識を習得することで、どのような状況のもとで革命は正当化されるのかについて吟味・判断する。

- ① 独立革命時は正当な行為として認められていた革命は、現在認められていない。
 - ・独立革命時の理念が反映されている「独立宣言」では、すべての人の権利を保障するために、有害な政府を倒す権利が認められている。
 - ・現在、連邦議会は反逆罪を宣告する権利を有しており、革命は認められていない。
- ② 独立革命当時、革命派は、民主主義の理想と立法過程への参加の権利を求めて革命を正当化しようとした。
 - ・革命派は、イギリス政府の課税によって生命・自由・財産の権利を侵されていると判断し、革命に及んだ。
 - ・革命は非合法的な手段であったが、異議申し立てのための合法的な手段、すなわち立法過程への参加が認められていなかったため、革命行為はやむをえないと、革命派は判断し、行動を起こした。
- ③ 革命後、合衆国政府は、国家を転覆しようとする反乱を不当とする一方で、自己のおこなった独立革命は正当化しようとした。
 - ・シェイズの反乱が鎮圧されたのは、少数派による統治は共和制を崩壊させるものであるし、反乱側の主張は公共の福祉に反するものである、とみなされたためである。
 - ・アメリカ独立革命時の革命派の主張は、多くの人々に共通するものであり、独立革命は公共の福祉には反していなかったと解釈された。
 - ・ウィスキー反乱は鎮圧されたのは、憲法に明記されている合法的な手段に基づいた平和的な変革しか認められないと判断されたためである。
 - ・独立戦争当時は、異議申し立てのための合法的手段が与えられていなかったため、違法行為である革命も正当化できると解釈された。

(2) 革命の正当化とそのため条件を吟味・判断する過程で以下の二つの能力を習得する。

- ① 事実の背後にある価値観を読み取ることができる能力。
- ② 資料から必要な情報を読み取り、それらの情報を整理することができる能力。

(3) 革命の正当化とそのための条件を吟味・判断することで以下の態度を身につける。

- ① 現在の制度を批判的に見直すことができる態度。
- ② 自分とは異なる価値観に基づく主張も考慮し、尊重できる態度。

3 単元の全体構造

	パート	主 な 発 問	獲 得 さ せ たい 知 識	意 思 決 定 段 階	時 間 配 当	
導 入	革命政府による否定	◎独立革命時に認められていた革命が、現在認められないのはなぜか。革命はどのような状況で正当化されるのか。	・独立革命の正当性と、現在における革命の不当性を無批判のまま受容している。	第1段階 問いの確定	1時間	
展 開 I	「革命」と「抵抗」の概念	◎独立革命当時、革命はいかに正当化されたか。 ○「革命」と「抵抗」の違いは何か。	・「革命」は既存の政治体制の否定した暴力などの非合法的な手段による社会改革であるが、「抵抗」は既存の政治体制の中での合法的な手段による社会改革である。	第3段階 価値に関する仮説の確定		
展 開 II	独立革命時における革命行為の正当化	○独立革命を起こした人達は革命行為をどのように正当化したのか。	・イギリス政府によって生命・自由・財産などの基本的人権が侵害されている状況の中で、人民主権に基づいた立法過程への参加や、異議申し立ての手続きが認められていなかったために、非合法的な暴力の行使もやむなしとされた。			第2段階 問いの調査
展 開 III	合法的暴力行使への対応	○独立革命後、政府に対する非合法的な暴力の行使はなかったのか。あったとすればそれはどのように結果になったのか。	・シェイズの反乱とウィスキー反乱などの反乱が起きたが、いずれも政府は非合法的な暴力の行使を不当とみなし、鎮圧する方向での対応をした。			1時間
展 開 IV	反乱鎮圧と独立革命正当化両立の論理	◎独立革命によって成立した政府が革命と類似した行為を不当とみなし、鎮圧するのはなぜか。その際、独立革命はどのように正当化されるのか。 ○シェイズの反乱とウィスキー反乱のような人々による力の行使が不当とみなされ、政府による力の行使が正当とみなされたのはなぜか。 ○その論理に基づけば、独立革命はどのように正当化されるのか。	・個人は制度や法の認める手続きの範囲内で、社会改革を試みるべきであり、革命行為のような非合法的な暴力の行使は認められない、とされたため。 ・政府は制度や法の範囲内において、秩序や政治体制の維持のため、あるいは諸個人の利害を調整するため強制力を行使する。その際、暴力の行使も認められるとされたため。 ・独立革命時は、個人の権利要求は植民地の共通した要求であり、当時の公共の福祉に反するものでなかったため、暴力の行使もやむなしとされた。 ・独立革命時は、立法過程への参加や異議申し立ての手続きが認められていなかったため、非合法的な暴力の行使もやむなしとされた。		1時間	
終 結	の革命正当化条件	◎革命はどのような状況で正当化されるのか。	(革命正当化のための留保条件について、意思決定させる。)	第4段階 意思決定の実行と正当化		

4 単元の展開

パート	発問	教授・学習活動	資料	生徒に習得させたい知識
導 入	<p>・映画「パトリオット」の中でアメリカ独立革命はどのように描かれているか。</p> <p>・独立革命当時の人達は革命をどのようにとらえていたのか。革命中に採択された「独立宣言」にはどんなことが主張されているか。</p> <p>・現在、政府が自由と権利を保障していないと判断されたとしたら、革命を起こしてもよいのだろうか。独立革命後に制定された合衆国憲法にはどう書かれているだろうか。</p> <p>・革命を権利として唱え、成立した政府が、革命を反逆罪として罰するのは矛盾していないだろうか。</p> <p>・独立革命後も黒人の自由と権利は保障されなかったし、現在でも少数であるために必ずしも自由と権利が保障されているとは言いがたい人々がいる。それでも革命は認められないのだろうか。またそれはなぜか。</p> <p>◎独立革命時認められていた革命が現在認められないのはなぜか。そもそも革命はどのような状況の下で正当化されるのだろうか。</p>	<p>T：資料を提示して発問する。 P：答える。</p> <p>T：資料を提示して発問する。 P：答える。 T：説明する。</p> <p>T：資料を提示して発問する。 P：答える。 T：説明する。</p> <p>T：発問する。 P：予想し答える。</p> <p>T：発問する。 P：考える。</p> <p>T：発問する。</p>	<p>①</p> <p>②</p> <p>③</p>	<p>・イギリスの不当な圧政に対して植民地が自由と平等を求めて立ちあがり、戦ったものとして描かれている。(独立革命の一般的なイメージの確認)</p> <p>・独立することの権利 ・イギリス政府は有害であること (独立革命の一般的な知識の確認)</p> <p>・連邦政府は反逆罪の刑罰を宣告する権限を有すると規定され、革命は認められていない。 (革命に関する一般的な知識の確認)</p> <p>・現在は民主主義によって自由・平等や権利が保障されているから革命は許されないのではないだろうか。詳しいことは調べてみたいとわからない。 ……(一般的な知識では説明がつかない)</p>
展 開 I	<p>◎独立革命当時、革命はいかに正当化されたのか。</p> <p>○そもそも「革命」とは何か。「抵抗」とどう違うのか。</p> <p>・「革命」とは何か。</p> <p>・「抵抗」とは何か。</p> <p>・「革命」と「抵抗」の違いは何か。</p>	<p>T：発問する。</p> <p>T：発問する。</p> <p>T：資料を提示して発問する。 P：答える。 T：説明する。</p> <p>T：資料を提示して発問する。 P：答える。 T：説明する。</p> <p>T：発問する。 P：答える。 T：説明する。</p>	<p>④</p> <p>④</p>	<p>・「革命」とは、既存の政治権力を倒し、新しい政治権力・政治体制を建てることを指す。多くの場合、暴力の行使などの非合法的な手段がとられる。</p> <p>・「抵抗」とは、既存の政治体制のもとで認められた手続きの範囲内で政治の変革を図ることを指す。革命とは異なり合法的な変革である。</p> <p>・「革命」とは既存の政治体制の否定であり、「抵抗」とは既存の政治体制まで否定するものではない。</p> <p>・「革命」は暴力など非合法的な手段によるもので、「抵抗」は合法的な手続きによるものである。</p>

展 開 II	独立革命時における革命行為の正当化	○独立革命を起こした人達は革命行為をどのように正当化したのか。	T：発問する。		
		・独立革命は合法的な行為だったか、非合法的な行為だったか。	T：発問する。 P：答える。		・革命である以上、非合法的な行為だったはずである。
		・本当に非合法的な行為だったと言えるか。	T：資料を提示して発問する。 P：答える。 T：説明する。	⑦	・ボストン茶会事件やコンコードの戦いに見られるように、暴力が行使されている。 ・独立を目指すもので、イギリスの統治を否定するものであった。
		・独立革命とは何か。	T：発問する。 P：答える。 T：説明する。		・独立革命とは、イギリスの統治を否定し、新しい政治体制を建てることを目指した、非合法的な暴力の行使であった。
		・非合法的な行為にも関わらず、なぜ革命を起こしたのか。	T：発問する。		
		・独立革命を起こした人達の主張はどのようなものに表われているか。	T：資料を提示して発問する。 P：答える。 T：説明する。	⑦	・「大陸会議での議事」「コモンセンス」「独立宣言」などに主張が表われている。
		・革命を起こした人達の主張がよく表われている【第1回大陸会議の宣言及び決議】と【独立宣言】を見てみよう。	T：説明する。		
		・【第1回大陸会議】とはどのような会議だったのか。	T：資料を提示して発問する。 P：答える。 T：説明する。	⑦	・独立革命の戦闘開始の前年（1774年）に植民地の代表者が集まり、イギリス本国政府に対する要求をまとめた会議であった。
		・【第1回大陸会議の宣言および決議】はどのような主張をしているのか。	T：資料を提示して発問する。 P：答える。 T：説明する。	⑤	・植民地の住民は生命、自由、財産の諸権利を持っている。 ・植民地の住民は本国の立法議会への参与を認められていないにもかかわらず、同意なくして課税されることに反対する。 ・植民地の住民は集会をし、国王へ請願する権利をもっており、これを禁止する措置は不法である。 ・印紙税法、タウンゼント収入法などや平時の軍隊駐屯は植民地の議会の同意なくしては違法である。
		・独立革命戦闘開始の翌年（1776年）に第2回大陸会議で可決された【独立宣言】はどんな主張をしているか。	T：資料を提示して発問する。 P：答える。 T：説明する。	⑥	・ある国民が他の国民から政治的に独立することは正当なことである。 ・すべての人は平等であり、生命、自由および幸福の追求の権利が与えられている。（基本的人権） ・これらの権利を確保するために人々の同意に基づいて政府が設けられた。（人民主権） ・人々には絶対専制に陥れようとする政府を転覆し、新しい政府を建てる権利がある。（革命権） ・植民地はこのような状態にありイギリス国王の絶対専制に対する革命は正当な権利である。

		○独立革命を起こした人達は革命行為をどのように正当化したのか。	T：発問する。 P：答える。 T：説明する。		・イギリス政府によって生命・自由・財産などの基本的人権が侵害されている状況の中で、人民主権に基づいた立法過程への参加や、異議申し立ての手続きが認められておらず、非合法的な暴力の行使もやむを得ない、と判断して革命行為を正当化した。
展 開 III	独立革命後の非合法的暴力行使への対応	○独立革命後、政府に対する非合法的な暴力の行使はなかったのだろうか。あったとすればそれはどのような結果になったのか。 ・独立革命後の政府に対する非合法的な暴力の行使にはどのようなものがあったか。 ・シェイズの反乱とはどのような事件か。 ・シェイズの反乱の結果はどのようなものか。 ・ウィスキー反乱とはどのような事件か。 ・ウィスキー反乱の結果はどのようなものか。 ・独立革命後の反乱について政府はどのように対応したか。	T：発問する。 T：資料を提示して発問する。 P：答える。 T：資料を提示して発問する。 P：答える。 T：説明する。 T：資料を提示して発問する。 P：答える。 T：説明する。 T：資料を提示して発問する。 P：答える。 T：説明する。 T：資料を提示して発問する。 P：答える。 T：説明する。	⑦ ⑧ ⑧ ⑨ ⑨	・1786年にシェイズの反乱が、1794年にウィスキー反乱が起きている。 ・1786年、マサチューセッツ州で高い税金と通貨不足に不満を持つ群衆が革命軍人ダニエル・シェイズを指導者として裁判所に押しかけた事件である。 ・反乱を不当とみなした州政府の呼びかけによって、シェイズの反乱は簡単に終息した。その後、連邦政府にほとんど権限を認めていなかった連合規約改正の動きが強まり、憲法制定会議が召集され、1788年合衆国憲法が制定された。 ・1794年、酒税法違反に問われた者を逮捕しようとしたことに対して、ペンシルバニア西部の農民がこれを阻止しようと暴動を起こした事件である。 ・反乱を不当とみなしたワシントン大統領は民兵を招集し、反乱者に対して解散を呼びかけた結果、反乱はほとんど血を見ることなく、おさまった。 ・いずれの反乱も政府は非合法的な暴力行使を不当とみなし、鎮圧する方向での対応をした。
展 開 IV	反乱鎮圧と独立革命の正当化両立の論理	◎独立革命によって成立した政府が革命と類似した行為を不当とみなし、鎮圧しようとするのはなぜか。その論理に基づけば、独立革命はどのように正当化されるのか。 ○なぜ政府はシェイズの反乱を不当とみなし、鎮圧したのか。 ・シェイズの反乱を鎮圧しようとした州政府はどのような主張をしているのか。 ・なぜ政府はシェイズの反乱を不当とみなしたのか。	T：発問する。 T：発問する。 T：資料を提示して発問する。 P：答える。 T：説明する。 T：発問する。 P：答える。 T：説明する。	⑧	・「共和政体においては多数派の統治を原則とする。もし少数派によって統治されるのであれば、それは貴族制になるであろう。もし誰もが、勝手に反対するのであれば、それは政治ではなく、無秩序と混乱にすぎない」と主張した。 ・「多数派の要求に基づく決定に従わなければならない」「改革は投票によって実現されなければならない」という共和政体における原則を侵しているとみなしたため。

展 開 IV	反乱鎮圧と独立革命の正当化両立の理論	<ul style="list-style-type: none"> なぜ政府はシェイズの反乱鎮圧を正当とみなしたのか。 	<p>T：発問する。 P：答える。 T：説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> シェイズの反乱は、無秩序と混乱を招く可能性がある。このような状態を避け、諸個人の利害を調整し、公共の福祉を実現するためには、政府による鎮圧は正当であるとみなしたため。
		<ul style="list-style-type: none"> ○なぜ政府はウィスキー反乱を不当とみなし、鎮圧したのか。 ウィスキー反乱を鎮圧しようとしたワシントン大統領はどのような主張をしているのか。 	<p>T：発問する。 T：資料を提示して発問する。 P：答える。 T：説明する。</p>	
終 結	革命正当化の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○その論理に基づけば、独立革命はどのように正当化されるか。 	<p>T：発問する。 P：答える。 T：説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> イギリス政府によって生命・自由・財産などの基本的人権が侵害されている状況の中で、人民主権に基づいた立法過程への参加や、異議申し立ての手続きが認められていなかったために、非合法的な暴力の行使も止むなしとされたため。 個人は制度や法において認められる手続きの範囲内で立法過程・政策決定に働きかけたり、異議申し立てをすべきであり、革命行為のような非合法的な暴力の行使は認められない。 政府は制度や法の範囲内において、秩序や政治体制の維持のため、あるいは諸個人の利害を調整するため強制力を行使する。その際、暴力も認められている。
		<ul style="list-style-type: none"> ◎独立革命当時、革命はいかに正当化されたのか。 ◎独立革命によって成立した政府が革命と類似した行為を不当とみなし、鎮圧しようとするのはなぜか。 	<p>T：発問する。 P：答える。 T：発問する。 P：答える。</p>	

終	革命正当化の条件	◎その論理に基づけば、独立革命はどのように正当化されるのか。	T：発問する。 P：答える。	<ul style="list-style-type: none"> ・独立革命時、個人の権利要求は植民地の共通した要求であり、当時は公共の福祉に反するものではなかった。 ・独立革命時、立法過程への参加や異議申し立ての手続きが認められていなかったため、非合法的な暴力の行使もやむを得なかった。(留保条件をつけて意思決定させる。)
結		◎革命はどのような状況のもとで正当化されるのか。	T：発問する。 P：意思決定する。	

【授業資料】

- ① 映画「パトリオット」
- ② 「独立宣言」(木村尚三郎監修『世界史資料 下』東京法令出版 1977, pp.6-7より抜粋。)
- ③ 「アメリカ合衆国憲法第3条 第3節 第2項」(阿部竹松『アメリカの政治』公論社 1978, p.319より抜粋。)
- ④ 「革命と抵抗の定義」(大学教育社編『改訂版 現代政治学事典』ブレーン出版 1998, p.130・p.699より抜粋。)
- ⑤ 「第1回大陸会議の宣言及び決議」(木村尚三郎監修『世界史資料 下』東京法令出版 1977, pp.3-5より抜粋。)
- ⑥ 「独立宣言」(木村尚三郎監修『世界史資料 下』東京法令出版 1977, pp.6-7より抜粋。)
- ⑦ 「年表」(メアリー・ベス・ノートン著 本田創造監修『アメリカの歴史① 新世界への挑戦』三省堂 1996, pp.12-13より抜粋。)
- ⑧ 「シェイズの反乱」(メアリー・ベス・ノートン著 本田創造監修『アメリカの歴史① 新世界への挑戦』三省堂 1996, pp.311-314より抜粋。)
- ⑨ 「ウィスキー反乱」(メアリー・ベス・ノートン著 本田創造監修『アメリカの歴史② 合衆国の発展』三省堂 1996, pp.19-20より抜粋。)

【参考文献】

- ・阿部竹松『アメリカの政治』公論社 1978。
- ・有賀貞・大下尚一・志邨晃佑・平野孝編『世界歴史大系 アメリカ史1』山川出版社 1994。
- ・木村尚三郎監修『世界史資料 下』東京法令出版 1977。
- ・大学教育社編『改訂版 現代政治学事典』ブレーン出版 1998。
- ・日高八郎編『アメリカ精神 アメリカ合衆国建国の歴史に残るドキュメント』ラボ教育センター 1987。
- ・メアリー・ベス・ノートン著, 本田創造監修『アメリカの歴史① 新世界への挑戦』三省堂 1996。
- ・メアリー・ベス・ノートン著, 本田創造監修『アメリカの歴史② 合衆国の発展』三省堂 1996。

授業資料

【資料②⑥「独立宣言」】

独立宣言 *Declaration of Independence* (1776年)

人間界の出来事の過程で、ある国民が、これまで彼らを他の国民に結びつけていた政治的なひもをほどこき、地上の諸強国のあいだで、自然と自然の神との法が彼らに認める独立平等の地位を占めることが、必要となるようなときには、人類のもっている諸々の見解に対する相応の尊敬ということからいつて、彼らがそのような分離をせざるをえないようになった理由を宣言することが要求される。

われわれは、次の真理を自明なものと認める。すべての人は平等に創られていること。彼らは、その創造者によつて、一定の譲るべからざる権利を与えられていること。それらの中には、生命、自由および幸福の追求が数えられること。そうして、これらの権利を確保するために、人びとのあいだに政府が設けられ、その正当な権力は、被治者の同意にもとづくこと。どんな形態の政府でも、この目的に有害なものとなれば、それを変更または廃止して新しい政府を設け、その基礎となる原理、その組織する権力の形態が、彼らの安全と幸福とをもたらすに最もふさわしいと思われるようにすることは、人民の権利であること。なるほど、分別の教えるところによれば、長きにわたつて存立した政府は、軽々しい、一時的な原因によつて変えられてはならない。したがつて、経験の示すところによれば、人類は、自分たちが慣れている形態を廃止することによつて、みずから正すよりは、害悪が我慢できるあいだは、我慢をしようとする傾きのあるものだ。けれども、同じ目標をたえず追求する権力乱用と篡奪とが長く相つぎ、人民を絶対専制のもとにおとし入れよ

うとする意図を明らかにするようになると、そのような政府を顛覆し、彼らの将来の安全のために新しい保障を備えることは、彼らの権利であり、彼らの義務である。これらの植民地が、忍耐しつつ苦しんで来たのは、このようなものであつたし、彼らをして、その古い政府の組織を変えるように強制している必然性は、今やそういつたものである。現イギリス国王の歴史は、侵害と篡奪との繰返しの歴史である。それらはすべて、これらの諸州に、絶対専制を樹立することを直接の目的としている。これを証明するために、公正な世界に向かつて、事実を提出せしめよ。

(鶴飼信成訳『西洋史料集成』平凡社)

【解説】 1776年6月7日、第2回大陸会議に提出されたヴァージニア代表リチャード＝ヘンリー＝リーの「独立決議」の提案に基づき、トマス＝ジェファソン・ジョン＝アダムズ・ベンジャミン＝フランクリン・ロージャー＝シャーマン・ロバート＝リヴィングストンの5人が起草委員に任命

された。原案は委員の一人ジェファソンがもつぱら起草し、フランクリンとアダムズが若干加筆して大陸会議に提出され、7月4日に全会一致で可決、公表された。これがいわゆる独立宣言である。

この文書は、簡単な前文と独立の宣言をおこなっている結語を除くと大きく二つの部分にわかれている。前半はアメリカの政治哲学を述べた思想的に重要な部分であり、基本的人権・人民主権・革命権を主張し、後半は極めて具体的に国王ジョージ3世の圧政を列挙している。そして最後に結語として、アメリカの13植民地がここに連合して自由・独立な国家をつくると宣言している。

ジェファソンは、のちに、独立宣言は「アメリカ人の心の表明」であると語っている。ロックの政治思想に源をもっていることはいうまでもないが、長い間の本国との抗争をとおして培われた理念を定着させたものとして、当時のアメリカ人の思想の結晶として重要な意味をもっているといえる。

【資料③「アメリカ合衆国憲法第3条第3節第2項」】

連邦議会は、反逆罪の刑罰を宣告する権限を有する。
しかし、反逆罪の判決にもとづく権利喪失は、その処罰を受けた者の生存中のみで、血統汚損あるいは財産没収までは及ばない。

【資料④「革命と抵抗の定義」】

●

革命権 *かくのいけん* 〈英〉right of revolution

非合法的暴力によってでも権力の交替や権力の奪取をはかることを是認し正当化する思想。最も有力なのは、17世紀の名誉革命を正当化したロック*、あるいは資本主義社会の廃絶にさいし暴力革命を主張したマルクス*・エンゲルス*・レーニン*などの政治思想。アメリカ独立宣言や山岳党憲法(フランス)宣言(1793年)にも革命権を権利として宣言した文言がみられる。ロックは、主著『政治論(Two Treatises of Government, 1690)』『政治二論』『統治論』において、名誉革命は、人民の所有権(生命・財産・自由)を守るべき政治がその目的を破壊する圧制をおこなったので、ジェームズ2世(James II)の追放は人民のやむをえざる行為(天に訴える行為)であった、と述べている。マルクスたちは、支配階級の交替を求める行為は、暴力(軍隊・警察)によって抑圧されるので被支配階級もまた暴力を用いて政権を奪取せざるをえないことを強調している。このような専制・圧制に対抗する思想は、今日においても思想的には生きているが、現代国家においては実定法上の規定はみられない。したがって革命権の思想は、選挙における民意の表明を通じて、あるいは日常的な大衆動員(デモ)などによって行使されるもの、と考えられている。(田中 浩)

●

抵抗権 *ていこうけん* 〈英〉right of resistance

〈独〉Widerstandrecht 〈仏〉droit de résistance
国家や政府などに抵抗し反抗する権利。革命権が非合法的・暴力的手段による反抗までも是認するのに対し、抵抗権の場合は、いちおうは合法的枠内での抵抗や反抗を行使できる権利と考えられる。なぜなら現代国家においては、革命権は実定法上規定されていないが、抵抗権についてはたとえば、ボン基本法(ドイツ憲法)やラント(州)憲法であるヘッセン・ベルリン憲法などにおいて規定されているからである。いずれにせよ、抵抗権の行使が激化すれば革命権の行使となるわけだが、現代民主主義国家においては、解散・総選挙あるいは市民・住民運動などのさまざまな民衆意志の表明が制度的に保障されているので、15、16世紀のような宗教の自由をめぐる紛争や武力闘争、あるいは17、18世紀の人権や自由の獲得をめざした市民革命時代、さらには、ロシア革命をはじめとする社会主義革命実現時代のように抵抗権は——抵抗権的行為は事実上つねにおこなわれているにしても——思想上はそれほど声高には叫ばれなくなった。しかし、資本主義国家・社会主義国家を問わず、依然として、政治的・社会的矛盾が完全に解決されていない以上、人権保障や自由の確立あるいは平等の実現を求める人民の

要求としての抵抗権の思想は、現代においてもその意義はいささかも失われていない。

ところで、抵抗権思想が政治的意味をもって注目されるようになったのは、16世紀後半以降、とくに宗教と政治をめぐる問題を通じてであった。すなわち、カトリック君主に対するプロテスタント(新教徒)の、あるいはプロテスタントの君主に対するカトリック教徒の抵抗の正当化理論がそれで、なかでもオトマン(Hotman, François)の『フランコ・ガリア(Franco-Gallia, 1573)』あるいはランゲ(Languet, Hubert)とモルネイ(Mornay, Philippe de, Seigneur du Plessis-Marly)の共作といわれる匿名の『暴君に対する反抗の権利(Vindiciae contra tyrannos, 1579)』は、フランスのユグノー(新教徒)派をはじめ、その他のヨーロッパ諸国の新教徒に大きな影響を与えたとされている。

またカルヴァン*主義は世上、抵抗権思想の聖典とされているが、カルヴァン自身は、市民個人の君主に対する直接的抵抗権は容認せず、君主の悪政については、上級の官職機関や身分議会を通じて抵抗の意志を表明できるとしているにとどまっている。革命権の父といわれるロック*でさえも政治への不満については可能なかぎりカルヴァンの抵抗の方法をとることを人びとにすすめ、究極の手段としてのみ消極的に革命権の行使を認めているにすぎない。この意味で、市民の個人的抵抗権を認めたのはむしろホッブズ*に始まるといえる。彼は、もしも主権者が個人の生命を奪うような措置を命じたときにはあらゆる可能な手段を用いて自己保存をはかる行為を人びとに是認しているからであり、とするならばもしも全国民が生命の危険を感じて起ち上がったときには、それは積極的な総反乱(革命)の発生を是認していたことになる。いずれにせよ、近代的な社会契約説が、権力の起源を人民の同意・契約におく以上、抵抗権の行使の延長線上にはつねに革命権の主張までも想定されていたと考えられるべきであろう。⇨社会契約説

【参考文献】Bowle, John, *Hobbes and his Critics*, 1951. Mayer-Tasch, Peter Cornelius, *Thomas Hobbes und das Widerstandsrecht*, 1965(三吉敏博・初宿正典訳『ホッブズと抵抗権』木鐸社, 1976)。(田中 浩)

【資料⑤ 「第1回大陸会議の宣言及び決議」】

第1回大陸会議の宣言及び決議

Declaration and Resolves of the Continental Congress (1774年)

この前の戦争の終結以来、英国国会はあらゆる場合に諸法律を制定して、アメリカの人民を束縛する権力を当然の権利として要求していたが、とくに若干の法律により、アメリカの人民に課税し、また他方には種種口実を設けて、しかも事実においては収入を増加する目的のために、これらの植民地において支払われるべき税金を課し、非立憲的な権限をもつ税関管理局を設置し、関税を徴収し、かつ単に国内の事件の裁判のために海事裁判権を拡張した。しかし、他の法律にもとづいて、従来、植民地議会の決定せる給料により執務せる判事は国王にのみ俸給を依存せしめられるとともに、常備軍を平時にも駐屯せしめた。また最近、英国国会において、……植民地において犯された叛逆および犯人隠匿もしくは叛逆秘匿の罪に問われた植民地人はその身柄を英本國に送って裁判することが議決された。……

英国国会の前会期中に三つの法律が制定され、……またそのときもう一つの法律が制定された。これらすべての法律は、無思慮、不公正、残酷かつまた非立憲的なものであり、アメリカ人の諸権利に対して最も危険かつ破壊的なものである。……各植民地の善良なる人民は、……フィラデルフィアの町に全体会議を召集し、これに出席すべき代表をそれぞれ選びかつ任命したのである。かくして、これらの任命された代表たちは、……以上述べた諸目的を達成する最良の方法を協議するために、いまや集合し、まず英国人として英国人の祖先がかような場合にいつもおこなつて来たように、その権利と自由を主張し擁護するために、次のごとく宣言する。

北アメリカにおける英領植民地の住民は自然の不変なる諸法および英国憲法の諸原則ならびに数多の特許状あるいは契約にしたがつて、次のごとき諸権利を享有するものである。

決議 1 植民地の住民は、生命、自由および財産の諸権利を享有している。そして彼らは自己の同意なく、そのいずれを処理する権利も、これをいかなる外国的権力にも、いまだ譲渡したことはない。

決議 2 これらの植民地に最初に移住したわれわれの祖先たちは、その母国からの移住のときに、イギリス王国内における自由にかつ生えぬきの臣民としてのすべての権利および自由ならびに特権を享受していたのである。

決議 3 かかる移住により、彼らは決してこれらの権利のいかなる部分をも喪失し、あるいは譲渡し、あるいは失なつたものでなく、しかも、かかる権利の行使ならびに享有の権利を彼らが有し、また彼らの子孫に与えられているものである。

決議 4 英国人の自由ならびにすべての自由なる政府の基礎は、人民をして彼らの立法議会に参与せしめる権利に存する。しかし、英国の植民地人は(英国国会に)代表せしめられず、また彼らの地方的な状況ならびに他の事情から英国国会に適當に代表されえないのであるから、彼らはそれぞれの植民地議会において自由にして独占的な立法権を与えられている。しかしこの植民地議会においてのみ彼らの代表権は、今まで用いられまた慣らされてきた様式において、とくに彼らの主権の否認のみがおこなわれたほかは、課税および内政のすべての事項において保持されえたものである。しかしながら、われわれは、事態の要請と両国の相互利害関係にかんがみて、英国国会のかかる法律の施行に対しては、それが母国に対し全帝国の通商利益を確保する目的をもち、また英国のそれぞれの構成分子の通商利益を得んとする目的のため、われわれの外国通商の規正に善意をもつてとどまる限り、喜んで同意する。ただし、これは植民地人の同意なくしてアメリカにおける英国臣民からの収入を増加するために国内税および関税を課すというあらゆる考えを排除するものである。……

決議 8 植民地人は静穩に集会し、その苦情を考慮し、また国王に請願する権利を有する。そしてこれに対するすべての訴追、禁止的な宣言および措置は不法である。……

決議 次のような英国議会の諸法律は、植民地人の権利の侵害である。これらの撤廃は大英国およびアメリカ諸植民地間の和解を恢復するために是非とも必要である。すなわち、印紙税法、タウンゼンド収入法、1774年の懲罰的諸法、クェベック法などである。また平時においてこれらの植民地に常備軍を駐屯せしむることは、軍隊を駐屯せしむる植民地の議会の同意なくしては違法である。

(中屋健一訳『西洋史料集成』平凡社)

註 1) フレンチ・アンド・インディアン戦争。

2) ボストン港閉鎖法、マサチューセッツ統治法及び裁判行致法。

3) クェベック法。

【資料⑦「年表」】

1720-40	チェサピーク地方の黒人人口が自然増で増えはじめる	1779	サリバンのイロコイ村遠征
1732	特許状によるジョージア植民地の創設	1780	イギリス軍、チャールストン占領
1739	ストノ反乱	1781	連合規約批准される
	ジョージ・ホイットフィールドの渡米、大覚醒の拡大		コーンウォリス、ヨークタウンで降伏
1739-48	ジョージ王戦争	1782	和平交渉開始
1741	奴隸反乱の恐怖（ニューヨーク市）	1783	パリ条約
1754	オルバニー会議	1786	アナポリス会議
	フレンチ・アンド・インディアン戦争始まる	1786-87	シェイズの反乱
1760	アメリカ大陸で戦争終わる	1787	北西部領地条例、憲法会議
	ジョージ3世即位	1788	ハミルトン、ジェイ、マディソン『フィラデリスト』を発刊。憲法批准される
1763	パリ条約	1789	ジョージ・ワシントン初代大統領に就任。1789年の裁判所法を制定
	ポンティアックの蜂起		フランス革命はじまる
	1763年宣言	1790	アレクザンダー・ハミルトン「公信用に関する第1報告書」
1764	砂糖法	1791	憲法修正第1～10条（権利章典）批准される
1765	印紙税法	1793	フランスがイギリス、スペイン、オランダに宣戦布告。合衆国、中立宣言を発表
1765-66	「自由の息子たち」結成		デモクラティック・リパブリカン協会の結成
1766	ハドソン川の土地暴動	1794	ウィスキー反乱
	印紙税法撤廃	1795	ジェイ条約締結
	宣言法	1796	最初の大統領選挙。ジョン・アダムスが大統領に、トマス・ジェファソンが副大統領に選出される
1767	タウンゼンド諸法	1798	XYZ事件。外国人法・治安法制定。バージニア決議・ケンタッキー決議
1767-69	レギュレーター運動（サウスカロライナ）	1798-99	フランスとの間に宣戦布告なき戦争
1770	ノース卿首相となる	1800	米仏協定調印。ジェファソンが大統領に、アーロン・バーが副大統領に選出される。第2次大覚醒始まる（～1840年代）
	タウンゼンド諸法撤廃（茶税を除く）		ガブリエルの反乱
	ポストン虐殺事件	1801	ジョン・マーシャル最高裁長官に就任
1771	ノースカロライナのレギュラーたち、アラマンズの戦いで敗北		ジェファソン、大統領に就任
1772	ポストン連絡通信委員会結成		
1773	茶税法		
	ポストン茶会事件		
1774	強圧諸法		
1774	第1回大陸会議		
1775	レキシントン・コンコードの戦い、ダンモア卿の宣言、第2回大陸会議		
1776	トマス・ペイン『コモン・センス』、イギリス軍のポストン撤退		
	第2回大陸会議。諸州に州憲法草案作成を指示		
	独立宣言。ニューヨークでの戦闘		
1777	イギリス軍によるフィラデルフィア占領		
	バーゴイン、サラトガで降伏		
	連合規約、批准のため各州に送付される		
1778	米仏同盟		
	イギリス軍、フィラデルフィアを撤退		

【資料⑧「シェイズの反乱」】

危機の時代から憲法制定へ

連合規約が不十分であることを深く憂慮していたのは、アメリカ人のなかでも海外貿易と外交に携わっていた人びとだった。連合規約の弱点が誰の目にもはつきりしていたのはこれらの分野においてだった。というのは連合規約には統一的な通商政策を確立し、条約の履行を確保するだけの権限を認めないという統率力が与えられていなかったからである。戦後一年もたたないうちに、アメリカ経済は不況に陥った。主要商産物（とくにタバコ・米の輸出業者と工業製品の輸入業者のどちらもが戦後のヨーロッパ諸国によるアメリカ貿易規制の影響をまともに受けていた。一七八六年までには景気も回復し始めていたものの、戦争の影響を根絶するのは、とりわけ低価格では、不可能だった。

実際、戦争はアメリカ経済に永続的な変化をもたらした。戦争中、非軍事的な部門ではほぼ全面的に通商が断絶されたが、このことは国内工業に大きな刺激となった。その結果一七八三年以降ヨーロッパ製品が殺到したにもかかわらず、戦後のアメリカは目覚ましい勢いで工業化への道を突き進んだ。例えば一七九三年にロンドンからのポーターカットではアメリカ産の織物工場が生産を開始した。人口の絶え間ない増大は、経済全体に占める国内市場の相対的役割をこれまで以上に重要なものにした。さらには、戦争前からすでに始まっていたことだが、海外貿易のパターンの対ヨーロッパから対インド諸島地域へと変化することである。フランス領とオランダ領カリブ諸島に運ばれていた食糧はタバコを置き、それだけでアメリカ最大の輸出品となった。（そのためにテキサス地方ではタバコから穀物生産への転換に拍車がかげられた）

連合規約が通商問題に関して無力であったことに限界を感じたバージニアは、他州に呼びかけてメリランドのアナポリスで会議を開き、通商政策について議論した。一七八六年九月の会議には八州が代表を任命したが、そのうち会議に参加したのはわずか五州だけだった。参加者は政治体制への現実的な圧力としてはこの数ではあまりにも少数だと悟った。そのため九か月以内にフィラデルフィアでもう一度会議を開催することにし、「連邦の緊急事態に対応できるような連邦政府の憲法制定に必要と思われる……追加条項を検討するための呼び掛け」がなされた。

シェイズの反乱

その年の秋、マサチューセッツ西部で起こった事件は全国政府に大幅な変更が必要であることを他州の人びとにも納得させるきっかけとなった。高い税金と通貨不足を不満とした農民群衆が裁判所に押し掛け、ちょうど州当局が未納税者の財産を没収するために開かれていた裁判を停止させた。反乱の指導者は農民で革命軍大尉にまで昇格したダニエル・シェイズで、これに加わった多くの多くの人びとも世間では「一目惚れした連合軍人であり、かれらは当時この反乱が起られるときにはジェントルマンと呼ばれた。この事件が無秩序の農兵の衆による反乱として片付けられるようなものではないことは明白だった。この反乱は共和国の将来にとつてどのような意味をもっていたのか。無政府状態が蔓延し追いついていくことの兆きだったのだろうか。このような疑問がこの国の政治指導者たちを憂慮させた。

反乱に加わった者たちはマサチューセッツの知事と行政評議会への説明のなかで自らの立場を明らかにした。かれらは固にたいする忠誠は表明したが、州の財政政策では家族を十分に養っていくことはできないとの異議を申し立てた。かれらは革命軍兵士としての経験に熱れながら「個人の自由のためには永久に束縛されることも辞さない」と主張した。



ダニエル・シェイズと部下のジョブ・シャックウツ校の木版画
ナショナル・ポートレート・ギャラリー
(1787年)。

マサチューセッツ東部の住民と他州の合衆国市民は、反乱に加わった人びとがこの反乱を独立戦争の初期の段階の戦いに直接結び付けようとしたことを一番恐れた。州議会はそのような宣言を發表した「共和政体においては多数派の統治を原則とする。もし少数派によって統治されるのであれば、それは貴族政となるであろう。もし誰もが勝手に反対するのであれば、それは政治ではなく無秩序と混乱にすぎない。」こうしてマサチューセッツの役人たちは、かつてはイギリスの専制支配への正当な対応手段と考えられた大衆行動もはや合法的ではなくなつたことを強調した。共和国においては改革は力に訴えよりも投票で実現されねばならなかった。もしこの国の市民が合法的権力に従うことを拒否するのなら、行き着くところは混乱と政府の崩壊でしかないであろう。

結果的にシェイズの反乱は、マサチューセッツ州にとってこそ重大な脅威とはならなかったものの、合衆国全体にとっては国の存続にたいする挑戦を象徴していたかのように思われた。一七八七年ははじめに反乱者たちは軍隊によつて固く簡単に鎮圧されたのだ。アメリカの指導的な政治思想家のなかで、マサチューセッツのこの出来事を平然と見ていたのはトマス・ジェフソンだけだった。人民が抵抗の精神を蓄えていることに為政者が時折警告されることをなくしては、どんな国でもその国の自由を守ることなどできないであろう。「シェイズはアメリカ大使として駐在していたパリからこのように書き送ってきた。」「世紀、または二世紀のあいだに数人の命が失われたからといって、それが一体どうだということだ。自由の樹は時として剪定者や暴徒の血によつて清められねばならない。それが自然の業分となるのだ。」

憲法会議の招集

しかしジェフソンの見方は明らかに例外だった。シェイズの反乱は、連合規約の全体的修正を求める運動にいやがおうにも拍車をかけた。一七八七年二月、ほとんどの州がすでに代表団を任命した後にはじめて連合会議は憲法会議を承認したのだ。五月半ばになり、ロードアイランドを除くすべての州の代表五五人がフィラデルフィアに集まり審議を開始した。

代表たちの圧倒的多数派が地主と資産階級に属し、全員が連合規約の修正を願っていた。またそうであればフィラデルフィアにはいかなかったであろう人びとだった。かれらのほとんどが全国政府を強化すること、つまり政府に新たな権限を与えることで合衆国を固くまとめる問題を解決することを願っていた。代表には商人、プランター、軍人、医者、知事、そしてとりわけ法律家が多く、二三人の代表が法律を修めていた。ほとんどの代表がアメリカ生まれで、その多くが一七世紀に移住してきた家族の出だった。全人口のうちほんのわずかの人がいかに高等教育を受けられない時代に、この代表たちの半数以上が大学教育を受けていた。イギリスで教育を受けた者が数人いたが、大半はアメリカの教育機関を卒業していた。プリンストン（二〇人）、ウィリアム・アンド・メアリー（四人）、イェール（三人）、ハーバード（二人）、コロンビア（二人）。最年少者は二六歳、最年長者は八二歳のベンジャミン・フランクリンだった。議員に選出されたジョージ・ワシントンのように、ほとんどの代表が精神的な壮年期にあつた。つぎの二人が会議の仕事を多くをこなした。コネチカットのオリヴァー・エルズワースとロジャー・シャーマン、マサチューセッツのエルブリッジ・ゲリーとルーファス・キング、ニュージャージーのウィリアム・パターソン、ニューヨークのグロウヴァー・モリス、ペンシルベニアのジェームズ・ウィルソン、サウスカロライナのジョン・ラトレッジとチャールズ・ピンクニー、バージニアのエドワード・ランドルフ、ジョージ・メイソン、ジェームズ・マディソン。この二人の代表のうちマディソンはとりわけ重要である。彼はまことに憲法の父と呼ばれるに値する。

【資料⑨「ウイスキー反乱」】

一七九二年二月、ハミルトンは議会に製造税に関する報告書を出した。これはアメリカ経済にたいする彼の処方の第三の、しかも最終的なものであった。そのなかで彼は靴製造や織物工業など合衆国の初期段階の産業を奨励・保護するための大がかりな計画の骨子を示した。ハミルトンは、工業製品をほとんどヨーロッパに依存しなければならぬ状態が続くかぎり真の独立国とは言えないと強調した。それゆえ彼は議会が技術者と労働者の移民を歓迎し、保護関税を確立し、工業化を援助すべきであると論じた。ハミルトンの提案の多くは後に実現されることになるのだが、一七九一年当時においてはこれらの提案を高く評価する議員はほとんどなきに等しかった。アメリカの将来は農業にあることを連邦議員たちは信じて疑わなかった。共和国の柱となるのは有徳の自営農民なのである。結局、議会はこの提案を否決してしまった。

同年、連邦議会はハミルトンの財政計画に含まれていたウイスキー税について、政府歳入の増額の必要性和議員が国民の高酒消費量を減少させようと考えたことから、これが採択された。(一八世紀のアメリカ人は多量飲酒の悪い習慣があったと言われる。当時の一人当たりのアルコール年間消費量は現在のおよそ二倍だった。)一七九九年に制定された輸入関税はラム酒価格を引き上げた。ラム酒は輸入税から製造された。そして酒税は国内で生産されるウイスキーの価格をつり上げた。この新税によってもっとも直接的な影響を受けたのは西部農民だった。かれらは、大量のとうもろこしを高額の輸送費をかけて山脈の反対側の東部に荷馬車で運搬するよりも、穀物を蒸留器に変えて売却する方法を取っていたからだ。

ウイスキー反乱

酒税法の知らせはペンシルベニア州と南北カロライナ州のフロンティア地方でだちに抗議行動を巻き起こした。しかし、問題が深刻化したのは、一七九四年の夏に酒税法違反の罪に問われた者を連邦執行官が逮捕しようとしたことについて、ペンシルベニア西部の農民がこれを阻止する行動に出たときだった。この騒ぎで取られたのは反乱の指導者一人だけだったが、ワシントン大統領はシネオズの反乱の再来は許されないと立場を堅持した。八月七日、彼は反乱者に対して九月一日までに解散するよう呼び掛けた布告を発表し、同時にペンシルベニア州と近隣諸州から一万二〇〇人以上の民兵を召集した。一〇月と十一月に連邦軍が西部に向かつて進軍する頃まではワシントン自身が進軍の指揮を取ること何處かあった。反乱は収まっていた。軍隊は抵抗にあつてもなく、疑わしいとされた多くの者を逮捕した。反逆罪と宣告されたのは二人だけだったが、ワシントンはこの二人を赦免した。こうして反乱はほとんど血を見ることもなく終わった。

ウイスキー反乱の一番重要な点は、何の衝突も起こらなかったということもあるが、反乱者にたいする軍隊の勝利ではなく、むしろアメリカの国民に強力に訴えたその内容にあった。全国政府は法の法に向けられた暴力による組織的な抵抗を許さないという姿勢を、ワシントンは裏証したのである。新しい共和国では憲法は合法的手段にもとづいて平和的に進められなければならない。法に不満を抱く人びとは法の修正や廃棄を訴えるべきであり、非合法的な行為は許してはならないということである。

すでに一七九四年までには、選挙政治の枠内での抗争を組織的に追求しようとするアメリカ人たちが存在した。しかし伝統的な政治理論によれば、組織的な対抗行為は、とりわけ共和国においては非合法行為と見なされた。反対派の指導者はトマス・ジェファソンとジェームズ・マディソンで、二人は早くも一七九二年には、ハミルトンと彼の支持者が合衆国に腐敗した貴族的な政府を押しつけようとしていることを感じ取っていた。ジェファソンとマディソンは自分たちこそが革命の真実の後継者であり、それに反してハミルトンは共和主義の原則を著実に覆す方向に陥れようとしていると主張し、ハミルトンとハミルトンの政策に反対することの正当性を訴えたのである。こうした立場を明確にするために、二人はその同盟者と共に議会内で自分たちを「パブリカン」と呼び始めた。それにはたいしてハミルトン派はジェファソンとマディソンを共和国の転覆企てる者として非難した。自分たちこそ憲法を正しく解釈する立場にあるとしてその合法性を主張したハミルトンと彼の支持者は「フェデラリスト」とを興った。つまりどちらの側も、相手方を共和主義にもとづく革命の原理を破壊しようとする不正な派閥であると非難し合ったのだ。(「ファクシオン」派閥は、伝統的な解釈によれば公共の善に反するものと定議された。)

ワシントン大統領をはじめ、ハミルトンとジェファソンという彼の強力な顧問を対立させた政治競争から距離をおくようにしていた。それにもかかわらず、この競争は政治的団結の推進を促すためにも、一七九二年にワシントンが二期目の大統領職を引き受けることを説得するうえでも大いに役に立ったと見える。しかし一七九三年以降になると、外交問題における一連の進展は対立をさらに深化させずにはおかなかった。

第 4 章

現代民主主義社会における社会問題史学習

1 日本史单元「女性と教育－保井コノはどのような問題にぶつかったのか」

研究協力者

笠崎 俊正 河野 暁
渡部 竜也

1 主 題：女性と教育－保井コノはどのような問題にぶつかったのか

2 学習目標

- ① 戦前の教育上の問題を日本初の女性博士である保井コノの視点から読み解いていく。
 - ・ 中等教育・高等教育を受ける時の壁には良妻賢母の思想や女子の高等教育機関（制度）の未整備の問題があった。前者に関しては、コノの両親がこのような考えを持っていなかったため克服できた。後者に関しては、両親が東京にコノが進学することを理解してくれたため克服できた。
 - ・ 教師になって教科書を作る時の壁には女性蔑視の問題があった。この問題は現在に至るまで解決されていない。
 - ・ 理科系の研究をする時の壁には留学や研究環境の問題があった。この問題に関しては、コノが優れた能力を持っており、東京女子高等師範学校と東京大学の教官達がコノを支援してくれたため克服できた。
 - ・ 女子の高等教育機関を創設する時の壁には制度的な男女不平等という問題があった。この問題に関しては、コノ自身が東京女子高等師範学校を大学に昇格させる運動を展開し、克服を目指した。
- ② 戦後の女性の教育・職業における機会均等がどの程度達成されたかを検討し、現在に残されている問題を発見する。
 - ・ 女子の高等教育機関（制度）の整備、留学、研究者支援といった問題は解決したが、家制度を維持する良妻賢母の思想、女性蔑視の問題や職業選択の自由といった問題に関しては、完全な解決までには至っていない。また、現在は上記の問題の他に結婚や育児と研究の両立の問題などが起こっている。
 - ・ 女性蔑視、職業選択、育児支援といった問題は、現代の働く女性全般に当てはまり、解決が望まれている。

3 単元の全体構造

	主 な 発 問	獲得される知識	内容構成 の視点
保井 コノ	初の女性博士保井コノは、どんな問題に直面したか。	①中等教育・高等教育を受ける時の壁 ②教師になって教科書を作る時の壁 ③理科系の研究をする時の壁 ④東京女子高等師範学校を大学に昇格させる時の壁	戦前の教育における女性の地位向上過程
	なぜ県立香川師範学校女子部は、三年に一回しか入学試験を行わなかったか。	18世紀後半から19世紀前半の学校制度の問題点	
	なぜ文部省は、コノが執筆した教科書を認めなかったか。	女性に対する蔑視と当時の教育制度の問題点	
	なぜ文部省は、コノに国費留学を許可しなかったのか。	当時の女性が研究者として自立していく上での問題点	
	なぜ文部省は、留学の際、コノに家政学の研究を行うように誓約させたのか。		
	なぜコノは、女子高等師範学校を文理科大学に昇格させる運動を展開したのか。	女子高等教育の問題点	
教育を中心とした戦後の女性の問題	大正時代と今日では、女性が教育を受ける弊害はどのように変化しているか。	教育における女性の権利獲得	戦後の教育における女性の地位向上過程と今日的課題
	なぜ女性にとって、中・高等教育を受ける制度の充実が重要なのか。	男女平等教育の意義	
	なぜ教育を受ける権利が平等になって以降、大学進学率が同じになるまで30年も要したのか。	女性が高等教育を受けることに対して消極的な考えが残っていたという事実	
	なぜ今日、女性の研究者や大学院進学者が少ないのか。	教育における今日的課題	
	女性研究者が抱える現在の問題はなにか。	家庭や育児と研究の両立が難しく、「良妻賢母」の思想が残っているという問題	

4 単元の展開

パート	発 問	教授学習活動	資料	子どもに習得させたい知識
導 入	<ul style="list-style-type: none"> 日本初の女性博士はだれか。 ○保井コノが直面した問題にはどんなものがあったのだろうか。保井氏の人生をみていこう。 	T：発問する P：考える T：資料提示し、発問する P：資料を読み、考える	① ②	日本初の女性博士は、保井コノという理学博士である。 コノは、次の四つの壁に直面した。 ①「中等教育・高等教育を受ける時の壁」 ②「教師になって教科書を作る時の壁」 ③「理科系の研究をする時の壁」 ④「東京女子高等師範学校を大学に昇格させる時の壁」

		○保井コノの生涯を見ていくことで、女性の視点から見た社会の問題を検討していこう。	T：指示する		
展 開	教育を受ける自由	○中等教育・高等教育を受ける時の壁をどのように乗り越えていったかみていこう。	T：資料を読ませる P：資料を読む	1	
		<ul style="list-style-type: none"> なぜ、県立香川師範学校は女子部の入学試験を三年に一回しか行わなかったのか。 なぜ、当時の女性の進学者は少なかったのか。 コノはどうして県立香川師範学校に進学することになったのか。 東京女子師範学校に進学する際の問題点はなんだったのか。 当時の女性が学問する上での問題点はなんだったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> T：発問する P：考える T：発問する P：考える T：発問する P：考える T：発問する P：考える T：発問する P：答える 	<ul style="list-style-type: none"> ③ ④ ③ ④ 	<p>当時、高等小学校レベル以上の学校に進む女性は少なかったから。</p> <p>良妻賢母の思想が一般的で、女性は家庭にいることがよいとされていたから。</p> <p>両親の勧めと金銭的余裕とコノ自身の学習意欲があったから。</p> <p>東京女子高等師範学校の採っていた県別割り当て制の入学制度による入学制限。 女子の高等教育機関は東京にしかなかったこと。</p> <p>③ 家制度(システム)、良妻賢母の思想 ④ 女子の高等教育機関(制度)の未整備</p>
I		○コノはこの問題をどのように克服したか。	T：発問する P：答える		良妻賢母の思想に関しては、コノの両親がこのような考えを持っていなかったため克服できた。 女子の高等教育機関(制度)の未整備に関しては、両親が東京にコノが進学することを理解してくれたため克服できた。
	教育をする自由	○教師になって教科書を作る時の壁をどのように乗り越えていったかみていこう。	T：資料を読ませる P：資料を読む	2	

展 開 I	研 究 す る 自 由	<ul style="list-style-type: none"> ・コノが執筆した教科書に対する文部省の見解にはどのような問題点があったか。 	T：発問する P：考える		<p>「女の子がこういうものを書くはずがない」という教科書調査官の言動から、女性に対する蔑視の問題。</p> <p>当時の教育制度では、女性の研究者の存在は考えられていなかった。</p> <p>女性蔑視の問題。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・当時の女性が教育をする上での問題点はなんだったか。 ○コノはこの問題に対して、どのような行動をとったか。 	T：発問する P：答える T：発問する P：答える		
		<ul style="list-style-type: none"> ○理科系の研究をする時の壁をどのように乗り越えていったかみていこう。 ・なぜ、1905年に『動物学雑誌』に載せた論文が、日本初の女性の論文になったのか。 ・海外留学における問題は何か。 ・帰国後の研究における問題点とその解決策は何か。 ・当時の女性が研究をする上での問題点はなんだったか。 ○コノはこの問題をどのように克服したか。 	T：資料を読ませる P：資料を読む T：発問する P：考える T：発問する P：考える T：発問する P：考える T：発問する P：答える T：発問する P：答える	3 4 5 3 4 5	<p>1904年に、日本初の女性のための研究機関として東京女子高等師範学校が設置され、コノは翌年、理科の研究科にただ一人推薦されて入学したため。</p> <p>日本人の海外留学は1875年に始まり、1940年にまで延べ3209人になる。そのうち、女性の数は39人であり、英語、体育、家政の研究に行くものはすぐに留学許可が下りたが理系は困難だった。</p> <p>コノの場合、申請してから二年後に藤井東大教授の後押しと、「家政学の研究」を条件に許可が下りた。</p> <p>石炭の研究を進めたかったが、東京女子高等師範学校は研究設備、予算などに問題があった。東京女子高等師範学校と東京大学の総長同士が尽力したが、東京大学に「囑託」という立場でしか研究の場を与えられなかった。</p> <p>理系の研究者には「家政学の研究」を条件にしないと留学の許可が下りなかった。女性の研究のための支援が整っていなかった。</p> <p>留学の問題に関しては、コノが優れた能力を持っており、東大教授がコノを支援してくれたため克服できた。</p> <p>研究環境の問題に関しては、東京女子高等師範学校と東京大学の教官達が支援してくれたため克服できた。</p>

展 開 I	社会 の中 での 自由	<p>○東京女子高等師範学校を大学に昇格させる時の壁をどのように乗り越えていったかみていこう。</p> <p>・コノが博士号をとった意義とは何か。</p> <p>・なぜコノは、東京女子高等師範学校を大学に昇格させる運動を展開したか。</p> <p>・当時の女性が社会の中で生きていく上での問題点はなんだったか。</p> <p>○コノはこの問題をどのように克服したか。</p>	<p>T：資料を読ませる P：資料を読む</p> <p>T：発問する P：考える</p> <p>T：発問する P：考える</p> <p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：答える</p>	<p>6 7</p> <p>6 ⑤ 7</p>	<p>女性が研究者として成り立つことを示した。</p> <p>コノは、常に男子と同等の研究生活と教職生活を望んでいたため。</p> <p>職業選択の自由がなかった。「研究者」という職が認められていなかった)</p> <p>コノは東京女子高等師範学校を大学に昇格させる運動を展開し、職業選択の自由がないことをアピールした。</p>
	ま と め	<p>○保井コノの残した問題点を挙げてみよう。</p> <p>○これらの問題点は、戦後どのように解決されていったのか。</p>	<p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する</p>		<p>女子の高等教育の整備不十分。 男女の雇用機会不均等。 女性蔑視の問題。</p>
展 開 II	戦後の日本の教育の展開	<p>・大正時代と今日では、女性が教育を受ける弊害はどのように変化しているか。</p> <p>・なぜ女性にとって、中・高等教育を受ける制度の充実が重要なのか。</p> <p>・なぜ教育を受ける権利が平等になって以降、大学進学率が同じになるまで30年も要したのか。</p>	<p>T：発問する P：考える</p> <p>T：発問する P：考える</p> <p>T：発問する P：考える</p>	<p>⑥</p> <p>⑦</p>	<p>戦後の諸改革によって、男女が教育を受ける機会が、制度面で均等になった。</p> <p>それまでは、学問を続けたい女性の道が閉ざされていたから。</p> <p>「女性が学問をしてもものにならない」という考えや「女性は良妻賢母がよい」という考えが国民に浸透していたから。</p>

展 開 II	女性に関する今日的課題	○現在はどうな問題があるでしょうか。主に、女性研究者の立場から見ていこう。	T：指示する	⑧ 平成11年度では、日本全国の大学（国立、公立、私立）の教官数は147,577名おり、そのうち、女性は19,034名しかいない。（全体に占める女性教員の比率は12.9%） 男女比率はほぼ横ばい状態。
		・現代の研究者の男女比はどうなっているか。	T：発問する P：答える	
終 結		・まずは、研究者になる前段階の大学院生の状況についてみてみよう。	T：指示する	⑨ ⑩ 進学後の指導や就職の世話などに関して、女性蔑視の態度がとられている。 ⑪ 男性の大学院進学に比べて、女性の進学に対し消極的な考えを持っている家族が多くなっている。 ⑫ 家庭や育児と研究の両立の問題があり、「良妻賢母」の思想が残っている。制度的には開かれているが、社会的には閉ざされた状況になっている。
		・なぜ今日女性の大学院進学者が少ないのか。	T：資料提示し、 発問する P：考える	
		・女子学生が指摘した男子教授の間での態度とは何か。	T：発問する P：考える	
		・家族は女性の大学院進学に対してどのような考えを持っているか。	T：発問する P：考える	
		○では、女性研究者が抱える現在の問題をまとめてみよう。	T：発問する P：答える T：説明する	
		○コノが直面した四つの壁は、現在どれくらい取り払われているだろうか。現在の女性研究者にとっての問題は、他にないのか。	T：発問する P：答える	
	○今挙げられた問題は、研究者に限られたものか。	T：発問する P：答える	⑫ ①良妻賢母の思想…△ 家制度…△ 女子の高等教育機関（制度）…○ ②女性蔑視の問題…×セクハラ等 ③留学…○自由になった 研究者支援…○ ④職業選択の自由…制度的には○ 実際的には？ 他に結婚や育児と研究の両立の問題などが起こっている。 女性蔑視、職業選択、育児支援といった問題は、現代の働く女性全般に当てはまり、解決が望まれている。	

【資料】

- ① 「保井コノの写真」(都河明子・嘉ノ海暁子『拓く－日本の女性科学者の軌跡－』ドメス出版, 1996年, p.34)
- ② 「保井コノの関連年表」
- ③ 「1919(大正8)年の学校制度」(猿橋勝子・塩田庄兵衛編『女性研究者－あゆみと展望－』ドメス出版, 1985年, p.40)
- ④ 「良妻賢母に関する記述」(猿橋勝子・塩田庄兵衛編『女性研究者－あゆみと展望－』ドメス出版, 1985年, p.42)
- ⑤ 「初期の女性学位取得者一覧」(山下愛子編『近代日本女性史4 科学』鹿島研究会出版会, 1970年, pp.192-193)
- ⑥ 「教育基本法の一部抜粋」(細谷俊夫・奥田真丈・河野重男・今野喜清編『新教育学大事典 第7巻』第一法規出版, 1990年, pp.121-122)
- ⑦ 「高等学校の卒業生数・進学率及び就職率の年次推移」(マーサ・N・オザワ, 木村尚三郎, 伊部英男編『女性のライフサイクル－所得保障の日米比較－』東京大学出版会, 1989年, p.18)
- ⑧ 「全国の四年制大学の教員数」(文部省「平成11年度学校基本調査速報(高等教育機関)調査結果の概要」)
<http://www.monbu.go.jp/news/00000362/#UNIVERSITY>
- ⑨ 「大学院進学率の推移」(文部省「学校基本調査」)
<http://www.sorifu.go.jp/whitepaper/danjiyo/sankaku.html>
- ⑩ 「大学院において受けた差別」(坂東昌子・野口美智子・新山陽子編『女性と学問と生活－婦人研究者のライフスタイル－』勁草書房, 1981年, p.50)
- ⑪ 「研究者となる過程で賛成・反対をうけたことがら」(猿橋勝子・塩田庄兵衛編『女性研究者－あゆみと展望－』ドメス出版, 1985年)
- ⑫ 「ひと」(朝日新聞, 2000年1月28日付)

- 1 都河明子・嘉ノ海暁子『拓く－日本の女性科学者の軌跡－』ドメス出版, 1996年, pp.36-39
- 2 山下愛子編『近代日本女性史4 科学』鹿島研究会出版会, 1970年, p.46
- 3 都河明子・嘉ノ海暁子『拓く－日本の女性科学者の軌跡－』ドメス出版, 1996年, pp.40-41
- 4 保井コノ「初の女性博士になるまで」中央公論社『自然』9月号, 1963年, pp.49-50
- 5 都河明子・嘉ノ海暁子『拓く－日本の女性科学者の軌跡－』ドメス出版, 1996年, pp.45-46
- 6 山下愛子編『近代日本女性史4 科学』鹿島研究会出版会, 1970年, pp.54-55
- 7 都河明子・嘉ノ海暁子『拓く－日本の女性科学者の軌跡－』ドメス出版, 1996年, pp.55-56

【参考文献】

- 岡田政子・沖藤典子・萩原康子編『専門職の女性たち－現状とその意識－』亜紀書房, 1975年
坂東昌子・野口美智子・新山陽子編『女性と学問と生活－婦人研究者のライフスタイル－』勁草書房, 1981年
猿橋勝子・塩田庄兵衛編『女性研究者－あゆみと展望－』ドメス出版, 1985年
篠遠喜人「女性科学者・保井コノ先生」中央公論社『自然』6月号, 1971年
女性学研究会編『女たちのいま』勁草書房, 1984年
渋川久子『近代日本女性史① 教育』鹿島研究会出版会, 1970年

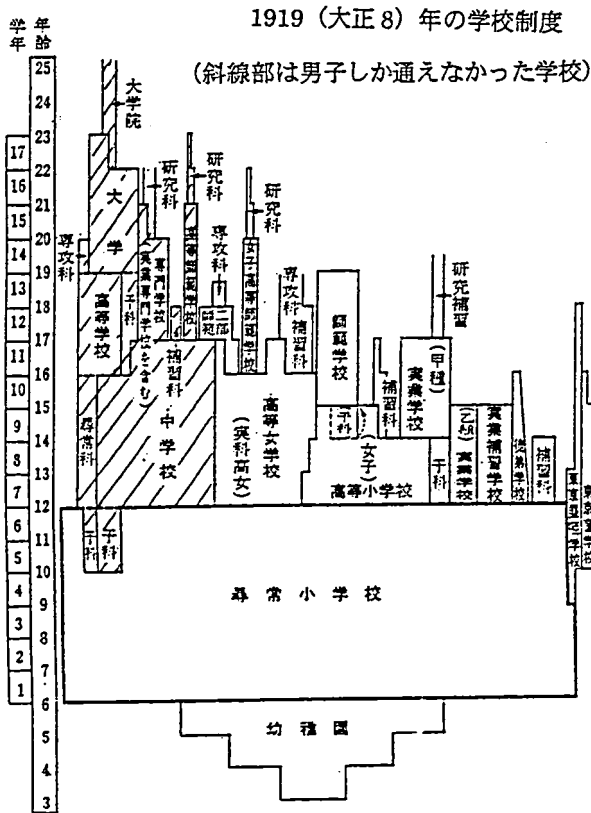
都河明子・嘉ノ海暁子『拓くー日本の女性科学者の軌跡ー』ドメス出版, 1996年
東京大学女子卒業生の会 さつき会編『東大生の女性ーライフ・リポーターー』三省堂, 1989年
長島譲『列伝叢書7 女博士列伝』大空社, 1994年
原田伴彦『原田伴彦著作集 第2巻 日本女性史』思文閣出版, 1981年
細谷俊夫・奥田真丈・河野重男・今野喜清編『新教育学大事典第7巻』第一法規出版, 1990年
マーサ・N・オザワ, 木村尚三郎, 伊部英男編『女性のライフサイクルー所得保障の日米比較ー』
東京大学出版会, 1989年
三木寿子「保井コノ博士の研究業績」お茶の水女子大学女性文化研究センター『お茶の水女子大学女
性文化研究センター年報』第1号, 1987年
文部省「平成11年度学校基本調査速報(高等教育機関) 調査結果の概要」
<http://www.monbu.go.jp/news/00000362/#UNIVERSITY>
山下愛子編『近代日本女性史4 科学』鹿島研究会出版会, 1970年
保井コノ「初の女性博士になるまで」中央公論社『自然』9月号, 1963年
脇田晴子・林玲子・永原和子編『日本女性史』吉川弘文館, 1987年
「女性科学者の源流」<http://www/chem2.ocha.ac.jp/genryu.html>

①



研究室でのコノ

③



④

一般に女子には学問は必要ないと思われ、義務教育の最中でも家事を手伝うために退学させられる例があったので、女子の就学率は一〇〇%にならなかった。また小学校を卒業して、しかるべき家に奉公にでて、そこで高等女学校出などの女主人に家事についてしこまれるといった例が多く、女子の小学校高等科への進学率が男子にくらべて低かったのである。

② 保井コノの生涯と教育関連、社会情勢を示した年表

年代(年齢)	保井コノ関連	教育関連	社会情勢
1880年	2月16日香川県三本松町に父忠七、母ウメの長女として生まれる。		
1886年		文部大臣森有礼が帝国学校令・師範学校令などの学校令を出す。	① 
1889年			
1890年		教育勅語が刊される。	
1894年		高等学校令が刊される。	
1896年(16歳)	三年に一回しか実施されない県立香川師範学校女子部の入学試験に合格し、同校に入学。		
1897年			
1898年(18歳)	県立香川師範学校卒業。東京女子高等師範学校理科に入学。		
1899年		高等女学校令が刊される。	
1901年		日本女子大学校創設。	
1902年(22歳)	同校卒業。 文部省の命を受け、岐阜高等女学校教諭となる。 このころ教科書編纂に携わるが、文部省は検定許可を下ろさなかった。		
1903年		国定教科書制度が定められる。	
1904年(24歳)	神田共立女学校教諭となる。その傍ら生物学を学ぶ。	津田女子英語塾創設。	日露戦争勃発
1905年(25歳)	東京女子高等師範学校研究科に入学。 最初の論文「蝸のウエーベル氏器に就いて」を『動物学雑誌』に発表。動物学における女性の論文第一号となる。	東京女子高等師範学校研究科創設。	
1906年(26歳)	サンショウモの原薬体の研究を始める。		
1907年(27歳)	研究科修了し、同校の助教授になる。	義務教育が6年に延長される。	
1909年(29歳)	「サンショウモ原薬体に関する管見」を『植物学雑誌』に発表。 植物学における女性の論文第一号となる。 この論文が東京帝国大学農学部教授の三宅氏の目にとまり、指導を受けることになる。		
1910年(30歳)	留学の申請をするが、「女が学問をしてもものになるまい」といった見解から文部省の許可が下りなかった		
1912年(32歳)	この時植物学の権威東京帝国大学教授藤井健二郎氏と知り合う。 藤井氏が文部省に働きかけ、留学の許可が下りる。ドイツ留学は中止となり、アメリカのハーバード大学にて石炭の研究をする。		第一次世界大戦勃発
1913年		東北帝国大学で女子高等師範学校卒業者に入学を許可	
1916年(36歳)	帰国。藤井氏の指導を受けることになる。		
1918年(38歳)	東京帝国大学に遺伝学講座が開設され、「囃話」という地位で実験を担当した。この頃から日本の石炭の研究を始める。	東京女子大学校創設。	
1919年(39歳)	東京女子高等師範学校の教授となる。		
1923年			関東大震災
1927年(47歳)	東京帝国大学から「日本産石炭の植物学的研究」他の研究が認められ、理学博士号を授与される。日本で最初の女性博士となる。		
	この頃、東京高等師範学校が文理科大学昇格の際、女子高等師範学校が文理科大学に昇格しないことはおかしいとして母校昇格準備委員会を15人の仲間と運動を展開。		
1939年		女子高等師範学校が専門学校並に昇格。 教育審議会が女子中学校、女子高等学校、女子大学を設けることを提議。 (戦争のために延期)	
1941年(61歳)	戦火の中、授業をする。		太平洋戦争勃発
1948年頃	女子高等師範学校を女子大にする運動を展開する。		
1949年(69歳)	お茶の水大学創設。同校の教授になる。		
1952年(72歳)	退官。お茶の水大学名誉教授となる。		
1955年(75歳)	紫綬褒章を受ける。		
1971年(91歳)	逝去		

⑤

初期の女性学位取得者一覧

【理学博士】

姓名	出身校	授与年	授与校	主論文
保井 コノ	東京女高師	'27. 4. 20	東京	日本産亜炭、褐炭、瀝青炭の構造に就て
黒田 チカ	東京女高師/ 東北大	'29. 11. 4	東北	カルサミンの構造に就て
加藤 セチ	東京女高師/ 北大	'31. 6. 8	京都	アセチレンの重合
小川 文代	奈良女高師/ 東北大	'38. 4. 5	東北	蚯蚓の成長時に於ける神経系に就て
松本 静子	大阪府女子専門	'40. 10. 9	京都	成熟せる蜜柑の生化学的研究
浅居 ちか	同志社女専/ 検定	'41. 10. 15	京都	重鉛硫化物を主体とする半導体膜の構造と其の光伝導効果との間の関係
染野 藤子	女高師付属	'42. 4. 30	京都	脂肪酸アルコホル類の熱分解とその燃焼機関
吉田 武子	東京女高師/ 東北大	'42. 6. 10	東北	アンモニアと二酸化炭素との反応動力学
稲葉 文枝	広島文理大	'44. 7. 6	京都	コマユバチの遺伝学的研究
館脇 操	北大	'45. 6. 21	東北	アカエゾマツ林の群落学的研究
吉村 フジ	東京女高師/ 北大	'46. 2. 15	北海道	浮葉科植物の栄養ならびに発育生理学

【薬学博士】

鈴木ひでる	日本女子大	'37. 1. 12	東京	レモンジソ揮発油成分ベリレンの構造
堅田 真佐	帝國女子薬専	'47. 11. 18	東京	ピリヂン-N-オキシドに関する研究

【農学博士】

辻村みちよ	東京女高師	'32. 6. 8	東京	緑茶の化学的成分に就て
本間 ヤス	東京女高師	'36. 5. 4	北海道	日本産ウドンコ菌科
波多腰ヤス	奈良女高師	'39. 5. 4	京都	弱に関する栄養化学的研究
丹下 ウメ	日本女子大/ 東北大	'40. 8. 14	東京	ビタミンB ₂ 複合体の研究

【医学博士】

西村 康子	東京女子医専	'31. 1. 8	東京	邦人聴器の形態学的研究
井出 ひろ	東京女子医専	'31. 10. 3	東北	人間男性の正中並に坐骨神経の横断に現れたる人種に関する種々の特徴に就て
福井 繁		'32. 4. 20	大阪	胎盤物質注射による人工質体発生時に於ける家鼠卵巣の質体の死滅期及び間質腺の計測的観察
中村身加栄		'32. 5. 27	慶應	卵巣ホルモン及び所謂脳下垂体前葉ホルモンと子宮運動
吉原リエウ	東京女子医専	'33. 2. 1	東北	エンテロロコッケンの研究
竹内 茂代	東京女医学校	'33. 8. 6	東京	日本女子の体質に関する研究
戸田 クニ	東京女子医専	'34. 5. 22	慶應	Über die Spaltung des Cholins im Organismus
三条 かの	東京女医学校	'34. 7. 31	京都	虹彩上皮細胞培養に就ての薬物学的研究
越智シゲル		'34. 8. 31	慶應	吸虫類の被窩幼虫並びに発育史に関する研究
佐藤イクヨ	東京女医学校	'35. 6. 24	九州	粘性性連鎖球菌による前額葉炎及前額葉炎性脳膜炎の実験的研究
浅野ハル子	東京女医学校	'36. 5. 27	大阪	白色葡萄球菌性膿疱疹病原菌に関する研究
岡本さかき	東京女医学校	'36. 9. 14	京都	所謂悪性腫瘍毒素の副腎、淋巴系、其他12の器官に及ぼす影響に関する生物学的研究
押田 草子	東京女医学校	'36. 11. 16	東京	消化管粘膜の抗原透過性「潰れ」に就て
安川八重子	東京女医学校	'37. 3. 27	東京	冷却「ロイマチス」の実験的補遺

⑥

教育基本法

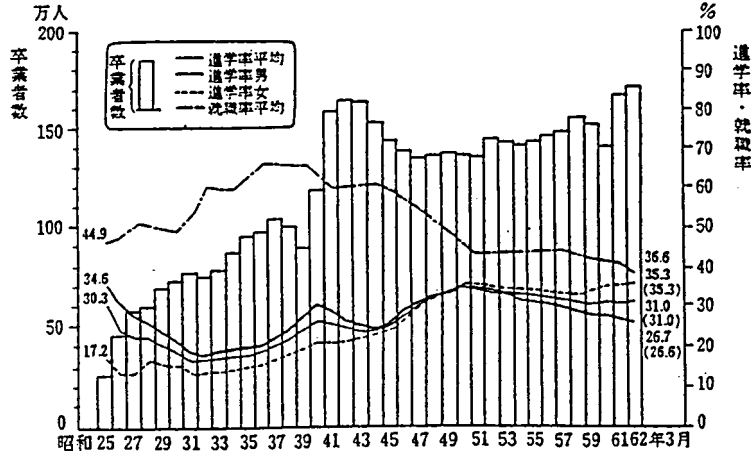
(昭和22年3月31日)
法律第25号

第3条(教育の機会均等) すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

第5条(男女共学) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

⑦

高等学校の卒業生数、進学率及び就職率の年次推移



注：1) 「進学率」は、卒業生のうち大学・短期大学へ進学した者の占める割合である。また昭和62年3月の()内の数値は、大学・短期大学の通信教育部へ進学した者を除く進学率である。
 2) 「就職率」は、卒業生のうち就職者(進学者及び専修・各種学校入学者のうち就職している者を含む)の占める割合である。
 3) 『学校基本調査報告書』より作成。
 資料出所：日本道路指針協会『道路指針』1987年11月号。

⑧

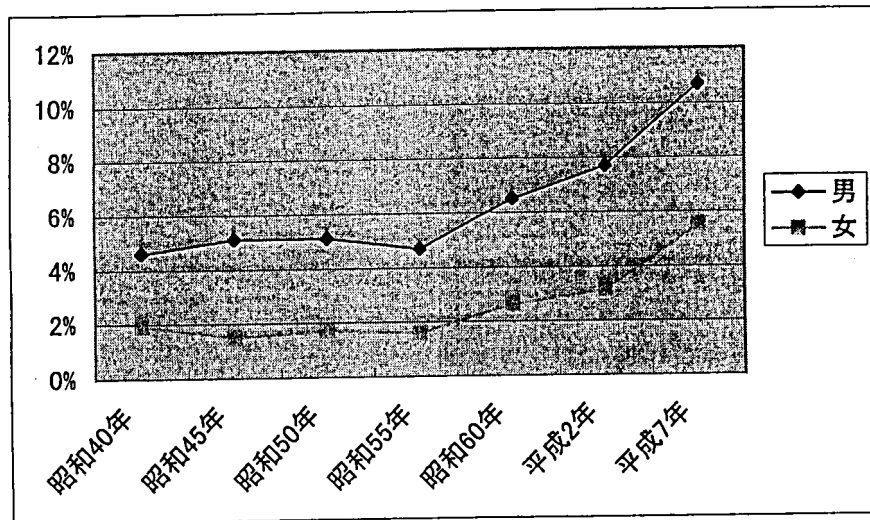
全国の四年制大学の教員数 (1999.5.1現在)

年度	計(人)	男(人)	女(人)	女性教員の比率(%)
1994	134,849	120,970	13,879	10.3
1995	137,464	122,712	14,752	10.7
1996	139,608	124,003	15,605	11.2
1997	141,782	125,217	16,565	11.7
1998	144,310	126,525	17,785	12.3
1999	147,577	128,543	19,034	12.9

(文部省による平成11年度学校基本調査(高等教育機関)速報調査結果より作成)

⑨

大学院進学率の推移



(文部省「学校基本調査」を基に作成)

進 学 上	<ul style="list-style-type: none"> MCの進学するとき女子は指導ができないからということで第1志望を落された(理学部)。 DC進学の際、就職の世話はしないと説明され、DC進学をやめるよう説明された(農学部)。 進学しても一生仕事を続ける可能性が弱いと女子の進学は極力押えられ余程の覚悟がないかぎり進学できなかった(工学部)。 院進学は女子に不向きといわれた(医学部)。
奨 学 金	<ul style="list-style-type: none"> DC進学するとき予約書を書いてくれなかった(農学部)。 会社の奨学金を男子優先でことわられた(工学部)。 既婚女性は研究能力がひくいということで奨学金が当たらないかもしれないと言われた(理学部)。
指 導 上	<ul style="list-style-type: none"> 全然指導がない(農学部)。 男性には将来指導的立場につくようにするが、女性にはしない(農学部)。 積極的に引張ってゆくという意志が教授にはない(農学部)。 研究が一時期の遊びのように解釈され、あらゆる点で指導の甘さや無責任さがあらわれる(理学部)。 女の人はこの程度と思われ積極的に指導してくれない(工学部)。
就 職	<ul style="list-style-type: none"> 就職口がない(農学部、工学部)。 就職の際いくららしい給料がほしいかといわれた(理学部)。 国立機関、会社など男子優先で女故にことわられた(工学部)。 希望したとき、女性だからそのうち結婚するだろうということで指導教授は世話してくれなかった(医学部)。 自分の行きたいところへいけない(医学部)。
共 同 研 究 上	<ul style="list-style-type: none"> 雑用が多い(工学部)。 学生のペースにあわさないと進行しない(工学部)。 補佐的仕事(工学部)。 対外的役割では男子優先を宣言(工学部)。 女性及び技官に対しては主体的研究活動を全くとめていない(工学部)。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 子供ができた時やめろといわれた(理学部)。 研究室の中で女性に対する意識で精神的圧迫を感じる(理学部)。 (興味本位、封建的女性蔑視) 京大特有の陰湿な偏見(農学部) 女子大で学生生活を送ったこと(文学部)。

出所:「京大婦人研究報告書」

注) 1970年アンケートより、原文のまき。MCは修士課程、DCは博士課程の時。

研究者となる過程で賛成・不賛成をうけたことがら

	女 性						男 性				
	学 校 教 育	ナ ン ク ラ ブ ・ 研 究 会	な ん ど か か ら	家 族 ・ 近 所 の 人 な ど か ら	支 援 人 ・ 先 輩 か ら	書 物 ・ 映 画 か ら	学 校 教 育	ナ ン ク ラ ブ ・ 研 究 会	な ん ど か か ら	家 族 ・ 近 所 の 人 な ど か ら	支 援 人 ・ 先 輩 か ら
賛 成	小学校時代	7.3	0.7	9.3	2.1	7.6	5.6	1.1	5.4	2.0	5.6
	中学校時代	9.4	1.7	10.7	3.2	8.4	8.5	1.6	6.9	4.0	8.9
	高校時代	15.7	3.8	12.8	7.3	13.9	15.4	4.3	10.5	5.8	12.5
	大学時代	46.9	9.3	23.7	29.2	23.2	42.5	10.3	21.5	23.9	22.4
不 賛 成	小学校時代	2.4	1.7	2.2	2.0	1.5	1.6	1.6	1.6	1.3	1.3
	中学校時代	2.5	1.5	3.2	1.7	1.3	1.3	1.6	2.0	1.5	1.3
	高校時代	4.5	1.5	6.6	1.8	1.0	0.7	0.9	2.9	1.1	1.1
	大学時代	3.8	1.5	13.6	3.1	1.1	1.6	0.9	4.5	0.9	0.4

注 1) 数字は各欄に○(賛成)または×(不賛成)を記入した人の比率。

生命科学進歩に貢献した
女性科学者の賞を受けた

ひと 岡崎 恒子 さん



ユネスコなどが創設した、理学部に進んだ。生命科学の進歩に貢献した女性科学者に贈る「ロレアル・ヘシナルビンスタイン賞」の初の受賞者となった。パリのユネスコ本部での授賞式で「子供たちがしゃべりだしたところ、開業医の父親の顕微鏡で血液など人間の細胞をのぞいた。その不思議さ

にひかれ、地元の名古屋大学断片「岡崎・フラングメント」を

発見した。令治さんをつくしたのは、二十五年前。長男が十二歳、長女が二歳半のときだった。研究の断念も考えた。だが、

「岡崎・フラングメント」の役割を

「はっきりにせたい」と思い直

し、「回恋」と呼ぶ令治さんの

思いを果たすことを選んだ。

三年後に実証に成功。研究

者が使う分子生物学の教科書

に載るほど高い評価を受け

た。名大教授を退官後、藤田保健衛生大でいまなお研究を続けている。

「研究チームを引っ張っていたころ、出張も多かったが、幸い子供のめんどろを見ている知人が近所にいた。」でも、子供の大事な時期に自分で責任が持てないという葛藤が絶えずありました。

「大学職員用の共同保育園の設置運動に加わった時、あからさまに反対する男性教授がいたことが忘れられない。」周囲の協力が恵まれないと女性

は研究が続けられなかった。」

少子化の時代。最近では労働力を確保する理由から、働く女性の育児支援も整い始めた。「そのきっかけが女性の生き方のためでないのが、残念な気がします」

文・写真 服部 尚

子供たちには「お母さんらしい思い出がない」って言われます。66歳。

1

保井コノは1880（明治二二）年二月一六日、香川県大川郡三本松村に九人姉弟の長女として生まれた。商業を営む父忠七が二〇歳、母ウメが十六歳のときの子どもであった。三本松は播磨灘に面して開けた港町で、江戸時代に高松藩がこの地に砂糖会所を設けたことから、その積み出し港として栄えたところである。当時は大阪や京都、遠くは下関、北海道とも往来がある活気のある村であった。村には明治社という教育団体もあり、教育にも熱心な風土であった。コノより以前に東京女高師の卒業生が出ていたというから、その進取の気風というものがかえよう。

コノは尋常小学校を終えてから、郡に一つしかなかった白鳥高等小学校に進んだ。父のすすめで福沢諭吉の『学問のすすめ』を読んだり、課外に漢文を習ったりしていた。この頃のことを「一般の人は『大学』とか『論語』とかを学んだが、私は『国史略』を教えて下さいと先生に頼んだあと、『十八史略』や『日本外史』を学んだ。今考えて見ておしまだだったと思う」と述懐している。

高等小学校を卒業した1896（明治二九）年に、幸いにも県立香川師範学校女子部の募集があったので受験し、合格した。女子部はまだ学生数が少ない時代だったので三年に一度しか募集がなく、同学年でも学生の年齢はまちまちで、コノは最年少の十六歳であった。故郷を離れ、高松での寄宿舎生活が始まった。女子部の授業は男子部とはまったく別であったが、理科は男子部の教室が使われた。学科のなかでは数学と理科が好きで、課外には友人たちと英語の勉強も始めていた。

当時、女子の最高の高等教育機関は1890（明治二三）年に創立された東京女高師であった。コノが香川師範を卒業した1898（明治三二）年に女高師は文科と理科に分科され、科別に学生の募集があった。この学校は中等教員の養成を目的としており、学生の募集は各県に分配されていたが、この年香川県には五人が割り当てられ、香川師範から文科に三人、理科に一人、女学校から文科に一人が入学を許された。理科の一人はコノであった。この年の女高師の新入生は文科と理科を合わせて四十数人であり、一県五人の配分は多いように思えるが、香川師範の学科の程度は高く、すでにそれだけの実績があったためであろう。コノら四人はいずれも一番から四番までに入る成績で合格している。

四国から東京まで三日もかかった時代に、子女を東京に遊学させるのは今日の海外留学以上に大変なことであったと思われる。コノが香川師範卒業と同時に東京女高師に進学することができたのには、本人の才能と勉学意欲はいうまでもないが、家庭環境が大きな要因であったといえる。保井家は学問のために江戸に出た近親者もあり、母方の実家が廻船問屋で日本全国をめぐっていたので、子女を遠くに出すのにわりあい抵抗が少なかったらしい。そのうえ、母ウメが教育熱心で、彼女に強く学問の道を進めた。父はその頃、日清戦争に出征したままで留守であったが、帰還後東京まで会いにきたという。

2

当時女高師は、現在の東京医科歯科大学（お茶の水）の聖橋寄りにあり、現在の門の内側は、男子の高等師範であった。選科生以外は全寮制であったが、その寮も構内にあり、日曜のほか、週に一回、二時間の外出が許されるだけであった。寮費、食費も国費で受けられる代わりに、卒業後二年間は、文部省の命令のままに任地に赴き、勤務する義務があった。

明治三十五（一九〇二）年二十二歳で女高師を卒業して、岐阜県立加納高等女学校に勤めた。翌年、女高師の恩師飯盛挺造から、物理の教科書を編集するように命ぜられて執筆した。しかし検定するとき、文部省の役人から「女の子がこういうものを書くはずがない」と言われ、検定が通らなかった。先生

が書いたものを保井の名で出したと思われたらしい。飯盛は書き直しをすすめたが、女の子でも勉強ができるかどうか見て貰いたい、と思いたって、教科書を書くことをやめて上京した。

明治三十八（一九〇五）年、東京女高師に三科とも研究科が設けられ、各科に一名ずつ研究生が選ばれた。このとき保井は第一回理科研究生として、生物学を専攻することになった。そのかわり神田共立女学校で数学を教えていた。

3

岩川の指導のもと、研究科科目に初めての論文「鯉ノうえべる氏器ニ就テ」を学会雑誌に発表した。この論文はわが国で女性発表した最初の科学論文となる。二年目にはヒルの卵の発生をやるようにいわれたが、ヒルは大嫌い、取るのもいやだった。どうも自分には動物は向かないと思った彼女は、岩川に植物学への転向を申し出た。岩川は「おれは植物学者でないから、これから自分でやれ」といった了承してくれた。そこで、彼女は植物を材料として発生学的研究をしようと考え、試行錯誤しながらサンショウモの原葉体を調べ始める。

1907（明治四十）年、コノは研究科修了と同時に母校の助教授となった。当時の東京女子高師の植物学の教授は分類学を専門としていた矢部吉禎博士であり、彼女のほうは解剖学と細胞学を担当することになった。教師としての責任を果たすかわり、独力で研究を続け、二年後には植物での最初の論文「さんせうもノ原葉体ニ関スル管見」が『植物学雑誌』の巻頭に掲載された。

この論文はその頃東京帝大農学部で奉職していた三宅驥一の目に止まった。三宅はドイツのシュトラスブルガーのもとで当時先進的の学問領域であった細胞学を学んだ新進気鋭の学者であった。コノは三宅から細胞学の手ほどきを受ける機会を得、その指導で先の論文をさらに深めたものを1911（明治四十四）年にイギリスの雑誌『Annals of Botany』に発表した。この国際的雑誌への論文掲載は、のちに米国留学に際して、日本で大学を卒業していない彼女が、大学院生という身分で研究できる条件を得るのに大きな助けとなった。

三宅はまた、彼女の留学先としてシュトラスブルガーを推薦し、再度渡独した折に彼女の座る席まで手配してくれた。三宅との出会いは彼女植物学者として飛躍する大きな契機となり、この当時の三宅の指導に対して終生、深く感謝している。

4

研究科を終えて後、間もなく母校の助教授に任ぜられ、つづいて米独に留学をさせていただきたいとの希望を学校から文部省に出されたが、女子が科学をやって、ものになるまいというので、あとから申請した英語や体育の人に許可が出たのに、私にはなかなか許可がおりず、当時三宅先生が再度の渡独をされ、ストラスブルガー先生のところに私のため座席まで設けて下さったのに、困ってしまった。ちょうどその時（1912）、分類学の大家エングラ（A. Englar）先生が来朝せられて、植物園で会食のあった座上、藤井健次郎先生が、日本にたった1人の女の植物学者だ、と紹介して下さったあとでそのお礼に伺った時、あなたの留学問題はどうなっているのか、と聞かれたので、経過を話したら、その筋に話をして下さったので、1週間後に許可がおりて学校側も面喰らってしまった。ところで、ドイツに行ってストラスブルガー先生のところにゆくつもりが、留学問題がぐずっている間に、先生がなくなってしまう（1912）、第一の目的地がなくなってしまうので、藤井先生にどこにしようかとご相談したら、ミュンヘンへ行ったら、と行って下さった。そこでは細胞学は出来ない

ので、それまでにした細胞学の問題を片づけるために、シカゴ大学のコールター (J. M. Coulter) 先生とチェムバーレン (C. J. Chamberlain) 先生のところに行った (1914)。ところで、その年の8月に第一次世界大戦争が始まったので、ドイツへ行くことは出来なくなってしまった。

そこで、シカゴで論文を一つにまとめた後、三宅先生が、ぜひハーバード大学のゼブレー (E. C. Jeffrey) 先生のところへ、先生の創始された植物組織の研究の新しいテクニックを習って来てほしい、といわれたので、3ヵ月の予定でそれを学んだ後、イギリスへ行くつもりだったが、大使館から大西洋は危険だからイギリス行きはやめよ、との命令をうけた。

その時、ゼブレー先生は石炭の新しい研究法を始められたので、その仕事をさせてもらえたらと思ったが、とてもだめだろうと思っていたところ、ある機会に石炭をやらせていただきたいのだけど、といったら、すぐにやったらいいではないか、といって下さったので、とても嬉しかった。それで、直ちに日本の方々から石炭を送ってもらって研究を始め、1年あまり留まって論文を一つまとめて【Annals of Botany】に出して、1916年に帰朝した。

5

帰国後、コノは東京女子高等師範に復職するが、女高師では設備や研究費の点で石炭研究を続けることは困難であった。しかし、幸いにも藤井教授の助力で、東大で研究する道が開けたのである。当時、帝大で女性が研究職を得るなどということはほとんど考えられなかったが、東京女高師の中川謙二郎校長や東大の山川健二郎総長の尽力もあり、1917 (大正六) 年に東大理学部植物学教室の嘱託という地位を与えられ、翌年に開設された遺伝学講座を手伝いながら研究を続けることができたのである。東京女高師での助教授という身分はそのまま、研究活動の本拠は東大に移った。これは周囲に良き理解者を得た特別なケースとみることもできるが、彼女の非凡な才能と惜しみない努力があったのである。1919 (大正八) 年に女高師教授に昇進した彼女は、この頃女高師で週十数時間の授業をこなす、一方、東大では嘱託として藤井教授の手伝いや、学生の細胞学実習を指導し、そのうえで夕方から夜遅くまで、文字どおり寸暇を惜しんで研究を続けたのである。

6

【主婦の友】の昭和二年六月号には、インタビューに答えて、次のような述懐がある。

記者「婦人が学問をするといふことに対して、不自由さをお感じになったことは？」

保井「それはもう随分ございます。この頃は女子にも大学の門を開いてゐるやうでございますが、その当時は、さうしたこともなく、学校に入ることも出来ませんし、良い先生の許で、参考書を調べることも、男子の方のやうにはゆきませんので、不自由な思ひをし、不安な思ひをしながら、自分で歩いて行かねばならない状態でございました。さうした機関が女子のためにならぬといふことは、第一、婦人として不自由に感ずることでもございました」(【主婦の友】昭和二年六月五六～五八頁「わが国最初の女博士、保井コノ女史を訪ふ記」より)

これは、のちに、女子の国立大学が一つくらいあっても良いのではないかという考えにつながり、新学制以前に、女高師の帝国大学昇格を強く望む結果となった。

7

コノは表だって女性解放運動にかかわるようなことはなかったが、東京女高師がまだお茶の水女子大学に昇格する以前に、女子のための国立大学がひとつぐらいあってもよいと考え、設立運動に加わったことがある。篠遠によれば、東京高等師範学校が東京文理科大学になったとき、女高師もその程度に上げてもらいたいとの運動があり、コノらは文部省や大学に頼みに行った。そのとき、彼女は小野塚東大総長に「こういう運動に加わるのは止せ」と叱られたが、「みなのためにしなければならない」といって逡巡することはなかった。

また敗戦後、東京女高師では、理学部の教授たちが集まって敗戦に対する教育者の責任、これからの教育法の改正などについて議論したことがあり、その結果として国立の女子大学設立の要請書をつくり上げた。敗戦直前にフランスから帰国して物理を担当していた湯浅年子は、この案を文部省に提出してもし通らなかつたら理学部の教授は総辞職しようと提言した。そのとき、「第一に賛成されたのは保井先生であった。先生は笹塚の疎開先で戦火にあわれ物質的には決して豊かではあられなかつたのであろうが、“女子教育の進歩のため”には少しもためらいをあらわされなかつたのである」と、湯浅は当時のコノの態度を伝えている。この案は、いろいろの事情で提出されず、結局、翌年に出された文部省の一般新制大学案に東京女高師も従うことになったのである。

第 4 章

現代民主主義社会における社会問題史学習

2 日本史単元 「戦前の婦人運動－なぜ戦前の婦人運動は体制化したのか」

研究協力者

植 田 健 久 保 啓太郎

1 主 題：戦前の婦人運動－なぜ戦前の婦人運動は体制化したのか

2 学習目標

- ① 戦前の婦人運動の展開を理解する。
 - ・戦前の婦人運動は、運動の目標と性格の変化から、3つの時期に区分できる。
 - ・第一期は、自由民権運動期から大正末までであり、婦人の全面的な地位向上を目指した時期である。
 - ・自由民権運動期に、先駆的な人物（岸田俊子ら）が初めて婦人（女性）の地位向上を訴えたのが戦前の婦人運動の始まりである。
 - ・青鞞社や新婦人協会といった婦人運動団体が登場し、婦人に関する全般的な地位向上がめざされた。
 - ・第二期は、大正末から満州事変前までであり、参政権獲得に目標を特化することで多くの婦人が団結し、運動が最も高揚した時期である。
 - ・男子普通選挙運動の時期に、婦人運動は婦人参政権獲得運動（婦選運動）に性格が変わった。
 - ・1925-31年にかけて、婦選運動は思想や階層を越えて高揚し、大衆運動化した。
 - ・第三期は、満州事変から終戦までであり、戦時体制化していく中で婦人運動が次第に国策への協力という傾向をもち始め、最終的に体制化して失敗に終わった時期である。
 - ・満州事変後、婦選運動は、国策協力運動化し、最終的には戦争への婦人動員運動へ変容した。
 - ・戦前の婦人運動は、国家と結びついたときに成果を得たが、その成果は戦争への動員に協力するものであり、本来の目標である婦人（女性）解放とは程遠いものであった。
- ② 戦前の婦人運動が戦時体制化するという失敗の原因をみることで、当時の女性観を理解させる。
 - ・戦前の婦人運動の失敗の原因として次のものが指摘できる。
 - ・当時の女性たちの「婦人」という差別的な女性観。
 - ・母性主義、女権主義、社会主義、良妻賢母主義といった女性内部の思想・階層対立。
 - ・旧民法に代表される女性を差別視するような法制度や家制度。
 - ・当時の男性たちの女性への差別意識。
 - ・満州事変後の戦時体制。

3 単元の全体構造

〈小単元名〉

- 1) 婦人運動の始まり－自由民権期から新婦人協会解散まで－

- 2) 婦人運動の高揚—婦選運動の開始と満州事変まで—
- 3) 婦人運動の終焉—満州事変から敗戦まで—
- 4) 戦前の婦人運動のまとめ—市川房枝を事例として—

	主 な 発 問	獲得される知識	内容構成の視点		
小 単 元 1	戦前の婦人運動はどのような結果に終わったのか。どうして戦前の婦人運動は体制化して、失敗に終わったのだろうか。		婦人解放を訴えていた時期	婦人団体からみた戦前の婦人運動学習過程	戦前の婦人運動理解過程
	戦前の婦人運動はいつ始まりどのような結果をもたらしたのか。	自由民権期に始まり、差別的な扱いの改善を訴えて先駆者たちが運動を始めたが本格化しなかった。			
	本格的な婦人運動はいつ始まり、どのように展開したか。	1911年の青鞥社設立をきっかけに様々な思想上の立場から婦人の解放を訴える団体が設立され、運動を行った。			
	この時期の婦人運動の特徴は何か。	婦人に関する全般的な地位向上（参政権に特化されていない）が目指された。			
小 単 元 2	婦人運動はなぜ婦人参政権獲得運動に変化したのか。	男子の普選運動や海外の女性参政権獲得運動の影響を受けたから。	参政権獲得を訴えた時期	婦人団体からみた戦前の婦人運動学習過程	戦前の婦人運動理解過程
	男子の普通選挙制が実現したあとの婦選運動はどのように展開したか。	思想の対立を越えて婦選団体が協力し、また大衆婦人層が加わり大衆運動化し社会に対する影響力が増した。			
	この時期の婦人運動の特徴は何か。	婦人運動が、婦人参政権獲得運動に特化され、大衆運動化した。			
小 単 元 3	満州事変後の婦人参政権獲得運動はどのように展開したか。	婦人各層の分裂による影響力の低下で権利獲得を主張する従来の運動の転換が必要となった。	国策運動に変化した時期	婦人団体からみた戦前の婦人運動学習過程	戦前の婦人運動理解過程
	影響力が低下した婦人参政権獲得運動はどのように変容したか。	権利の獲得運動から自治体・国家への協力による地位向上をはかる国策協力運動に変容した。			
	国策協力運動化した婦人運動はどのように終焉したか。	婦選獲得同盟に代表される民間団体が解消され、国策団体に取り込まれ戦争への婦人動員運動に変容した。			
3	戦前の婦人運動失敗の原因は何か。	女性を差別視する明治憲法下の法体系や家制度、女性たち自身の「婦人」という女性観、女性内部の対立（思想・階層）男性の女性に対する差別意識、戦時の国家体制が原因としてあげられる。	戦前の婦人運動全体	個人からみた戦前の婦人運動学習過程	戦前の婦人運動失敗の原因確認過程
小 単 元 4	市川房枝はどのように婦人運動に加わっていったか。	女性の権利獲得や男女平等をめざした運動を行いたい一心で新婦人協会結成に加わったが、平塚との意見の相違から協会から離脱し、アメリカへ留学した。			

小 単 元 4	市川房枝はどのように婦人参政権獲得運動を主導したか。	アメリカにおいて婦人参政権獲得運動や日本における男子普選達成を受けて、婦選獲得に目標を絞ることで各種運動団体をまとめ、大衆運動化した。			
	市川房枝は戦時体制の進展による婦人運動の変容に対してどのように活動したか。	戦時体制において権利獲得は困難であるという認識に立ち、国策に貢献することで婦人の実質的地位向上を図るように活動した。			
	なぜ市川房枝をはじめとした婦人運動家たちが戦時体制に協力したのか。	実質的地位向上を図ることが、婦人参政権といった権利獲得への一段階になると考えたから。			
	市川の視点からみて、戦前の婦人運動失敗の原因は何か。	小単元1-3で見たように、女性を差別視する明治憲法下の法体系や家制度、女性たち自身の「婦人」という女性観、女性内部の対立（思想・階層）、男性の女性に対する差別意識、戦時の国家体制が原因である。			

4 単元の展開

【小単元1の展開】

パート	教師による指示・発問	教授学習活動	資料	生徒から引き出したい知識
導 入	<ul style="list-style-type: none"> これは何についての記事か。 このように女性が権利を主張し始めたのはいつ頃だろうか。 女性の権利が認められたのはいつか。 戦前の婦人運動の結果はどうかであったか。 なぜ戦前の婦人運動は、体制化して失敗に終わったのだろうか。 	<p>T：資料提示 T：説明する</p> <p>T：資料提示 T：説明する</p> <p>T：説明する</p> <p>T：説明する</p> <p>T：発問する</p>	<p>① 資料①は、女性が雇用差別の撤廃を求めて運動をしている記事である。</p> <p>② 明治時代に、自由民権運動の影響から、女性が権利を求める運動は起こった。戦前の婦人運動は、運動の目標や性格から3つの時期に区分することが可能である。</p> <p>② 主に太平洋戦争後の占領軍の民主化政策によって認められた。</p> <p>② 戦前の婦人運動はほとんど成果を得ることなく、体制化して失敗に終わった。</p>	
展 開 1	<p>◎戦前の婦人運動の流れをたどって考えてみよう。</p> <p>○戦前の婦人運動はいつ始まりどのような結果をもたらしたのか。</p> <p>・自由民権運動はどのような成果を上げたか。</p>	<p>T：発問する P：答える</p>		政府に国会開設を認めさせるに至った。（既習事項）

	<ul style="list-style-type: none"> この時期制定された法律（憲法）は女性をどう扱っていたか。 こうした状況に対して、婦人運動を開始したのは誰だったか。 彼女たちは婦人運動にどのような影響を与えたか。 	<p>T：資料を提示し発問する P：答える</p> <p>T：説明する</p> <p>T：説明する</p>	<p>③ 妻を無能力とした明治民法や、女子の政治集団参加禁止や政談集會参加禁止を定めた治安警察法などに見られるように、女性は法的に差別的な扱いを受けていた。</p> <p>④ 岸田俊子と景山英子が代表的人物である。特に岸田は、当時珍しい女性弁士として騒がれた。</p> <p>⑤ 先駆者として、婦人運動のきっかけを作った人物である。しかし、本格的な婦人運動には至らなかった。</p>
展 開 2	<ul style="list-style-type: none"> ○では、本格的な婦人運動はいつ始まり、どのように展開したのだろうか。 本格的な婦人運動のきっかけとなったのは何か。 戦前の婦人運動にはどのような考えが含まれていたか。 「女権主義」とはどのような立場か。 「母性主義」とはどのような立場か。 「社会主義」とはどのような立場か。 この3つの立場は後の婦人運動にどのような影響を与えたか。 	<p>T：説明する</p> <p>T：説明する</p> <p>T：説明する</p> <p>T：説明する</p> <p>T：説明する</p> <p>T：説明する</p>	<p>⑥ 1911年に平塚雷鳥が中心となって設立した青鞞社が、女性解放を訴えて活動を始めた。</p> <p>A 3つの立場（「女権主義」、「母性主義」、「社会主義」）が存在し、1918-1919年の母子への国家の生活保障をテーマとした母性保護論争で各立場が明確になった。</p> <p>A 与謝野晶子が主張した立場で、婦人は経済的に独立し、男性と同様の権利を持たねばならないというものであった。</p> <p>A 平塚雷鳥、山田わかが主張した立場で、勤労と母性の両立は困難であり、母性は社会的・国家的に保護されるべきであるというものであった。</p> <p>A 山川菊栄が主張した立場で、女性の経済的独立と母性保護を両立するためには社会主義の国家体制への変革が必要であるというものであった。</p> <p>戦前の婦人運動における思想上の根拠として後々まで影響を与えた。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○青鞞社は1916年に解散したが、その後婦人運動はどのように展開したのだろうか。 青鞞社解散後、婦人運動を主導したのはどの団体か。 この二団体はどのような思想上の根拠を持っていたか。 新婦人協会はどのような活動を行ったか。 	<p>T：説明する</p> <p>T：資料を提示し説明する</p> <p>T：説明する</p>	<p>② 平塚雷鳥・市川房枝を中心とした新婦人協会と山川菊栄を中心とした赤瀾会である。</p> <p>⑦ 新婦人協会は、女権主義と母性主義の立場に、赤瀾会は社会主義の立場に影響を受けた。</p> <p>⑦ 婦人の政治参加を制限していた治安警察法の改正を訴え、婦人の地位向上、権利獲得を目指して活動した。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・赤瀾会はどのような活動を行ったか。 ・青鞆社とどこが異なるか。 ・女性と婦人の違いは何か。 ・この違いは何に基づいているのか。 	<p>T：説明する</p> <p>T：資料を提示し発問する P：答える</p> <p>T：説明する</p> <p>T：説明する</p>	<p>⑦ 当時、治安警察法により婦人は政治団体への加入が認められなかったため社会主義政党の女性版として結成、活動した。</p> <p>⑥ (資料の比較から) 青鞆社は、目標に「女性」の解放を掲げていたが、新婦人協会と赤瀾会は「婦人」の解放を掲げていた。</p> <p>B 女性とは、男性と平等の性という意味であるが、婦人は家事に服し、男性に奉仕する意味を持っていた。</p> <p>男と女は人間の人間の性別関係を表す言葉であるが、婦人は主人、戸主などの家制度に関係していて、社会システムの一環を表す言葉である。</p>
終	○この時期における婦人運動の成果はどうだったのだろうか。	T：説明する	② 1922年に治安警察法5条の2「政談集会の禁止」が改正され、婦人が政治的な演説を行うことが可能になった。しかし政党への加入や参政権などは認められなかった。
	・この時期に得られた成果は何か。	T：説明する	婦人に関する全般的な地位向上をめざす婦人解放を訴えた時期である。
結	・この時期の運動の特徴は何か。	T：説明する	
	・この時期の運動は成功したと言えるか。	T：発問する P：答える	若干の成果(治安警察法5条の部分改正)を得たが、全般的な婦人の解放までには至らなかったため、成功とは言えない。
	・この時期においてどんなことが婦人運動失敗の原因として考えられるか。	T：発問する P：答える T：説明する	女性たち自身の「婦人」という女性観、女性内部の思想対立、女性を差別視するような明治憲法下の法体系や家制度が挙げられる。

【資料】

- ①朝日新聞の1999.7.31の記事
- ②開発者が作成した関係年表—坂野潤治『体系日本の歴史13 近代日本の出発』小学館、1989年、江口圭一『体系日本の歴史14 二つの大戦』小学館、1989年、鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第1巻思想・政治I』不二出版、1996年、鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第2巻思想・政治II』不二出版、1996年をもとに開発者作成
- ③明治民法、治安警察法の女性を蔑視した法律の条文—日本近代法制史研究会編『日本近代法120講』法律文化社、1992年、p.138
- ④岸田俊子の写真、当時の岸田に関する新聞記事—鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第1巻思想・政治I』不二出版、1996年、口絵とp.55
- ⑤景山英子の写真—村田静子『福田英子—婦人解放運動の先駆者—』岩波新書、1959年、口絵
- ⑥青鞆社の綱領—鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第1巻 思想・政治I』不二出版、1996年、pp.244-245
- ⑦新婦人協会の綱領—市川房枝監修、児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版、1981年、pp.37-39

赤瀬会の資料－鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第1巻 思想・政治Ⅰ』不二出版，1996年，pp.474-475

- A. 香内信子『「母性保護論争」の歴史的意義－「論争」から「運動」へのつながり－』総合女性史研究会編『日本女性史論集8 教育と思想』吉川弘文館，1998年，pp.257-279，国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第12巻』吉川弘文館，1991年，p.727を参照
- B. 市川房枝監修，児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版，1981年，p.15，鎌田正，米山寅太郎『大漢語林』大修館書店，1992年，p.359を参照

【小単元2の展開】

パート	教師による指示・発問	教授学習過程	資料	生徒から引き出したい知識
導入	<ul style="list-style-type: none"> 治安警察法5条の部分改正の後新婦人協会は解散したがその後どのような団体が設立されたか。 これまでの婦人運動団体とどこが違うのか。 この時期の婦人運動団体はどのような性格を持っていると考えられるか。 <p>◎実際にこの時期の婦人運動の様子をみていこう。</p>	<p>T：資料を提示し発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：答える</p> <p>T：予想させる P：予想する</p>	<p>①</p> <p>①</p>	<p>1923年に婦人参政同盟が，1924年に婦人参政権獲得期成同盟会（後に婦選獲得同盟に改称）が設立された。</p> <p>団体名に「参政」という言葉が関わっている。</p> <p>婦人解放運動が，参政権獲得運動に変化したのではないか。</p>
	<p>○2つの団体はどのような活動を行ったのだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 婦人参政同盟と婦人参政権獲得同盟は，本当に参政権獲得に重点を置いていたのだろうか。 青鞜社や新婦人協会とはどのように違うのだろうか。 	<p>T：資料を提示し発問する P：答える</p> <p>T：資料を提示し発問する P：答える</p>	<p>②</p> <p>③</p>	<p>（両団体の綱領を見て確認しながら）参政権獲得を団体の目標としていた。</p> <p>（両団体の綱領と比較しながら）青鞜社や新婦人協会は婦人全般の地位向上を目指しており，参政権はその一部にすぎなかった。婦人参政同盟や婦選獲得同盟は，目標を婦人参政権獲得に特化した。</p>
1	<p>○なぜ参政権獲得運動に特化したのだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> この時期の日本の参政権の状況はどうなっていたか。 男性たちは参政権についてどのような活動を行っていたのか。 	<p>T：資料を提示し発問する P：答える</p> <p>T：説明する</p>	<p>④</p> <p>A</p>	<p>女性には参政権は認められておらず，男性も納税額による制限が加えられていた。</p> <p>男性たちも納税額による制限のない普通選挙制を求めて運動を繰り広げており，1925年に普通選挙権獲得に向けて成果を収めつつあった。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人参政権獲得運動との関わりはようになっていたか。 ・その他に要因は考えられないだろうか。 ・婦人運動が、婦人参政権獲得運動に特化したのはなぜか。 	<p>T：説明する</p> <p>T：説明する</p> <p>T：説明する</p>	<p>B 男子の「普選運動」とかけて婦人参政権獲得期成同盟が「婦選獲得同盟」に名称を変えたように、大きく関わっていた。</p> <p>C この時期海外において女性参政権獲得運動が盛んで、成果を収めつつあった。また後に婦選獲得同盟の幹部になるガントレット恒子が、世界的な女性参政権運動団体の集会に参加した。</p> <p>男子の普通選挙獲得や世界的な女性参政権実現が影響したから。</p>
展 開 2	<p>○1925年以後（男子普通選挙制成立）の婦人参政権獲得運動はどのように展開したのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男子の普通選挙制は実現されたが、婦人の参政権はどのように扱われたのか。 ・1925年以前の参政権運動と以後の運動ではどこが違うのか。 ・婦選獲得共同委員会とはどのような委員会だったのか。 <p>このような委員会の結成によって運動はどのように変化したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当時の婦人全体が団結したのだろうか。 ・大衆化した結果、運動はどのような性格になったといえるか。 	<p>T：発問する P：答える</p> <p>T：説明する</p> <p>T：資料を提示し説明する</p> <p>T：説明する</p> <p>T：資料を提示し説明する</p> <p>T：説明する</p>	<p>① 婦人参政権については実現されなかったので運動は継続されることになった。</p> <p>D 1925年以前は様々な婦選団体が個々に活動を行っていたが、以後は婦選獲得共同委員会などで団体の枠を越えた運動も行われた。</p> <p>⑤ 婦人参政同盟や婦選獲得同盟といった知識人層や全関西婦人連合のような一般大衆層、社会主義的な無産婦人団体などが参政権獲得を旗印に大同団結した委員会であった。</p> <p>D 加盟者数3万人の全関西婦人連合のような一般大衆層が運動に加わることで規模が広がり大衆運動化した。女権主義的団体と社会主義的団体が思想の対立を越えて団結した。</p> <p>⑥ 少数ではあるが、影響力の強い社会上層部の婦人層は、婦人同志会という穏健的な婦人団体を結成して一線を画した</p> <p>D これまで日本の婦人における一部の知識人層の間の運動だったのが、社会上層部層をのぞいて婦人が団結することで運動の社会に対する影響力が増した。</p>
終 結	<p>○この時期における婦人運動の成果はどうだったのだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人参政権獲得運動は、社会における影響力を増したことでどのような成果を挙げたか。 ・この時期の運動の特徴は何か。 	<p>T：説明する</p> <p>T：説明する</p>	<p>E 婦人の地方における選挙権や被選挙権を認める「婦人公民権法案」が1930年に衆議院を通過するが、貴族院では家族制度護持の立場から反対され、成立しなかった。</p> <p>婦人運動が婦人参政権獲得運動に特化された。さらに参政権獲得を旗印に思想上の対立を越え婦人運動団体が大同団結し、大衆運動化した。</p>

<ul style="list-style-type: none"> この時期の運動は成功したと言えるか。 	T：発問する P：答える	社会への影響力は増したが、具体的な成果は全く得られなかったので成功したとは言えない。
<ul style="list-style-type: none"> この時期においてどんなことが婦人運動失敗の原因として考えられるか。 	T：発問する P：答える T：説明する	貴族院や普選運動に見られる男性の女性に対する差別意識、婦人同志会に見られる女性観の階層対立が挙げられる。

【資料】

- ①開発者が作成した年表－坂野潤治『体系日本の歴史13 近代日本の出発』小学館，1983年，江口圭一『体系日本の歴史14 二つの大戦』小学館，1989年，鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第1巻 思想・政治Ⅰ』不二出版，1996年，鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第2巻 思想・政治Ⅱ』不二出版，1996年をもとに開発者作成
 - ②婦人参政同盟と婦選獲得同盟の綱領－市川房枝監修，児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版，1981年，pp.93-95，pp.138-140
 - ③青鞥社の綱領－鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第1巻 思想・政治Ⅰ』不二出版，1996年，pp.244-245
新婦人協会の綱領－市川房枝監修，児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版，1981年，pp.37-39
 - ④男子の選挙権拡大の表－石井進ら著『詳説日本史 改訂版』山川出版，1998年，p.306より抜粋
 - ⑤婦選獲得共同委員会の附則－鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第2巻 思想・政治Ⅱ』不二出版，1996年，p.70
 - ⑥婦人同志会の資料－市川房枝監修，児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版，1981年，pp.261-263
- A. 石井進ら著『詳説日本史 改訂版』山川出版，1998年，p.300
- B. 市川房枝『市川房枝自伝 戦前編』新宿書房，1974年，p.155
- C. 市川房枝監修，児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版，1981年，p.80-82
- D. 開発者が作成した婦人運動団体変遷の表－市川房枝監修・児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版，1981年，三井禮子編『現代婦人運動史年表』三一書房，1963年をもとに開発者作成
- E. 市川房枝監修，児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版，1981年，pp.190-192

【小単元3の展開】

パート	教師による指示・発問	教授学習過程	資料	生徒から引き出したい知識
導入	<ul style="list-style-type: none"> 高揚した婦人参政権運動は、どのように展開したか。 1931年には何が起こったのか。 1931年以後、日本はどのような体制になるか。 戦前の婦人運動は戦時体制中に終焉することになる。 	T：説明する T：発問する P：答える T：説明する	① ①	1931年を境に参政権獲得について目立った運動が見られなくなる。 満州事変。 15年戦争へと続く戦時体制に突入した。

	◎この時期、戦時体制とかかわって婦人運動はどのように変容していったのかについてみていこう。		
展 開 1	○満州事変後の婦人参政権運動はどのように展開したか。 ・「婦人公民法案」廃案後、婦人参政権運動はどのように継続したか。 ・このような委員会ができたのになぜ運動は盛り上がらなかったのか。 ・大衆層はどうして婦選運動に加わらなかったのか。 ・この結果、婦人参政権運動はどうなったといえるか。	T：説明する T：説明する T：資料を提示し説明する T：説明する	A 再び婦選獲得を目標に各団体が連合して1932年に婦選団体連合委員会を結成したが以前ほどの盛り上がりには欠けた。 A 全関西婦人連合に代表される大衆層が委員会に加わらなかったため。 ② 満州事変が起こった後、愛国的になり、婦人として国家に奉仕・貢献する運動団体に変容していったため。 B 婦人の各層が分裂することで影響力が低下し、権利獲得を主張することが難しくなり、運動方針の転換が必要になった。
展 開 2	○影響力が低下した婦人参政権運動はどのような運動に変容していったのか。 ・運動は再び影響力を増すためにどのような活動を行ったか。 ・自治体だけでなく国家との協力運動はあったのか。 ・どんな運動だったのか。 ・選挙粛正婦人連合会とはどんな団体か。 ・かつて結成された婦選獲得共同委員会とはどこが異なっているか。 ・この結果、婦人参政権運動はどうなったといえるか。	T：説明する T：説明する T：説明する T：説明する T：説明する	C 1933年自治政協力運動が行われた。この運動は、これまで対立していた婦人運動団体と自治体当局が協力して行った。具体的には、市政浄化（腐敗議員の追放）・ゴミ処理運動などが挙げられる。 D 1935-36年にかけて選挙粛正運動が行われた。この運動は、35年の府県会議員選挙、36年の衆議院選挙の際に官民共同で行われた。 ③ 戦時体制確立の一環として行われた愛国的な運動だった。婦人たちは選挙粛正婦人連合会を1935年に結成して国家当局に大いに貢献した。 ③ 社会上層部層、大衆層、婦選団体といった分裂していた婦人各層が再び団結した団体だった。 A 第一に社会上層部層が加わったことで以前より幅広い層の婦人が協力していたこと、第二に権利の獲得を目指したのではなく国家への貢献を目指していたこと。 国家に対抗して権利獲得を主張する運動から、国家に協力して実質的地位を向上させるという国策協力運動に変容した。

展 開 3	○国策協力運動化した婦人運動はどのように終焉していったのか。	T：説明する	① 1940年に婦選獲得同盟が解散し、婦人参政権運動団体は消滅した。戦争が進展するにつれて戦時体制が確立され、日本の婦人は1942年に結成された官製の婦人団体、大日本婦人会に強制的に参加させられた。 E 戦争に協力する目的のもと、国民精神総動員運動の一環として活動した団体である。後に大政翼賛会傘下に統合された。 F 戦時国家体制のもと、戦争に国民を総動員するために組織された官製団体である。 国策に取り込まれる形で運動は展開し、最終的に戦争への婦人動員運動に変容した。
	・国家に協力的になった婦人運動はその後どうなったか。	T：説明する	
	・大日本婦人会とはどのような団体か。	T：説明する	
	・大政翼賛会とはどのような団体か。	T：説明する	
終	○この時期の婦人運動の成果はどうだったのか。	T：説明する	戦争に協力することで権利を奪われていったので、成果があったとはいえない。 権利獲得運動から国策への協力運動に変わり、最終的には戦争への婦人動員運動へと変わった。この時期の運動が皮肉にも最も「婦人」が国家に認められたものであった。 権利獲得という点では失敗におわり、国家への貢献という点では大成功してしまった。 戦時体制下で国家への反抗ができなくなり、協力するしか道がなかったため。
	・この時期婦人運動としての成果はあったか。	T：発問する P：答える	
	・この時期の運動の特徴は何か。	T：説明する	
	・この時期の運動は成功したと言えるか。	T：発問する P：答える	
結	○戦前の婦人運動失敗の原因は何か。	T：発問する P：答える	婦人解放運動から婦人参政権獲得運動に特化し、戦時体制に入り国策協力運動化し、最終的には戦争への婦人動員運動へと変容した。 女性たち自身の「婦人」という女性観、女性内部の思想対立、女性を差別視するような明治憲法下の法体系や家制度、貴族院や普選運動に見られる男性の女性に対する差別意識、婦人同志会に見られる女性観の階層対立、戦時体制が原因として考えられる。
	・戦前の婦人運動はどのように展開されたのか。	T：説明する	
	・なぜそのように戦前の婦人運動は変容し、失敗に終わったのか。	T：発問する P：答える T：説明する	
		T：説明する	

【資料】

- ①開発者が作成した年表－坂野潤治『体系日本の歴史13 近代日本の出発』小学館，1983年，江口圭一『体系日本の歴史14 二つの大戦』小学館，1989年，鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第

1巻 思想・政治Ⅰ』不二出版，1996年，鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第2巻 思想・政治Ⅱ』不二出版，1996年をもとに開発者作成

②全関西婦人連合についての資料

③選挙粛正婦人連合会の規約

- A. 開発者が作成した婦人運動団体変遷の表—市川房枝監修・児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版，1981年，三井禮子編『現代婦人運動史年表』三一書房，1963年をもとに開発者作成
- B. 市川房枝『市川房枝自伝 戦前編』新宿書房，1974年，市川房枝監修，児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版，1981年を参照
- C. 自治政協力運動について—鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第2巻 思想・政治Ⅱ』不二出版，1996年，pp.30-32
- D. 選挙粛正運動について—鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第2巻 思想・政治Ⅱ』不二出版，1996年，pp.33-35
- E. 大日本婦人会について—国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第8巻』吉川弘文館，1987年，p.846を参照
- F. 大政翼賛会について—国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第8巻』吉川弘文館，1987年，pp.790-791を参照

【小単元4の展開】

パート	教師による指示・発問	教授学習過程	資料	生徒から引き出したい知識
導入	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は，戦前の婦人運動を個人の目から運動を振り返ってみよう。 ・戦前の婦人運動に大きく関わった人物は誰か。 ・では，市川房枝を取りあげてどのように婦人運動に関わったかみてみよう。 ・市川とはどのような人物だったのか。 <p>◎市川房枝の視点から戦前の婦人運動を振り返り，前回までにみた失敗の原因を確認しよう。</p>	<p>T：発問する P：答える</p> <p>T：資料を提示し説明する</p>	①	<p>市川房枝，平塚らいてう，ガントレット恒子など。</p> <p>市川は，愛知県に生まれ，1919年新婦人協会結成に参画して実際に運動に乗り出し，アメリカ留学後，今度は婦選獲得同盟など婦人参政権獲得運動を中心的に引っ張っていった。戦後，一時公職追放になったが53年から5回参議院選挙に当選し，婦人の地位向上に生涯を捧げた。</p>
展開1	<ul style="list-style-type: none"> ○市川はどのように婦人運動に加わっていったのか。 ・市川が婦人運動に取り組む契機は何か。 	T：資料を提示し説明する	②	<p>市川は，26歳の時，友愛会（労働組合）の書記として婦人労働問題に取り組んだ。そのとき青鞞社の平塚に出会い，見いだされた。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 市川が1919年新婦人協会に加わった理由は何か。 新婦人協会はどのような運動を行い、成果を上げたか。 そのとき市川はどのような役割を果たしたのか。 なぜ新婦人協会を離脱したのか。 このような意見の違いの原因は何か。 市川は、婦人運動を進めたときの目標は何か。 	<p>T：資料を提示し説明する</p> <p>T：説明する</p> <p>T：説明する</p> <p>T：資料を提示し説明する</p> <p>T：説明する</p> <p>T：説明する</p>	<p>③ 婦人解放や婦人の地位向上に関する運動に加わりたかったから。イデオロギーや思想上の立場は関係なかった。</p> <p>① 治安警察法5条の部分改正を1922年に達成した直後に解散した。</p> <p>① 新婦人協会から離脱し、アメリカに留学していたため、直接の役割は果たしていない。</p> <p>④ 平塚との不和や考えの違い。平塚の考えは、婦人の地位向上を目指しつつも、家庭の重視、母子の保護といった良妻賢母主義につながりやすかった。市川は良妻賢母の前にまず男女の平等が確立されるべきと考えていた。</p> <p>平塚の考えは、あくまで「婦人」の立場から運動を進めようとし、市川の男女の平等への運動とは相容れなかった。このような考えの違いが婦人運動における対立を招いた。</p> <p>B 女子が男子と同じ権利を保持し、行動できること。</p>
展 開 2	<ul style="list-style-type: none"> 市川はどのように婦人参政権獲得運動を主導したか。 市川はアメリカで何を学んできたのか。 市川は日本帰国後どのように行動したか。 市川は婦選獲得についてどのような考えを持っていたか。 市川はなぜこのような婦選獲得をめざしたのか。 市川は婦選運動の高揚とその失敗についてどのように考えていたか。 	<p>T：資料を提示し説明する</p> <p>T：説明する</p> <p>T：資料を提示し説明する</p> <p>T：説明する</p> <p>T：資料を提示し説明する</p>	<p>⑤ アメリカの婦人参政権獲得運動にふれ、その指導者であったアリス・ポール女史から婦人参政権獲得運動の必要性を説かれた。</p> <p>① ILO（国際労働機関）の東京支局局員として働いた後、婦人参政権獲得期成同盟に加わった。</p> <p>⑥ 男子の【普選】が達成されたのち、抗議の気持ちを込めて【婦選】を前面に押し出した。</p> <p>⑦ 運動を活性化するために女性が大同団結するためには運動の目的の範囲を婦選獲得に限定することが必要であると考えていた。</p> <p>B 男子と同じ権利を持って、政治に参加することが女性の解放になると考えたから。</p> <p>⑧ 婦人公民法案を2度否決した貴族院に代表されるように婦人は家庭にあって良妻賢母たるべしという封建的な考えが世の中を支配していた。</p>
展 開 3	<ul style="list-style-type: none"> 市川は、戦時体制の進展による婦人運動の変容に対してどのように活動したのか。 1931年満州事変後、この当時の情勢を市川はどのように認識していたか。 	<p>T：資料を提示し説明する</p>	<p>⑨ 戦時体制のもとでは婦人参政権どころの話ではなく、今までのような運動は困難であるという認識だった。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> • どのような運動に変わっていったのか。 • それはどんな運動だったのか。 	<p>T：発問する P：答える</p> <p>T：説明する</p>	A	<p>自治政協力運動，選挙干渉運動など。</p> <p>自治政協力運動は，これまで対立していた婦人運動団体と自治体当局が協力して行った運動で，具体的には，市政浄化（腐敗議員の追放）・ゴミ処理運動などが挙げられる。選挙干渉運動は35年の府県会議員選挙，36年の衆議院選挙の際に官民共同で行われた選挙干渉運動であり，国家体制へ協力する運動であった。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • 市川は，これらの国策への協力についてどのように考えていたのだろうか。 	T：資料を提示し説明する	⑩	<p>権利として婦人参政権を獲得するのではなく，自治体や国政に貢献してその貢献度を社会に訴えることで実質的な地位向上をねらう運動と捉えていた。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • なぜ市川は，国家体制へ協力することにしたのか。 	T：説明する	⑪	<p>国家への貢献による実質的な婦人の地位向上は法律上における婦人参政権獲得への一段階となると市川は考えたから。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • 市川はこのような運動方針転換後どのように活動したか。 	T：説明する	⑬	<p>選挙粛正婦人中央委員会や，大日本婦人会の審議員など国策協力，国策への動員を行われ，それへの不満から中央を離れ，疎開していった。</p>
終 結	<p>○戦前の婦人運動の失敗の原因は何か。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 戦前の婦人運動は市川の視点から見てどのように変容していったと言えるか。 • どうして戦前の婦人運動は戦時体制に協力することになったのか。 • 個人の目から見て前授業に挙げた原因は確認できるか。 	<p>T：発問する P：答える T：説明する</p> <p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：答える</p>		<p>婦人の権利獲得運動から参政権運動に特化され，満州事変後の戦時体制において国策協力運動から婦人動員運動へと変容していった。</p> <p>戦時体制への貢献による実質的地位向上が権利獲得への一段階であると捉えたから。</p> <p>全体からみて確認できる。</p>

【資料】

- ① 開発者が作成した市川房枝年表－市川房枝『市川房枝「私の履歴書ほか」』日本図書センター，1999年，『歴史評論』編集部編『近代日本女性史への証言』ドメス出版，1979年をもとに開発者作成
- ② 市川房枝『市川房枝自伝 戦前編』新宿書房，1974年，p.50より抜粋
- ③ 同上書，p.50，68
- ④ 同上書，p.95，68
- ⑤ 同上書，p.118
- ⑥ 同上書，p.155
- ⑦ 日本歴史学会編『日本歴史』319号，1974年，pp.72－73
- ⑧ 市川房枝『市川房枝自伝 戦前編』新宿書房，1974年，p.265

⑨同上書, p.272

⑩鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第2巻 思想・政治II』不二出版, 1996年, p.464

⑪鈴木裕子『新版 フェミニズムと戦争 婦人運動家の戦争協力』マルジュ社, pp.105-107, pp.128-129

A. 開発者が作成した年表—坂野潤治『体系日本の歴史13 近代日本の出発』小学館, 1983, 江口圭一『体系日本の歴史14 二つの大戦』小学館, 1989年, 鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第1巻 思想・政治I』不二出版, 1996年, 鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第2巻 思想・政治II』不二出版, 1996年をもとに開発者作成

B. 市川房枝『市川房枝自伝』新宿書房, 1974年, 市川房枝『市川房枝「私の履歴書ほか」』日本図書センター, 1999年

【参考文献】

- ・石井進ら著『詳説日本史 改訂版』山川出版, 1998年
- ・市川房枝『市川房枝自伝』新宿書房, 1974年
- ・市川房枝『市川房枝「私の履歴書ほか」』日本図書センター, 1999年
- ・市川房枝監修・児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版, 1981年
- ・上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』青土社, 1998年
- ・江口圭一『体系日本の歴史14 二つの大戦』小学館, 1989年
- ・香内信子『「母性保護論争」の歴史的意義—「論争」から「運動」へのつながり—』総合女性史研究会編『日本女性史論集8 教育と思想』吉川弘文館, 1998年
- ・坂野潤治『体系日本の歴史13 近代日本の出発』小学館, 1989年
- ・鈴木裕子『国立市公民館女性問題講座「歴史」 女性史を拓く1 母と女—平塚らいてう・市川房枝を軸に—』未来社, 1989年
- ・鈴木裕子『国立市公民館女性問題講座「歴史」 女性史を拓く2 翼賛と抵抗—今, 女の社会参加の方向を問う—』未来社, 1989年
- ・鈴木裕子『新版 フェミニズムと戦争—婦人運動家の戦争協力』マルジュ社, 1997年・鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第1巻 思想・政治I』不二出版, 1996年
- ・鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第2巻 思想・政治II』不二出版, 1996年
- ・総合女性史研究会編『日本女性史論集8 教育と思想』吉川弘文館, 1998年
- ・総合女性史研究会編『日本女性史論集10 女性と運動』吉川弘文館, 1998年
- ・外崎光広『日本婦人論史(上) 女権論』ドメス出版, 1986年
- ・外崎光広『日本婦人論史(下) 婦人開放論』ドメス出版, 1989年
- ・日本近代法制史研究会編『日本近代法120講』法律文化社, 1992年
- ・丸岡秀子『婦人思想形成史ノート(上)』ドメス出版, 1981年
- ・三井禮子『現代婦人運動史年表』三一書房, 1963年
- ・村田静子『福田英子—婦人解放運動の先駆者—』岩波新書, 1959年
- ・村田静子・大木基子『福田英子集』不二出版, 1998年
- ・『歴史評論』編集部編『近代日本女性史への証言』ドメス出版, 1979年

【参考辞典】

- ・鎌田正, 米山寅太郎著『大漢語林』大修館書店, 1992年

- 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第8巻』吉川弘文館，1987年
- 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第12巻』吉川弘文館，1991年
- 相賀徹夫編『日本大百科全書 6』小学館，1985年
- 相賀徹夫編『日本大百科全書 15』小学館，1987年
- 相賀徹夫編『日本大百科全書 20』小学館，1988年

【資料編】

〈小单元1〉

①



今日、東京に於ける女子の演説は、是が嚆矢なるべし。大坂なる立憲政友会の諸氏は、明一日道頓堀朝日座にて臨時演説会に討
論を催さるゝよし、右会には西京の岸田俊女(二十)が客員として
出席さるゝとか、女子の演説は是が嚆矢なるべし、また同党新聞社にて
は、今度一の雑誌を発売せんとて専ら協賛中なりといふ
（東京絵入新聞）一八八二年三月三一日

④

女子の演説は是が嚆矢なるべし*



大坂なる立憲政友会の諸氏は、明一日道頓堀朝日座にて臨時演説会に討
論を催さるゝよし、右会には西京の岸田俊女(二十)が客員として
出席さるゝとか、女子の演説は是が嚆矢なるべし、また同党新聞社にて
は、今度一の雑誌を発売せんとて専ら協賛中なりといふ
（東京絵入新聞）一八八二年三月三一日

③

- 第五條 左ニ掲クル者ハ政治上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス
- 一 現役及召集中ノ予備後備ノ海陸軍人
 - 二 警察官
 - 三 神官神職僧侶其他諸宗教師
 - 四 官公立私立学校ノ教員学生生徒
 - 五 女子
 - 六 未成年者
 - 七 公権剝奪及停止中ノ者
- 女子及未成年者ハ公衆ヲ会同スル政談集會ニ会同若ハ其ノ發起人タルコトヲ得ス
公権剝奪及停止中ノモノハ公衆ヲ会同スル政事集會ノ發起人タルコトヲ得ス

⑤



民法旧規定 [1898 (明治31) 年]

第14条 妻カ左ニ掲ケタル行為ヲ為スニハ夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

- 一 第十二条第一項第一号乃至第六号ニ掲ケタル行為ヲ為スコト
- 二 贈与若クハ遺贈ヲ受諾シ又ハ之ヲ拒絶スルコト
- 三 身体ニ關聯シテ受クヘキ契約ヲ為スコト

前項ノ規定ニ反スル行為ハ之ヲ取消スルコトヲ得

第813条 夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

- 一 妻カ姦淫ヲ為シタルトキ
- 二 妻カ姦淫罪ニ因リテ刑ニ処セラレタルトキ

②

戦前の婦人運動年表

年代	一般的な歴史事項	婦人運動関連
1880	国会期成同盟結成	
1882		岸田俊子、大阪で演説する
1884	秩父事件	婦人矯風会創立
1886		
1887	保安条例公布	
1889	大日本帝国憲法・衆議院議員選挙法など公布	
1890	集会及び政社法公布	
1893		日本基督教婦人矯風会結成
1894	日清戦争始まる	
1898	民法施行	
1900	治安警察法公布 衆議院議員選挙法改正公布	愛国婦人会創立
1901		
1904	日露戦争	
1906		治安警察法改正案（衆議院通過・貴族院否決）
1907		
1910	大逆事件	青鞞社設立
1911		新真婦人会設立
1913		『婦人公論』発刊 『主婦之友』発刊
1914	第一次世界大戦に参戦	
1916		
1917		
1918	米騒動	新婦人協会設立
1919		万国婦人参政権協会大会開催
1920	国際連盟加入	日本婦人参政権協会設立 赤潮会設立
1921		治安警察法第5条改正 新婦人協会解散
1922		
1923	関東大震災	全関西婦人連合会（全婦）設立 婦人参政同盟設立
1924		婦人参政権獲得期成同盟会設立（翌年婦選獲得同盟と改称）
1926	治安維持法公布 普通選挙法公布	
1926	治安警察法改正	
1927		婦選団体連合設立
1928	初の普通選挙が行われる 治安維持法改正	普通選成婦人委員会設立 婦選獲得共同委員会設立
1930		第1回全日本婦選大会開催 婦人公民法（衆議院通過・貴族院否決） 婦人同志会設立
1931	満州事変	制限公民権法—衆議院通過・貴族院否決
1932	五一五事件	国防婦人会発足 婦選団体連合委員会設立
1933	国際連盟脱退	弁護士法改正 自治政協力運動開始
1935		選挙公正運動開始
1936	二二六事件	
1937	日中戦争始まる	日本婦人団体連盟設立
1938	国家総動員法公布	
1940	日独伊三国軍事同盟成立	婦選獲得同盟解散
1941	太平洋戦争始まる	
1942		大日本婦人会結成

⑥ 青鞞社概則

第一条 本社は女子の覚醒を促し、各自の天賦の特性を發揮せしめ、

第二条 本社の事務所を東京市神田区東門外一丁目一〇番一〇号に置

第三条 本社は役員、社員、賛助員よりなる。

第四条 本社は役員、社員、賛助員よりなる。

第五条 本社の目的を達する為め左の事業をなす。

- 一、毎月一回機関誌「青鞞」を発刊すること。「青鞞」には役員、社員、賛助員の生活及思想を發表す。(但し補助団員の寄稿を發表することもあるべし)

- 一、図書出版
- 一、時々役員、社員の修養及研究会、並に事業上の相談会を開くこと。

(但し賛助員は出席随意たるべし)

- 一、毎年一回大会を開くこと、大会には賛助員を招待し講話を請ふことあるべし。

- 一、時に旅行を催すこと。
- 一、本社の事業を達するため別に補助団を組織す。

第六条 役員、社員、賛助員は女子に限る。

第七条 役員は本社の目的に賛同するのみならず、本社の事業を自己の生命とするものにして専ら幹部にありて、直接本社の事業に従事し、自己にその責任を負ふものとす。役員は毎月「青鞞」の配布を受く。

第八条 役員は在京社員の中より選挙す。

第九条 役員は四人とし、内二名は経営に、他の二名は編集に従事す。

第十二条 役員は本社の目的に賛同するのみならず本社の事業を自己の生命とするものにして雑誌「青鞞」の配布を受く。

第十三条 社員たらむことを希望する者は住所、姓名、年齢の外に履歴の大体と現在の境遇と入社の際に十枚以上の原稿と(小説、戯曲、感想、詩歌、評論、翻訳いづれにてもよろし)最近の写真とを添へ本社宛申し込まれるべし。

第十四条 賛助員は本社の目的に賛同し、雑誌「青鞞」に寄稿することを快諾せられたる文壇の諸先輩とす。賛助員は毎月「青鞞」の配布を受く。

第十五条 本社の事業を経済的方面より助力するものを補助団員とす。

第十六条 補助団員は補助団規約によつて募集す。

【青鞞】第三卷第一〇号・一九二三年一〇月一日

別の記事に於いて、婦人も亦婦人全体の利益のために、その正しい義務と権利の遂行のために団結すべき時が来ました。今こそ婦人は婦人自身の救済、その自益の充實を期するのみならず相互の益を団結の力によつて、その社会的地位の向上改革を期し、人間としての一員として婦人としての権利の獲得のため、男子と協同して戦後の社会改造の真摯な運動に参加すべき時であります。新時代に於て婦人が立たなければ、国家の社会も亦婦人を除外し男子中心のものとなり終るに相違ありません。そして往々に世界、人類の禍の大半が盛れるのだと私は信じます。何故なら男子中心の社会に於て、今日まで解決のつかない多くの困難な問題は、男子と異なる婦人の智慧、感情の加へらるることによつて新たな解決を見るべきであります。

私は日本婦人がまういつまで無言、無能であるとは信じません。既に我が婦人は今日見るべき希望あり、能力ある婦人から新婦人を持つて居ます。しかも私は是等の「現はれたる婦人以外には多く更に」隠れたる希望あり、實力ある隠れたる婦人のあることを疑ひません。今若し是等の婦人を個人として吹米の婦人と比較するならば恐らく遜色がないであらうと思はれるに拘はらず、是等の婦人の力が一つとして社会的に著しく社会的勢力となつて活動して来ないのは可成りでありませう。それは多く婦人相互の間に何の連絡なく、各自孤立の状態であつて、少しもその力を婦人共同の目的のために一つにしやうといふやうな努力もなく、従つてそのための機関も殆どないからではないでせうか。そしてこれは言ふまでもなく婦人自身のためにも社会全体のためにも非常に不利なことであります。しかも今日の如く時代が明に婦人の社会的活動を、その真摯な運動の回響を要求しつゝある時に於ては一層運動などしなければなりません。

私は是等の事情を深く察し、且つ尚、特に努力をも願ひ、この婦人界の必要と時代の要求に應ずべく、今回私は婦人の団結活動の一機関として「新婦人協会」なるものを創立し、婦人相互の団結を計り、婦人救済のため、その進歩向上のため、或は利益の増進、権利の獲得等のために努力しやうと決心いたしました。併しこの大きな企ては、もとより私共の小さな力によく成せし得ることはありませぬ。實はと私共只この仕事の起人たるに過ぎないので、総ては同志諸氏のお力によるより外ないでありますから、まづ第一に私共をお信じ下さいませう。第二にこの仕事を理解し、その必要と意義と価値とを十分お認め下さいませう。従つて精神的に物質的助力を御提供下さいませう切望いたします。

平塚 明
市川 房枝
呉 むねお

大正八年十一月

〔赤瀾会〕団体消息

日本の婦人運動史も、最早や新婦人協会に満足する事が出来なく、新婦人協会の並行する赤瀾会も、新婦人協会の活動の中心に於て、プロレタリアの欲求は、(社会的欲求は)階級意識の上に立つ、真の無産婦人の団結であつた。過ぐる四月下旬、社会主義婦人団体として其の産声を揚げた「赤瀾会」は、此した社会的欲求社会的趨勢からしても、重大な任務を持つてゐる。

日本第二回の労働祭には、無産婦人として目醒しき活躍振りを見せ、ブルジョアジーをして心胆を寒からしめた事は当時の新聞紙の報ずる所で明である。

或は月島の○○工場の罷工事件に女工連と一緒に擲取階級に対する反抗運動を行つた事は隠れたる事実として知られて居る。

最近に至り、堺利彦、山川菊栄、伊藤野枝、大杉栄、守田有秋、岩佐作太郎の諸氏を講師として事務所で夏期講習会を開いた。

尚ほ綱領、規約は左の如きである。

〔綱領〕

〔私達は、私達の兄弟姉妹を窮乏と無智と隸屬とに沈淪せしめたる一切の圧制に対して断乎として宣戦を布告するものであります。〕

規約

一、本会を、「赤瀾会」と名づけ、当分の内事務所を、麴町区元園町一ノ四四に置きます。

一、入会者は、本会の綱領及規約を承認し確実なる同志の紹介ある方に限ります。

本会は毎月第一、第三日曜に事務所にて例会を開きます。新婦人協会の希望に、赤瀾会も同様に活動する事を期す。

新婦人協会の希望に、赤瀾会も同様に活動する事を期す。

一、会を維持する為会員は、一ヶ月三十銭を納める事にします。

〔社会主義〕第九巻第九号・一九二二年九月一日

〈小單元2〉

① 〈小單元1〉の②で使用

②

趣意書

我々現下の教育問題、職業問題、两性の同權問題、母性児に対する保護問題を姑くとして、幾多の婦人問題は当然改革されるべきものでありながら、聊かの改善も見えずに今日に及んで居ります。私共女性が男性と等しく人であるといふ内の覺醒に基いて、これ迄女性の自由發展を抑制した習慣因襲から脱し、速かに是等の諸問題を解決するの必要を痛感してゐる次第であります。

而して之を解決する實際運動としては、唯一途私共女性が政治上の發言權を得て、直接に立法府を動かす他はありません。私共が参政權の獲得を以て、第一の急務とする等以前であります。あらゆる我國の現行法規は幸へ婦人の人格を無視した不合理、才庸、侮辱を認められたものであります。婦人の地位を向上せしむる第一着手として、かかる偏頗形勢の制度を打破せねばなりません。普通選挙が実施されんとする当今におきまして、婦人が参政の範圍から除外され、殆く無資格扱いにされてゐる事は、到底直損するに忍びない所でありませぬ。本参政同盟は如上の趣意の下に生まれました。同協力的目的の貫徹する迄は、尙く法道當の運動を続けるものであります。

大正十二年二月

規約

- 第一条 本会は婦人参政同盟と称す
- 第二条 本会は婦人参政権獲得及婦人に政治智識の普及をはかるを以て目的とす
- 第三条 本会は本部を東京市に置く
- 第四条 本会に庶務部、宣伝部、研究部、財政部、事務部を置く
- 第五条 本会に左の役員を置く
 - 理事若干名、幹事若干名
- 第六条 理事は一般会務を処理し幹事は理事を輔佐す
- 第七条 役員は選挙は總會に於て互選す
- 第八条 本会の總會は年一回十月に開く
- 第九条 役員は任期は二年とし、但再選を妨げず
- 第十条 役員は必要に応じて開く
- 第十一条 本会の總會に賛成する婦人は何人も入会することを得
- 第十二条 会費一ヶ年金一円
- 第十三条 本会の維持は會員及賛成者の寄附に依る
- 第十四条 會員五名以上ある地方には支部を設けしむることを得
- 第十五条 本規約は總會に於ける出席會員半数以上の同意あるにあらざれば變更することを不得す
- 第十六条 本規約に規定せざる事項は役員会に於て協議処理す

婦人参政同盟

創立總會決定の書及規約

宣言書

一、我等は二六百年法の因習を破り、男女共に天賦の義務權利に即して新日本建設の義務を負ふべき事を信ず。

一、明治初年より半世紀に亘り國民教育に於て已に男女の別なく、又女子高等教育の門も開かれつつある今日、普通選挙の實施に當り女子を除外するは不当のことと言はざるを得ず、我等は之を要求す。

一、我國の職權婦人は既に四百方に達せり、其利益保護のために参政權を要求するは當然のことと信ず。

一、我國大衆の貧窮婦人は其生活完成のため、法律上國家の一員たるべく之を要求す。

一、市町村に於ける公民たり又國家の公民たる資格を求めて我等は参政權を必要とす。

一、以上は華族の異同、職業の差異、有ゆる異同を除き唯女性の名に於て一致し得る問題なるが故に、ここに大同團結を伴ひ婦人参政權獲得運動をなす必要と其可能とを信ず。

故つて左の決議をなす。

決議一 我等は市町村に於ける公民權を獲得せんがために、来る第五十議會に提出せんとする市町村制改正法律案中に婦人を男子と同様に含むことを要求す。

決議二 我等は國家の半人たる存在と義務とを全うせんがために、来る第五十議會に提出せられんとする選挙法改正法律案中に婦人を男子と同様に含むことを要求す。

決議三 我等は政治的結社の自由を獲得せんがために、治安警察法第五條第一項中より「五女子」の三字を削除せんことを要求す。

規約

- 第一条 本会は婦人参政権獲得期成同盟会と称し事務所を当分の間東京市芝区翠町二番地に置く
- 第二条 本会は婦人参政権獲得を以て目的とす
- 第三条 本会は政党政團に対して絶対的中立の立場を保つ
- 第四条 本会は本会の目的に賛同するすべての婦人を以て組織せらる、本会は入会の額金一円を賦出し、第五條にかかれたる何れかの部に属するものとす
- 第五条 本会は第一條の目的を達するために左の各部を置く
 - 一、聯合運動部（聯合会に対しての直接運動）
 - 一、宣伝部（傳單の印刷、パンフレットの出版等）
 - 一、財務部（資金募集）
 - 第六條 第五條に掲げたる各部は、互選された三名の幹事によつて組織せらる
 - 第七條 本会に左の役員を置く
 - 一、理事三名（事務理事一名、会計理事一名、中央幹事一名）
 - 第八條 總理事事は本会を代表し、本会の連絡統一をはかると同時に大衆中共同會の議長となる、会務理事は本会の一般会務を処理す、会計理事は本会の金銭出納に関する一切の事務を処理す
 - 第九條 理事は總會に於て會員中より選挙し、その任期は一ヶ年とす
 - 第十條 中央幹事委員は第六條に掲げたる幹事に任じ、その任期は一ヶ年とす
 - 第十一條 理事及中央幹事委員は中央幹事委員を組織し、本会に關する会務の協議決定及執行をなす
 - 第十二條 本会の總會は入会金及附金を以て支弁す
 - 第十三條 總會は毎年一回四月これを開く
 - 第十四條 本規約は大會に於ける出席會員三分の二以上の同意あるにあらざれば之を變更すを得ず

③ 〈小単元1〉の⑥、⑦で使用

④

公布年	公布時の内閣	実施年	選挙人			
			直接国税	性別年齢	総数	全人口比
1889	黒田	1890	15円以上	男 25歳以上	45万人	1.1%
1900	山原	1902	10円以上	〃	98	2.2
1919	原	1920	3円以上	〃	306	5.5
1925	加藤(高)	1928	制限なし	〃	1240	20.8
1945	幣原	1946	〃	男女20歳	3688	50.4

おもな選挙法の改正(金九三郎「新選挙制度論」より) 1889(明治22)年の選挙法では被選挙人も選挙人と同じ納税資格を必要としたが、1900(明治33)年の改正で廃止された。

労働婦人連盟
日本婦人参政権協会
関東婦人同盟
婦人参政同盟
婦人獲得同盟
社会婦人同盟
全国婦人同盟

普選第一回の総選挙戦は、我等婦人に政治的自由の全然奪はれて居る事の不合理さを痛感させた。婦人大衆は今やその実感を基礎として婦選獲得の猛運動を起すべき機会に逢着してゐる。茲に従来、各の立場より婦人の政治的解放運動を続けて来た我等は、この趨勢に鑑み来るべき普選最初の議会に対し、結社権、公民権、参政権の為に、婦選獲得共同委員会を組織し、以て協力、事に当ることと決定した。更に我等は此の運動を永続的のものたらしめ、以て婦人大衆の政治的自由獲得の目的を貫徹せん事を希ふものである。

昭和三年三月十二日

⑤ 声明書

⑥

穩健派婦人団体として

一九三〇(昭和五)年五月十八日の週刊『婦女新聞』に次の記事が載っている。

「穩健派の新婦選団体生る 婦人公民権は遂に去る第五十八議會で衆議院を通過して、例え貴族院は掘り潰しにあつたにせよ、婦人参政の實現は頼みに確実性を帯びて来たが、それに力を得てか、従来婦選運動に冷淡であつた婦人界の元老、女子教育家達がにわかには起ち上つてここに新たな大婦人参政団体を組織するに至つた。即ち吉岡弥生、井上秀子、山脇房子、嘉悦孝子……等々の諸氏が發起人代表となつて各方面に檄を飛ばし、去る十二日夜、帝國數育会館に發起人会を開いたが、主なる女流教育家、各区婦人会の会長、安達内相夫人ら百余名の出席あり……目的は「従来の婦選団体に参加できなかった上流婦人、家庭婦人等を包含し、従来内に蓄え来た力を組織して、婦人の政治的自由と向上を期して一踏社会に進出する」ということに決定、来議会には公民権のみならず参政権をも獲得すべく、委員をあげて貴、衆両院議員を訪問、瞭解運動を行うことに決定した。新団体は東京連合婦人会の有力分子の大部分を含むこととて、桜楓会(注―日本女子大同窓会)、至誠会(注―女子医専同窓会)、女教員会、桜蔭会(注―お茶の水女高師同窓会等)、等、全会員を挙げて入会するものとみられ、急進的な婦人団体と對して、愈々運動を効果的にするであらう」

〈小單元3〉

① 〈小單元1〉の②で使用

②

次に主催者側を代表して全関西婦人連合会理事長恩田和子氏より左の如き挨拶がありました。

大阪朝日新聞社後援の下に、只今より、第十四回全関西婦人連合大会を開催いたしますにあたり、主催者側を代表して一言御挨拶を申し上げます。

皆様方には、今更御説明申上げるまでもなく御承知のことではありますが、わが日本の現在は経済上、國際上、思想上、その他種々の事情がこんがらがつて、未曾有の複雑な、いはゆる非常時の大難關を進みつつあるのであります。この際にあつて、國民は如何に善処したらよいか、それは國民のすべてが真剣に考へねばならぬ——また、考へてゐる点であります。そのことについては先に國際連盟を脱退した時に、畏れ多くも

聖上陛下が下されました勅諭に、ハッキリと御教へ示しいたゞいてゐるのであります。それは即ち國民はそれ／＼の立場に立つて、その責務遂行のために一心に努力せよといふ御さとし——政治家は政治のことを、百姓は百姓のことを、学校教員は教育のために、一生懸命に働けよといふ御思召であると、拝察いたしてゐるのであります。

それで私ども女性は、女性の立場より、国家社会のために努力を尽しますことが、非常時日本における最善の道だと、固く信じてをります。

③ 規約と参加団体
規約

第一条 本会は選挙肃正婦人連合会と称し事務所を京橋区銀座二丁目三番地ノ四山口ビル内に置く

第二条 本会は婦人団体を以て組織し来るべき府県會議員選挙及衆議院議員選挙に際し婦人の立場より選挙肃正運動を行ふを以て目的とす

第三条 本会は前条の目的を達する為左の事業を行ふ

一、婦人団体による選挙肃正運動の方法を立案し加盟団体及全国の各婦人団体に提示し、出来得る範囲内にて選挙運動に努力せしむる事

二、各団体共同になし得る運動方法を選び(例へばポスター、立看板、チラシ等)全国一斉に行ふ事

三、肃正に関する印刷物を刊行、全国の婦人団体及其他に配布する事

第四条 本会に加盟せんとする婦人団体は加盟団体二団体の紹介を要す、各加盟団体は加盟費五円を醸出し代表委員二名宛を選出するものとす

第五条 本会の事業は代表委員によつて組織されたる代表委員会の決議を経ることを要す

第六条 代表委員会は決議を執行する為の若干名の常任委員を互選するものとす
常任委員会は会務を分担する為更に委員長一名、書記一名、会計二名を互選するものとす。(第七・八・九条略)

委員長 吉岡弥生

書記 市川房枝

会計 ガントレット恒子、田中芳子

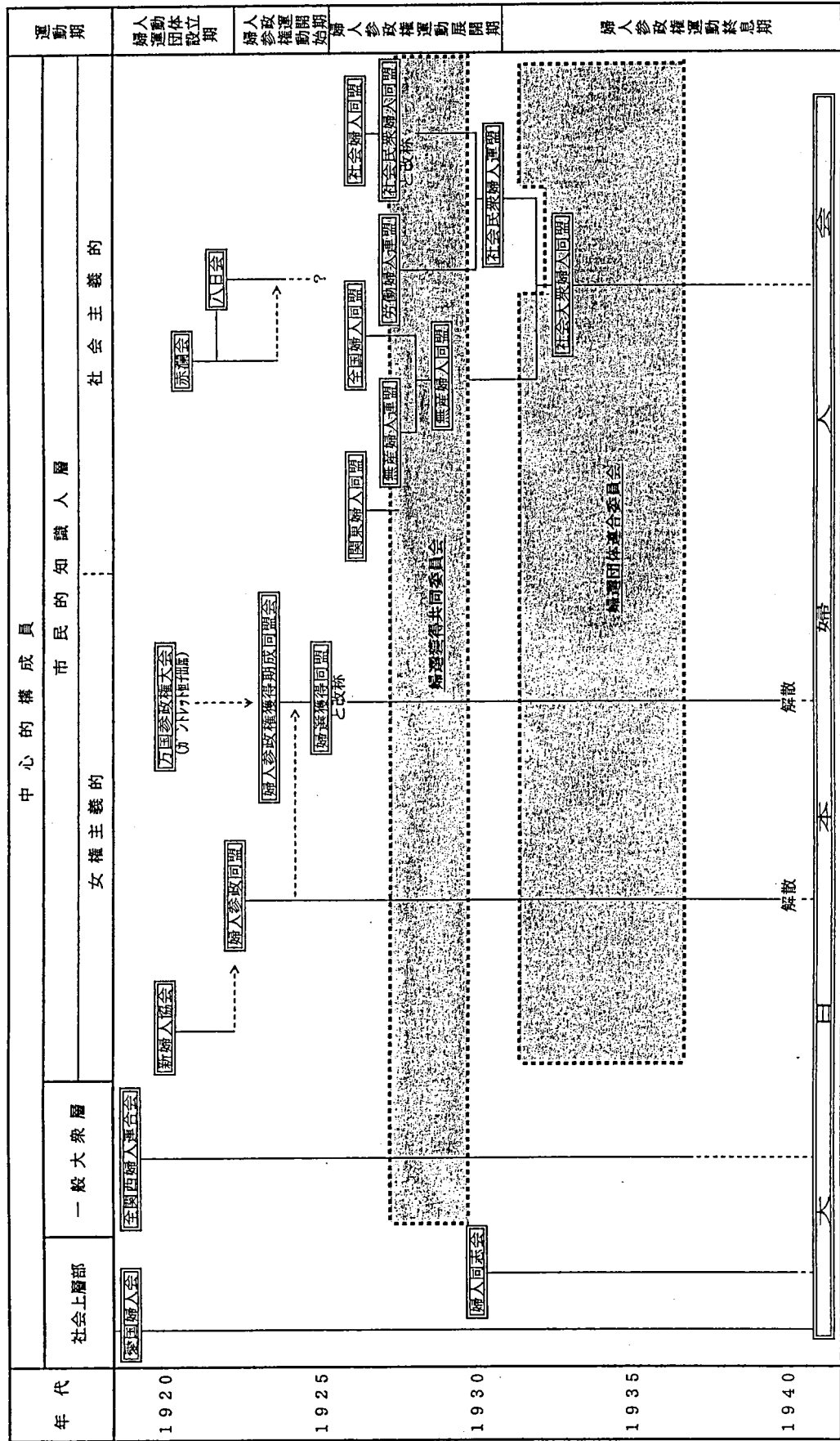
常任委員 大妻コタカ、金子茂、千本木道子、村上秀子、守屋東

参加団体三五

芳閣会、日本基督教婦人参政協会、日本基督教婦人矯風会、日本女医会、母性保護連盟、東京府看護婦連合会、東京府産婆会、東京連合婦人会、東京婦人市政浄化連盟、東京婦人美容協会、東京女子薬剤師会、四谷区婦人会、大日本連合母の会、連枝会、むら竹会、牛込区婦人会、大妻同窓会、鷗友会、桜楓会、警察官家庭婦人協会、婦人平和協会、婦人同志会、婦人参政同盟、婦選獲得同盟、婦選団体連合委員会、子供の村お母様学校、至誠会、松操会、新日本婦人協会、洗足母の会、全国中等学校女教員会、水曜会、大和学園同窓会、仏教女子青年会日本連盟、東京府女子師範同窓会

A.

主な婦人運動団体の変遷



〈小単元4〉①

婦人運動と市川房枝の年表

年代	婦人運動関連事項	市川房枝関連事項
1889	大日本帝国憲法公布	
1890	集会及び政社法公布	
1893		愛知県明地村（現尾西市）で生まれる
1898	民法典施行	
1899		明地尋常小学校入学
1900	治安警察法公布	
1907	『世界婦人』発刊	朝日尋常高等小学校卒業、単身渡米願いを役所に出すが不許可
1908		上京し女子学院に入学するが程なく帰郷、尋常小学校の代用教員となる
1909		愛知県立第二師範学校女子部本科一年に補欠入学
1911	「青鞥社」設立	
1912		県立女子師範学校に移るが、新校長の良妻賢母教育に不満を持ち、同級生と共にストライキをする
1913		県立女子師範学校卒業、朝日尋常小学校訓導となる
1916	『婦人公論』創刊	
1917	『婦人之友』創刊	『中日新聞』の記者となる
1918		新聞社を辞め上京、平塚らいてうと出会う
1919	「新婦人協会」設立	新婦人協会設立に関わる
1920	「万国婦人参政権同盟大会」が行われる	
1921		新婦人協会理事を辞任、渡米
1922	治安警察法第5条第2項改正公布	シカゴ、ニューヨークで婦人運動、労働運動を視察
1923	「婦人参政同盟」結成	婦選運動の指導者、アリス・ポール女史に会う
1924	「婦人参政権獲得期成同盟会」（翌年、「婦選獲得同盟」と改称）創立	帰国後、ILO東京支局職員になる 「婦人参政権獲得期成同盟会」創立に参加し会務理事となる
1925	男子普通選挙法成立布	
1927	婦選獲得期成同盟会、機関誌『婦選』創刊	『婦選』創刊に関わる ILO東京支局職員を辞職し、婦選運動に専念する
1928	婦選獲得共同委員会	婦選獲得共同委員会の設立に関わる 第1回汎太平洋婦人会議に出席する
1930	第1回全日本婦選大会開催 婦人公民法案、衆議院で可決（貴族院審議未了）	婦選獲得同盟総務理事となる
1931	制限婦人公民法案、衆議院で可決（貴族院否決）	第2回全日本婦選大会開会挨拶中、右翼に襲われる
1932	婦選団体連合委員会	婦選団体連合委員会の設立に関わる
1933	東京婦人市政浄化連盟	東京婦人市政浄化連盟の設立に関わる
1935	選挙粛正婦人連合会	選挙粛正婦人連合会の設立に関わる
1937	第7回全日本婦選大会（全日本婦選大会最終回） 日本婦人団体連盟	日本婦人団体連盟の設立に関わる
1939		国民精神総動員中央連盟非常時国民生活様式委員会委員となる
1940	婦選獲得同盟解散	大政翼賛会調査委員となる
1942	大日本婦人会発会 大日本言論報国会設立	大日本婦人会審議員となる 大日本言論報国会理事に加えられる
1944	『婦人公論』最終刊	川口村（現八王子市）へ疎開する
1945	戦後対策婦人委員会 GHQ、人権確保の大改革を指令 新日本婦人同盟創立 衆議院選挙法改正公布（婦人参政権の実現）	戦後対策婦人委員会結成に関わり、婦選を要求 新日本婦人同盟の会長になる

⑥ 案の説明を私がしたが、その第一は、名称を短く「婦選獲得同盟」と改称することであった。私どもは婦人参政権を「婦選」と呼ぶことにした。これは辞書にもない新語であるが、短い、それに「普選」と同音なので、「普選」はまだ完成されてはいない、「婦選」が残っているのだ、という抗議の気持ちをこめて、会名に使うことにしたわけである。

⑤ アリス・ポール女史との会話は主として婦選運動で、彼女は私に、「ぜひ婦選運動をしない。労働運動は男の人に任せておいた方がいい。婦人のことは婦人自身でしなければ誰もするものはない。いろいろなことを一時にはいけない」といったことを繰り返していった。また、「もう一カ月ぐらいここにいろいろな見て行ったら……」とすすめられもした。しかし二週間で引き上げたが、このポール女史の忠告は、私ののちの運動に非常な影響を与えたようである。

② 私が友愛会をやめた直後、「待っていました」とばかりに、平塚らいてう氏から口がかかった。新たに婦人会をつくって、婦人の地位の向上をはかりたいから手伝ってほしいというのである。

平塚氏はその動機を、「青鞥」運動の末期において私たちが突き当たった壁——社会に、政治につながるところの堅い壁を打ち破るための、婦人の政治的、社会的な団体運動への衝動が私の中にだんだんと抑えがたいものになってきました」と氏の著書「わたくしの歩いた道」に書いてある。また、その運動にどうして私を誘ったかについては、同じ著書の中で、「この計画を最初に打ち明けたのは、山田先生とおわかさんでした。おわかさんには発起者となって働いてもらうつもりでした。次に私は、名古屋の工場めぐりで道案内に立ってくれた市川房枝さんに着目しました。市川さんはその頃、二十三、四の若さで労働問題、婦人問題にたくに興味をもっていることが、起居を共にした旅先でもわかっていましたし、この人のような事務的才能のある實際家肌の婦人をぜひ片腕に欲しいものと考えたからでした。また一つには、市川さんが仕事を捜していること、何かよい仕事があれば紹介してあげてほしいと、おわかさんから前に頼まれていたことなどもあってのことでした」と書いてある。

③ 「私自身婦人の地位向上、婦人の解放には賛成で、かねてからそうした運動を起こしたいと考えていた。」

「当時の私にはそれこそ女権主義も母権主義も（社会主義）イデオロギーもなく、一途に婦人の地位向上、権利の獲得を望んでおり、平塚氏を信頼し、そのいうまを受け入れていたとってよからう。」

④ 「当時の平塚氏の考えは婦人の地位向上、権利の獲得、男女平等を主張しているが、同時に家庭を重視し母子の保護を強く望んでいる。（中略）ただ、母子保護の主張は、いわゆる良妻賢母に通じ、保守派からも賛成されやすく（中略）良妻賢母の前に人として男女平等が確立されねばならぬというのが、後の運動の中で私が得た強い確信であった。」

「しかし大正九年の終わりごろからは、平塚氏も疲れたのか、前ほど動かなくなり、私に対する態度もとげとげしく冷ややかになってきたような気がした。」

⑨

この時局の急変、政局のめまぐるしい転換で、婦人公民権案の政府提案はもちろん、民政党及び政友会からの有志議員による提出も不可能になってしまった。それは貴族院での制限公民権に対しての予想以上の反対におそれをなしたということもあるが、最早日本は戦時体制だ、婦人参政権、公民権などにはかまっていられないというのが本音であったろう。婦人公民権案と一緒に第五十九議会で政府が提案し、衆議院は通過したが貴族院で握りつぶしとなった労働組合法及び労働争議調停法中改正案と同じ運命のようである。

⑧

議員を支配している、婦人は家庭にあつて良妻賢母たるべしとする封建的な考えにあつたと思われる。

このときから約半年たった十月のある日、貴族院議員で数学の権威であつた理学博士の藤沢利喜太郎氏からの封書を受け取った。「文藝春秋」十月号に寄稿された、「想ひ出るがまま」の一文で、留学中にみたイギリスの婦選運動と先般の貴族院での婦人公民権案否決にふれている。博士は婦選には賛成のようだが、「多くの賛成演説は確かに賛成の票数を減じたということである」と断言し、「我が国近時の一大欠陥は老人たちの不覚にあるのではなからうか」といつておられた。これは貴族院の老人たちをさしていると思われ、いい氣持であつた。

⑦

つたかたちで示している。彼女はいう。「我婦選獲得同盟は婦選の獲得のみを其の目的として組織されてゐるもので、ある。然しながら之は女権の追求に急のあまり、婦人大衆の当面の問題を忘れたためでもなければ、亦之を冷淡視した結果でもない。それは単に団体としての政策から来てゐるに過ぎない」「同盟はその成立の歴史が示してゐる如く、婦選獲得なる共同目的の爲めの大同団結であつて（中略）従つてかくの如き団体に於てよく共同一致の実を挙げん爲めには、其の目的の範囲を極度に限定することが必要なことである」。

⑩

私共は参政権の要求は継続するが、手を拱いてその獲得だけを待つ愚はしない。仮令法律上に於て参政権を獲得し得なくとも、事実に於てこれを獲得しこれを行使せんとするものである。

その爲には、私共は抽象的な観念的な運動をやめて、具体的な日常生活に関連した問題を取りあげ、これによつて一般大衆婦人の政治的関心を喚起すると共に、婦人の実力によつて、その解決の実果を社会に明示する事が必要である。

事変が勃発してからも二ヶ月近くになる。

私共も政府当局者と共に、その局地的解決を切に希望したのだったが、遂に拡大のやむなきに立到つてしまった。

街頭の戦時風景は段々濃くなつて来るし、ラヂオや新聞の伝へる戦況も日増しに激しくなつて行く。

この二ヶ月間といふもの、私は全く憂鬱に閉ざされて来た。國を愛するが故に、この不幸なる事変の発生を悲しみ、拡大の程度、事変の後の措置、経済上の影響……等々が案ぜられてならなかつたのである。

然し、ここ迄来てしまつた以上、最早行くところ迄行くより外あるまい。

物資の不足、戦費の増大から来る物価の騰貴。生活の困難は当然来るべきものとして覚悟を固めなければなるまい。

私一個の感情や生活ならどうにでも仕末はつく。然し婦人子供全体の——延いては國家社會の幸福を増進するために、多年同志と努力して来てる私共の立場としては、此の時局の困難に如何にして打克ち、将来の幸福を建設するかを考慮し、実行に移す責務がある。

私は今その具体的方法手段等について考慮を廻らしてゐるのである。

直接、婦人が事変から受ける影響としては

- 一、出征軍人の遺家族として精神的物質的の打撃困難。
- 二、男子の出征によつて空席となる職場の補充乃至は労働強化。
- 三、生活必需品の不足並に物価の騰貴と、それから必然的に来る母子の保健問題

等々が数へ上げられる。

一、は已に政府及婦人団体によつて着手されてゐるが、二と三は事変初期のためか、殆ど何処でも考慮されてゐない様である。

そこで私共としてはこの二つに対しての具体的対策を考究し、政府当局並に各婦人団体の注意を喚起し、その実行を促進しなくてはならない。

殊に三、に対して当然取上げられるであらう消費の統制、節約運動については、消費者である婦人の協力なくしては全く不可能であることを政府をして認識せしめなくてはならない。

現在の如き状態に於ては、所謂婦選——法律の改正運動は一層困難となるであらう事はいふ迄もあるまい。

然し私共が婦選を要求する目的は、婦人の立場より國家社會に貢献せんがために政府と、又男子と協力せんとする所にある。

従つてこの國家としてかつてなき非常時局の突破に対し、婦人がその実力を發揮して実績をあげる事は、これ即ち婦選の目的を達する所以でもあり、法律上に於ける婦選を確保する為めの段階ともなるであらう。悲しみ、苦しみを噛みしめて、婦人の護るべき部署に就かう。

〔時局に対して「私の頁」『女性展覧』一九三七年九月号〕

今次の支那事変並に大東亞戦争に於ては、日本民族の優秀性はつきり確認され、東亞十億の指導者としての地位が確立いたしました。

大東亞共榮圈を確立し、その悠久にして健全なる發展をはかるためには、何よりも日本民族の人口が更に増加し、その資質の増強をはかる事が重要となりました。

政府は大東亞戦争に先づ昭和十六年一月、重大國策として「人口政策確立要綱」を決定し、その向ふ所を明かにいたしました。

婦人はこの國策に於て初めて、日本民族の母としての地位を確認され、その自覚、協力が國家から要望されるにいたしました。(中略)

かくて産み、育てる事は、母親一人の、乃至はその家庭の私事ではなく、國家民族の公事として取上げられる事となりました事は、産むものの立場として肩身広く、嬉しい限りであります。

國家のこの要望に対して、婦人は、今こそ民族の母としての自覚をしつかり持ち、量、質とも優良なる日本民族を産み、育成するやう努力しようではありませんか。

これは婦人としての、否、婦人でなければ出来ない御奉公であり、大政翼賛の最も重要な事項であります。

(同書八—一〇ページ)